

# 会計情報

Vol. 567  
2023.11

Accounting, Tax & Consulting

四半期報告書(第2四半期)の開  
示に関する留意事項

会計上の見積りに関する実務上の諸論点シリーズ 第1回  
固定資産の減損会計(資産のグルーピングと減損の兆候)

業種別委員会研究資料「Web3.0 関連企業における監査受  
嘱上の課題に関する研究資料」(公開草案)の概要(第2回)

国際サステナビリティ保証基準(ISSA)5000の公開草案の概要  
サステナビリティ情報の保証業務を取り巻く最新動向と今後の見通し



# Contents

	ページ	
会計・監査	2	四半期報告書(第2四半期)の開示に関する留意事項 公認会計士 廣橋 里美
	16	会計上の見積りに関する実務上の諸論点シリーズ 第1回 固定資産の減損会計(資産のグルーピングと減損の兆候) 公認会計士 和田 夢斗
	22	業種別委員会研究資料「Web3.0 関連企業における監査受 嘱上の課題に関する研究資料」(公開草案)の概要(第2回) 公認会計士 高山 朋也
	29	金融庁:「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正(案) に対するパブリックコメントの結果等について 『会計情報』編集部
	30	ASBJ: 企業会計基準適用指針公開草案第80号(企業会計基 準適用指針第2号の改正案)「自己株式及び準備金の額の減 少等に関する会計基準の適用指針(案)」等の公表 『会計情報』編集部
	31	JICPA: 会計制度委員会研究報告第17号「環境価値取引の会 計処理に関する研究報告—気候変動の課題解決に向けた新 たな取引への対応—」及び「公開草案に対するコメントの概 要及び対応」の公表について 『会計情報』編集部
IFRS	32	—国際サステナビリティ保証基準(ISSA)5000の公開草案の概要— サステナビリティ情報の保証業務を取り巻く最新動向と今 後の見通し 公認会計士 小林 永明
	37	国際会計基準(IFRS)—つくり手の狙いと監査 第37回 IFRS第17号「保険契約」(その6) 前 国際会計基準審議会 (IASB) 理事 鶯地 隆継
	40	iGAAP in Focus 財務報告 IASB、年次改善プロセスの一環としてIFRS会計基準の修正 を提案する トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス
パブリック	42	国の会計と関連制度(6回目) ～財政投融资の概要(その2) 政策コスト分析の概要～ 公認会計士 長村 彌角
会計基準等開発動向	59	会計基準等開発動向 『会計情報』編集部
Information	64	新刊書籍のご案内

# 四半期報告書（第2四半期）の開示に関する留意事項

公認会計士 ひろはし さとみ  
廣橋 里美

## はじめに

本稿は、四半期報告書（第2四半期）の開示に関する留意事項について述べている。四半期連結財務諸表を開示する場合には、四半期個別財務諸表の開示は要しないとされているため（四半期会計基準第6項ただし書）、本稿では基本的に四半期連結財務諸表を対象としている。また、指定国際会計基準・修正国際会計基準に関する

記載については述べておらず、これらに基づく開示を行う会社においては注意が必要である。

以下の記載事例については、公益財団法人 財務会計基準機構『四半期報告書の作成要領（2023年6月第1四半期提出用）』及び同作成要領内の『第2四半期報告書向け記載事例（2023年9月第2四半期提出用）』を引用している。

凡 例	
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令（令和5年1月31日内閣府令第11号）
開示ガイドライン	企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（令和5年1月31日金融庁企画市場局）
記載上の注意	開示府令第四号の三様式（記載上の注意）
四半期連結財規	四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（最終改正令和3年9月24日内閣府令第61号）
四半期連結財規ガイドライン	「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（四半期連結財務諸表規則ガイドライン）（令和3年9月24日金融庁企画市場局）
四半期財規	四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（最終改正令和3年9月24日内閣府令第61号）
連結財規	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（最終改正令和5年3月27日内閣府令第22号）
財規	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（最終改正令和3年9月24日内閣府令第61号）
財規ガイドライン	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）（令和5年6月30日金融庁企画市場局）
四半期会計基準	企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（最終改正2020年3月31日 企業会計基準委員会）
四半期適用指針	企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（最終改正2020年3月31日 企業会計基準委員会）
改正法人税等会計基準	企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（最終改正2022年10月28日 企業会計基準委員会）
改正税効果適用指針	企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（最終改正2022年10月28日 企業会計基準委員会）
改正法人税等会計基準等	改正法人税等会計基準及び改正税効果適用指針
収益認識会計基準	企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（改正2020年3月31日 企業会計基準委員会）
収益認識適用指針	企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（最終改正2021年3月26日 企業会計基準委員会）
連結キャッシュ・フロー実務指針	会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」（最終改正平成26年11月28日 日本公認会計士協会）
時価開示適用指針	企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（最終改正2020年3月31日 企業会計基準委員会）

凡 例	
セグメント情報等会計基準	企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(最終改正平成22年6月30日企業会計基準委員会)
1株当たり会計基準	企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(最終改正平成25年9月13日企業会計基準委員会)
作成要領	公益財団法人 財務会計基準機構『四半期報告書の作成要領』(2023年6月第1四半期提出用)

## 四半期報告書(第2四半期)作成に係る主な改正点

2024年3月期第2四半期の四半期報告書を作成するにあたり、適用される会計基準等に関連する主な改正点を下表にまとめている。なお、下表のページは、本稿におけるページ数を意味している。

### 1. 開示府令の改正(令和5年1月31日)に伴う開示ガイドラインの改正に関する事項

項 目	ページ
第2 事業の状況	
● 事業等のリスク	6
● 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	8

### 2. 改正法人税等会計基準等の早期適用に関する事項

項 目	ページ
第1 企業の概況	
● 主要な経営指標等の推移	4
第4 経理の状況	
● 冒頭記載	9
● 会計方針の変更等	11

上記の他に、実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」(2022年8月26日企業会計基準委員会)が公表されており、2023年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用される。

## 四半期報告書（第2四半期）作成に係る留意点

四半期報告書を作成するにあたって、次のような点に留意されたい。

項目	留意点	備考
第一部 企業情報		
第1 企業の概況		
1 主要な経営指標等の推移	<p>基本的に、当四半期連結累計期間および前年同四半期連結累計期間ならびに最近連結会計年度に係るものを記載する（1株当たり四半期純利益・純損失の記載に注意する）。</p> <p>「1株当たり四半期（当期）純利益金額」（記載上の注意(5)a(i)、a(j)、c(j)、c(k)）については、「1株当たり四半期（当期）純利益」と記載することも差し支えないと考えられる。また、「純資産額」（記載上の注意(5)a(g)、c(h)）及び「総資産額」（記載上の注意(5)a(h)、c(i)）については、それぞれ「純資産」及び「総資産」と記載することも差し支えないと考えられる（作成要領17ページ作成にあたってのポイント②）。</p> <p>「主要な経営指標等の推移」に関して、開示ガイドライン5-12-2において、遡及適用、財務諸表の組替え及び修正再表示の適用が規定されている。自己資本比率は、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財規第56条の2において準用する連結財規第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、四半期連結財規第57条において準用する連結財規第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び四半期連結財規第58条に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財規第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財規第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財規第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合を記載する（記載上の注意(5)a(m)）。</p> <p><u>改正法人税等会計基準等を早期適用する場合の記載事例は以下のとおりである。</u></p> <p>（作成要領 第2四半期報告書向け記載事例（2023年9月第2四半期提出用）2ページ及び4ページ）</p> <p>[「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022年10月28日）等を早期適用している場合]</p> <p>2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第2四半期連結累計期間及び前第2四半期連結会計期間並びに前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。</p> <p>[「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を早期適用し、2022年改正会計基準第20-3項ただし書き及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（2022年10月28日）第65-2項(2)ただし書きを適用している場合]</p> <p>2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第2四半期連結累計期間及び前第2四半期連結会計期間並びに前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用している。この結果、当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。</p>	記載上の注意(5) 開示ガイドライン 24の4の7-7、5-12-2

項目	留意点	備考
2 事業の内容	<p>当四半期連結累計期間において、提出会社及び関係会社において営まれてい る事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載する。</p> <p>セグメント情報の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異 動があった場合には、その内容を記載する。</p>	記載上の注意(6)
第2 事業の状況		
1 事業等の リスク	<p>当四半期連結累計期間において、四半期報告書に記載した事業の状況、経理 の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキ ャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況に重要な影響を与える 可能性があるとして認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の異常な変 動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営 方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項 等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。）が発生した 場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について 重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、 かつ、簡潔に記載する。</p> <p>提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じ させるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以 下「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容 を分かりやすく記載する。また、当該重要事象等についての分析・検討内容及 び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分 かりやすく記載する。</p> <p>継続企業の前提に関する注記との関連に注意する。</p> <p>将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の 末日現在において判断したものである旨を記載する。ただし、四半期報告書提 出日時点での判断に基づいて記載することを妨げるものではないと考えられる （作成要領27ページ 作成にあたってのポイント③）。</p> <p>開示ガイドライン「事業等のリスク」に関する取扱いガイドラインでは次の 事項が規定されている。</p> <p>1 開示府令第二号様式（記載上の注意）(31)a、第四号の三様式（記載上の 注意）(7)a及び第五号様式（記載上の注意）(10)aに規定する「事業等の リスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載 例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判 断により記載することを妨げるものではない。 (1)～(11) (略)</p> <p>2 開示府令第二号様式（記載上の注意）(31)b、第四号の三様式（記載上の 注意）(7)b及び第五号様式（記載上の注意）(10)bに規定する「提出会社 が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるよ うな事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」につい ては、その経営への影響も含めて具体的な内容を記載すること。 このうち、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続することの前提に 重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」はおおむね以下に掲げる事象 又は状況（これらに限るものではないことに留意する。）が単独で又は複合 的に生ずることにより該当し得るものであることに留意する。 (1)～(20) (略)</p> <p>3 開示府令第二号様式（記載上の注意）(31)b、第四号の三様式（記載上の 注意）(7)b及び第五号様式（記載上の注意）(10)bに規定する「当該重要 事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に 係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経 営者が講じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容（実施時期、実 現可能性の程度、金額等を含む。）を記載すること。なお、対応策の例とし</p>	記載上の注意(7) 開示ガイドライン 5-16-2,24の4の7 -7

項目	留意点	備考
	<p>ては、おおむね以下に掲げるものがある（ただし、これらに限るものではないことに留意する）。</p> <p>(1) 資産の処分（有価証券、固定資産等の売却等）に関する計画  (2) 資金調達（新規の借入れ又は借換え、新株又は新株予約権の発行、社債の発行、短期借入金の当座貸越枠の設定等）の計画  (3) 債務免除（借入金の返済期日の延長、返済条件の変更等）の計画  (4) その他（人員の削減等による人件費の削減、役員報酬の削減、配当の支払いの減額等）</p> <p>作成要領27ページの作成にあたってのポイント①では、『事業等のリスク』について重要な変更（消滅も含まれると考えられます。）があった場合」と述べられており、消滅が含まれることについて述べられている。</p> <p>また、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から変更がない場合には、【事業等のリスク】の表題をそのまま記載し、該当のない旨（又は重要な変更がない旨）について記載することとなる（作成要領27ページ 作成にあたってのポイント⑤）。</p> <p><u>開示府令の改正に伴う開示ガイドラインの改正</u>  四半期報告書に関する取扱いについて定める開示ガイドライン24の4の7-7に、将来情報に関する虚偽記載等の責任について定める開示ガイドライン5-16-2が含まれている。</p> <p>開示ガイドライン24の4の7-7  5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16、5-16-2、5-17から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44 及び24-13は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。</p> <p>開示ガイドライン5-16-2  有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までの将来に関する事項（以下「将来情報」という。）で、有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下5-16-2及び5-16-4において同じ。）の責任を負うものではないと考えられる。当該説明を記載するに当たっては、例えば、当該将来情報について社内での合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられる。</p> <p>なお、経営者が、有価証券届出書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。</p>	
<p>2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p>	<p>経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載としては、下記の(a)から(g)に記載の「財政状態及び経営成績の状況」「キャッシュ・フローの状況」「経営方針・経営戦略等」「会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定」「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」「優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」「基本方針」「研究開発活動」「従業員数」「生産、受注及び販売の実績」「主要な設備」を「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の中でまとめて記載し、さらに、これらのほか、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報などを具体的に、かつ、分かりやすく記載する（作成要領33ページ 作成にあたっての</p>	<p>記載上の注意(8)</p>

項目	留意点	備考
	<p>ポイント②)。</p> <p>(a) 当四半期連結累計期間における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。なお、連結会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比較が、前年同四半期連結累計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同四半期連結累計期間との比較・分析に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較・分析して記載することができる。</p> <p>また、当四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載（第二号様式（記載上の注意）32(a)gにおける記載をいう。）について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</p> <p>ただし、当該内容を財務情報である追加情報や他の注記において開示した場合には、非財務情報の開示では追加情報等を参照することによって省略することができる。</p> <p>(b) 当四半期連結累計期間において、連結会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由。</p> <p>(c) 当四半期連結累計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。</p> <p>財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めている会社において、当四半期連結累計期間に当該基本方針に重要な変更があった場合にはその内容。また、当四半期連結累計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項。</p> <p>(d) 当四半期連結累計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容。</p> <p>(e) 当四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数（就業人員数をいう）に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けて、その事情及び内容。</p> <p>(f) 当四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容。</p> <p>(g) 当四半期連結累計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む）に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容。</p> <p>i 新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった場合 その内容</p> <p>ii 最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合 その内容</p> <p>記載上の注意(8)aに掲げる項目の記載にあたっては、項目別に記載するほか、例えば、記載上の注意(8)a(b)に掲げる「経営方針・経営戦略等」「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」及び(c)に掲げる「優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」について一体的に記載することも考えられ</p>	

項目	留意点	備考
	<p>る（作成要領35ページ 作成にあたってのポイント①）。</p> <p>当四半期連結累計期間において、連結会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等（以下「経営方針等」という。）を定めている場合における経営方針等について既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比べて重要な変更があったとき又は新たに経営方針等を定めた場合には、その内容及び理由を記載することとされている。経営方針等が前連結会計年度末から前有価証券報告書提出日までの間に変更された場合で、当該変更内容を前有価証券報告書に既に記載した場合は、当四半期報告書において当該変更内容を重ねて記載する必要はないと考えられる。</p> <p>また、経営方針等が当四半期連結累計期間末から当四半期報告書提出日までの間に変更された場合には、当四半期報告書において、変更された旨及び変更後の内容を記載することも考えられる（作成要領35ページ 作成にあたってのポイント②）。</p> <p>優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題で重要な変更があった場合又は新たに発生した場合、経営者が会社の置かれたその状況をどのように認識し、会社の事業の進展のために克服すべき当面の課題をどのように捉えているか、また、どのように対処するか等について、具体的に記載する必要があるとされている。</p> <p>なお、前有価証券報告書又は前四半期報告書等に記載した重要な課題については、その後の経過等を記載することが望ましいと考えられる（作成要領35ページ 作成にあたってのポイント③）。</p> <p>将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載する。ただし、四半期報告書提出日時点での判断に基づいて記載することを妨げるものではないと考えられる（作成要領33ページ 作成にあたってのポイント⑨）。</p> <p>開示府令の改正に伴う開示ガイドラインの改正  四半期報告書に関する取扱いについて定める開示ガイドライン24の4の7-7に、将来情報に関する虚偽記載等の責任について定める開示ガイドライン5-16-2が含まれている。上記「第2 事業の状況」の「1 事業等のリスク」参照。</p>	
<p>3 経営上の重要な契約等</p>	<p>当四半期連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載する。</p> <p>次の事象については、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、その内容等を記載する。</p> <p>① 吸収合併又は新設合併  ② 重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受け  ③ 株式交換、株式移転又は株式交付  ④ 吸収分割又は新設分割</p>	<p>記載上の注意(9)  開示ガイドライン5-17</p>
<p>第3 提出会社の状況</p>		
<p>1 株式等の状況  (1) 株式の総数等</p>	<p>「発行可能株式総数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載する。  会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には発行可能株式総数を記載する。</p> <p>「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「第 四半期会計期間末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載する。</p> <p>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載する。</p>	<p>記載上の注意(10)  開示ガイドライン5-7-2</p>

項目	留意点	備考
	<p>「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載する。</p> <p>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載する。</p> <p>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、一定の事項を欄外に記載する。</p>	
(2) 新株予約権等の状況	<p>「新株予約権等の状況」については、当四半期会計期間中に新株予約権等が発行された場合に記載する。</p> <p>当四半期会計期間において、「取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行した場合」以外の新株予約権又は新株予約権付社債を未発行の場合には、該当しない旨を記載することとなるため、留意する。いわゆる事前警告型の買収防衛策に重要な変更があった場合又は新たに事前警告型の買収防衛策を定めた場合については、「第2 事業の状況」の「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における基本方針に関する規定（記載上の注意(8)a(c)。作成要領29ページ以下参照）に留意する（作成要領61ページ 作成にあたってのポイント④）。</p>	記載上の注意(11) 記載上の注意(12)
2 役員 の 状況	<p>前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員に異動があった場合に記載する。また、異動後の役員の男女別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載する。</p> <p>前事業年度の有価証券報告書を定時株主総会前に提出した場合、当該有価証券報告書に記載した当該定時株主総会及びその直後の取締役会での決議事項である「役員の改選」、「代表取締役の異動」及び「役員の役職の変更」等に関する事項については、それらが実際に否決・修正されなければ、当四半期報告書において、前事業年度の有価証券報告書の提出日後に行われた役員の変動として記載することは不要と考えられる（作成要領71ページ 作成にあたってのポイント④）。</p> <p>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社の場合には、記載上の注意(1)一般的事項fに従い、監査役を設置する会社に準じて記載することとなる（作成要領71ページ 作成にあたってのポイント⑥）。</p>	記載上の注意(17) 記載上の注意(1) 一般的事項f
第4 経理の状況		
冒頭記載 四半期連結財務諸表の作成方法について	<p>【経理の状況】の冒頭記載において、四半期連結財務諸表は四半期連結財規に基づいて作成している旨を記載する。</p> <p>会計基準等を早期適用する場合、経理の状況の冒頭に四半期連結財規等の附則に基づいている旨の記載をすることが望ましいと考えられる（作成要領79ページ 作成にあたってのポイント④）。</p> <p>改正法人税等会計基準を2024年3月期の期首から早期適用する場合の記載事例は下記のとおりである。</p> <p>(作成要領74ページを基に筆者作成)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1. 四半期連結財務諸表の作成方法について</p> <p>当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。</p> <p>なお、当第2四半期連結会計期間（〇年7月1日から〇年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（〇年4月1日から〇年9月30日まで）は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（令和5年3月27日内閣府令第22号）附則第2条第1項ただし書き及び同条第4項により、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。</p> <p>2. 監査証明について (略)</p> </div>	記載上の注意(18) 開示ガイドライン 24の4の7-10

項目	留意点	備考
	<p>監査証明については四半期レビューを受けている旨を記載する。</p> <p>四半期報告書の「経理の状況」に、四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期会計期間に係る四半期損益計算書）を記載する場合には、当該四半期報告書の「経理の状況」の冒頭に、その旨を記載しなければならないことに留意する。</p>	
1 四半期連結財務諸表		
比較情報の作成	<p>四半期連結財務諸表について、比較情報の作成が規定されている。</p> <p>四半期連結貸借対照表については、前期末連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書については、前年同四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、前年同四半期連結キャッシュ・フロー計算書が必要に応じて修正され、比較情報として当四半期連結財務諸表に含まれることとなる。</p> <p>次の事項に留意する（四半期連結財務諸表ガイドライン5の3）。</p> <p>① 当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表において記載されたすべての数値について、原則として、前連結会計年度並びに当該連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る数値を含めなければならない。</p> <p>② 当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前連結会計年度並びに当該連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る定性的な情報を含めなければならない。</p>	<p>四半期連結財務諸表第5条の3</p> <p>四半期連結財務諸表ガイドライン5の3</p> <p>「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」（2011年6月30日企業会計審議会）</p> <p>会計制度委員会研究報告第14号「比較情報の取扱いに関する研究報告（中間報告）」（平成24年5月15日）</p>
四半期連結貸借対照表	四半期連結貸借対照表は、様式第二号により記載する。	四半期連結財務諸表第30条
四半期連結損益計算書	四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書は、様式第三号により記載する。	四半期連結財務諸表第64条
四半期連結包括利益計算書	<p>四半期連結累計期間に係る四半期連結包括利益計算書は、様式第三号の二により記載する。</p> <p>四半期連結包括利益計算書は、四半期連結損益及び包括利益計算書を作成する場合には、記載を要しない。</p>	四半期連結財務諸表第83条の2、第83条の3
四半期連結キャッシュ・フロー計算書	<p>四半期連結キャッシュ・フロー計算書は、様式第五号または第六号により記載する。</p> <p>連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローは、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。</p> <p>連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。</p> <p>連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フロー（関連する法人税等に関するキャッシュ・フローを除く）は、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。上記に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。</p>	<p>四半期連結財務諸表第5条の2、第84条</p> <p>連結キャッシュ・フロー実務指針</p>
継続企業の前提に関する事項	<p>前連結会計年度の連結財務諸表又は前四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表において注記した継続企業の前提に関する重要な不確実性が、当四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照日においても認められる場合には、当四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照日までの期間における当該重要な不確実性の変化も含めて記載する。</p> <p>また、当該重要な不確実性に特段の変化がない場合は、前連結会計年度又は前四半期連結会計期間の注記を踏まえる必要がある（作成要領105ページ 作成にあたってのポイント①）。</p>	<p>四半期連結財務諸表第27条</p> <p>四半期連結財務諸表ガイドライン27</p>

項目	留意点	備考
	<p>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策については、少なくとも翌四半期連結会計期間の末日までを対象とした対応策を記載する必要があることに留意する（作成要領105ページ 作成にあたってのポイント②）。</p> <p>前連結会計年度又は前四半期連結会計期間の決算日における継続企業の前提に関する重要な不確実性に大きな変化があった場合、若しくは前連結会計年度又は前四半期連結会計期間の決算日において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、当四半期連結会計期間に継続企業の前提に関する重要な不確実性が新たに認められることとなった場合であって、当四半期連結会計期間の末日から1年にわたって継続企業の前提が成立すると評価に基づいて四半期連結財務諸表を作成するときは、当該重要な不確実性が認められる理由として、具体的な対応策が未定であること、少なくとも翌四半期連結会計期間の末日を超えた期間についても継続企業の前提が成立すると評価した理由等を含めて記載する（作成要領105ページ 作成にあたってのポイント③）。</p> <p>前連結会計年度又は前四半期連結会計期間の決算日に継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められたが、当四半期連結会計期間において認められない場合は、当四半期連結会計期間に係る記載は不要となる。なお、重要な不確実性が認められなくなった経緯や対応策などの具体的な説明は、「事業等のリスク」などの項目で記載することが望ましい（作成要領105ページ 作成にあたってのポイント④）。</p>	
連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更	四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲について、重要な変更を行った場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。	四半期連結財規第10条 四半期連結財規ガイドライン10
会計方針の変更	会計方針の変更を行った場合には、原則として、変更後の会計方針を前期以前に遡って適用したと仮定し、税金等調整前四半期純損益金額に対する前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額を注記する。	四半期連結財規第10条の2、第10条の3
会計方針の変更  改正法人税等会計基準等の早期適用	<p>改正法人税等会計基準の早期適用初年度においては、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うこととされている。この場合、その変更の内容等について注記する。</p> <p>改正法人税等会計基準等を以下の前提で早期適用する場合の記載事例は下記のとおりである。 （作成要領 第2四半期報告書向け記載事例（2023年9月第2四半期提出用）26ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本剰余金又はその他の包括利益累計額のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用する。</li> <li>改正税効果適用指針第65-2項(2)ただし書きに定める、子会社に対する投資を売却した時の親会社の持分変動による差額に対する法人税等及び税効果（改正税効果適用指針第9項(3)、第30項、第31項及び第51項(3)）の改正については、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を期首の資本剰余金に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">当第2四半期連結累計期間 (自〇年4月1日 至〇年9月30日)</p> </div> <p>(会計方針の変更) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27</p>	四半期連結財規第10条の2 改正法人税等会計基準等

項目	留意点	備考
	<p>号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用している。……………(会計方針の変更の具体的な内容)……………。</p> <p>法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、……………(経過措置の概要を記載)……………。この結果、……………(税金等調整前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額を記載)……………。</p> <p>また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を第1四半期連結会計期間の期首から適用している。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前年四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっている。この結果、……………(税金等調整前四半期純損益金額に対する前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額(前連結会計年度の期首における純資産額に対する累積的影響額等)を記載)……………。</p>	
表示方法の変更	四半期連結財規などでは、表示方法の変更に関する注記は要求されていない。	
未適用の会計基準等	四半期連結財規などでは、未適用の会計基準等に関する注記は要求されていない。	
四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する記載	<p>一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を記載する。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略できる。</p> <p>四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理とは、次の会計処理である。</p> <p>① 原価差異の繰延処理 ② 税金費用の計算</p>	<p>四半期連結財規第12条 四半期連結財規ガイドライン12</p>
追加情報	財務諸表を作成する上で、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等において、経営者が行った一定の仮定を置いた最善の見積りが、四半期財規第22条及び四半期連結財規第14条に規定されている「利害関係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項」に該当する場合、追加情報の注記として、「当該事項を注記しなければならない」。	四半期連結財規第14条
株主資本等関係	支配の変動を伴わない子会社株式の追加取得・一部売却、子会社の時価発行増資等により、前連結会計年度末から資本剰余金の重要な変動が生じた場合については、前連結会計年度末から株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記の対象と考えられる(作成要領137ページ 作成にあたってのポイント)。	<p>四半期連結財規第92条 四半期連結財規ガイドライン92</p>
セグメント情報等	<p>セグメント情報等会計基準に準拠して、マネジメント・アプローチにより、セグメント情報を開示する。</p> <p>企業を構成する一定の単位(報告セグメント)に関する情報(セグメント情報)について、所要の事項を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。</p> <p>四半期連結財規及び四半期財規において、セグメント情報に係る様式が規定されているため、実際の開示に際しては同様式及び記載上の注意に留意する必要がある。</p> <p>開示情報としての重要性が乏しく、財務諸表利用者の判断を誤らせる可能性がないと考えられるとき(例えば、単一セグメントの場合)は、セグメント情報の記載を省略することも考えられる。</p> <p>ただし、記載を省略した場合でも、セグメント情報は様式上の記載項目とされているため、項目自体は省略せず、その旨を記載する(作成要領147ページ 作成にあたってのポイント⑦)。</p>	四半期連結財規第15条

項目	留意点	備考
金融商品関係	<p>金融商品に関する注記については次のように規定されている。</p> <p>① 金融商品については、当該金融商品に関する四半期連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における四半期連結貸借対照表計上額、時価及び当該四半期連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。</p> <p>② ①本文にかかわらず、四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。</p> <p>③ 時価で四半期連結貸借対照表に計上している金融商品については、当該金融商品に関する四半期連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとに、当該金融商品の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、それぞれの金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>一 当該項目ごとの次に掲げる事項</p> <p>イ 四半期連結貸借対照表日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額</p> <p>ロ 四半期連結貸借対照表日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額</p> <p>ハ 四半期連結貸借対照表日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額</p> <p>二 前号ロ又はハの規定により注記した金融商品の時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由</p> <p>④ ③にかかわらず、四半期連結貸借対照表に計上している金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの四半期連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。</p> <p>⑤ ①本文及び②にかかわらず、四半期連結貸借対照表日における市場価格のない株式、出資金その他これらに準ずる金融商品については、①本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨並びに当該金融商品の概要及び四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。</p> <p>⑥ ①本文及び②の規定にかかわらず、四半期連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、①本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。</p> <p>⑦ 投資信託等（法第2条第1項第10号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第11号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、①本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の四半期連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。</p> <p>⑧ ③及び④の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、③各号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。</p> <p>なお、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合」については、財規ガイドライン8の6の2-4に具体的な定めが設けられている。</p>	<p>四半期連結財規第15条の2、第17条の2</p> <p>四半期連結財規ガイドライン15の2</p> <p>四半期適用指針</p> <p>時価開示適用指針</p>

項目	留意点	備考
	<p>契約資産を他の項目に属する金融資産と一括して四半期連結貸借対照表に表示している場合には、当該四半期連結貸借対照表の科目については、財規第8条の6の2第1項第2号に掲げる事項を記載する。この場合には、当該四半期連結貸借対照表の科目から契約資産を除いた金融資産について、当該事項を記載することができる。</p>	
<p>有価証券関係</p>	<p>有価証券（次に掲げる有価証券に限る）については、「金融商品に関する注記」（四半期連結財規第15条の2）のほか、当該有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次に掲げる有価証券の区分に応じ、以下に定める事項を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。</p> <p>① 満期保有目的の債券</p> <p>イ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額</p> <p>ロ 四半期連結決算日における時価</p> <p>ハ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額</p> <p>② その他有価証券</p> <p>株式、債券その他の有価証券の種類ごとの次に掲げる事項</p> <p>イ 取得原価</p> <p>ロ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額</p> <p>ハ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額と取得原価との差額</p>	<p>四半期連結財規第16条 四半期連結財規ガイドライン16</p>
<p>デリバティブ取引関係</p>	<p>デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる）については、「金融商品に関する注記」（四半期連結財規第15条の2）のほか、当該取引が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、通貨、金利、株式、債券及び商品その他の取引の対象物の種類ごとの四半期連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。</p> <p>上記の事項は、先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引その他の取引の種類に区分して記載しなければならない。</p>	<p>四半期連結財規第17条 四半期連結財規ガイドライン17-1</p>
<p>企業結合等関係</p>	<p>暫定的な会計処理が確定した四半期会計期間等においては、企業結合日の属する四半期会計期間等に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う（四半期会計基準第10-4項、第21-4項）。</p> <p>当該会計処理を受け、以下の注記事項が求められている。</p> <p>① 暫定的な会計処理の確定した四半期会計期間等においては、暫定的な会計処理が確定した旨、発生したのれんの金額又は負ののれんの発生益の金額に係る見直し内容及び金額を注記する。</p> <p>② 暫定的な会計処理の確定に伴い、比較情報に、取得原価の当初配分額の重要な見直し反映されている場合には、その見直し内容及び金額を注記する。</p> <p>なお、暫定的な会計処理の確定に伴い、比較情報に、取得原価の配分額の重要な見直し反映されている場合には、開示対象期間の1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を、当該見直し反映された後の金額により算定する。</p>	<p>四半期連結財規第20条～26条 四半期会計基準 四半期適用指針</p>
<p>収益認識関係</p>	<p>収益認識会計基準及び収益認識適用指針では、当期認識した顧客との契約から生じる収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解して注記することが求められている。</p>	<p>四半期連結財規第27条の3 四半期連結財規ガイドライン27の3</p>

項目	留意点	備考
	<p>収益を分解する程度については、企業の実態に即した事実及び状況に応じて決定する。その結果、複数の区分に分解する必要がある企業もあれば、単一の区分のみで足りる企業もある。</p> <p>収益の分解に用いる区分を検討する際に、次のような情報において、企業の収益に関する情報が他の目的でどのように開示されているのかを考慮する。</p> <p>(1) 財務諸表外で開示している情報（例えば、決算発表資料、年次報告書、投資家向けの説明資料）</p> <p>(2) 最高経営意思決定機関が事業セグメントに関する業績評価を行うために定期的に検討している情報</p> <p>(3) 他の情報のうち、上記(1)及び(2)で識別された情報に類似し、企業又は企業の財務諸表利用者が、企業の資源配分の意思決定又は業績評価を行うために使用する情報</p> <p>なお、収益を分解するための区分の例としては次のものが挙げられる。</p> <p>(1) 財又はサービスの種類（例えば、主要な製品ライン）</p> <p>(2) 地理的区分（例えば、国又は地域）</p> <p>(3) 市場又は顧客の種類（例えば、政府と政府以外の顧客）</p> <p>(4) 契約の種類（例えば、固定価格と実費精算契約）</p> <p>(5) 契約期間（例えば、短期契約と長期契約）</p> <p>(6) 財又はサービスの移転の時期（例えば、一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益と一定の期間にわたり移転される財又はサービスから生じる収益）</p> <p>(7) 販売経路（例えば、消費者に直接販売される財と仲介業者を通じて販売される財）</p> <p>収益の分解情報を注記する場合の収益は、収益認識会計基準及び収益認識適用指針の範囲に含まれる顧客との契約から生じる収益であることに留意する（作成要領177ページ 作成にあたってのポイント③）。</p> <p>収益の分解情報については、当四半期連結累計期間に認識した顧客との契約から生じる収益と報告セグメントとの売上高との間の関係を投資者その他の四半期連結財務諸表の利用者が理解できるようにするための十分な情報を記載するものとされている（作成要領177ページ 作成にあたってのポイント④）。</p> <p>報告セグメントの売上高に関する情報が、収益認識会計基準における収益の会計処理の定めに基づいており、かつ、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報として十分であると判断される場合や、セグメント情報等の注記に含めて収益の分解情報を示している場合には、収益の分解情報に関する事項を記載するにあたり、当該セグメント情報等に関する事項を参照することにより記載に代えることができるとされている（作成要領151ページ 作成にあたってのポイント⑤）。</p>	<p>四半期会計基準 収益認識会計基準 収益認識適用指針</p>
1株当たり情報	<p>当四半期連結累計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及びその算定上の基礎は、注記しなければならない。</p> <p>「1株当たり四半期純利益金額」（四半期連結財規第78条）については、「1株当たり四半期純利益」と記載することも差し支えないと考えられる（作成要領183ページ 作成にあたってのポイント①）。</p>	<p>四半期連結財規第78条 1株当たり会計基準</p>
重要な後発事象	<p>四半期連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の当該四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度（当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。</p>	<p>四半期連結財規第13条 四半期連結財規ガイドライン13</p>

以上

# 会計上の見積りに関する実務上の諸論点 シリーズ

## 第1回 固定資産の減損会計（資産のグルーピングと減損の兆候）

公認会計士 わだ ゆめと  
和田 夢斗

### 1. はじめに

企業会計の基準においては、会計処理にあたって企業の将来の業績予想など、見積りに基づいた情報が必要とされるものが多く存在する。これらの会計上の見積りは、固定資産や市場価格のない株式等の減損処理、税効果会計における繰延税金資産の回収可能性の判断、各種の引当金の計上など、様々な局面において必要となる。「会計上の見積り」とは、資産および負債や収益および費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう（企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」第3項）。

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出するものであるが、その性質上、将来に関する予測や、見積りの仮定等、その合理性を客観的に検証可能な過去の事実とは性質の異なる要素を含む。見積りの対象となった事象が確定し、見積りに基づく会計処理との差異が明らかになった際に、当該差異が会計処理時の見積り誤りに起因する場合には、過去の誤謬に該当し、過去の財務諸表等を訂正しなければならないことがあるため（企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第55項なお書き）、留意が必要である。

本稿では、こうした会計上の見積りを要する会計処理の中でも、実務上特に議論になることが多いものについて、以下のように5回に分けて解説を行う。

第1回 (本稿)	固定資産の減損（資産のグルーピングと減損の兆候）
第2回	固定資産の減損（減損損失の認識・測定）
第3回	市場価格のない株式等の減損処理
第4回	繰延税金資産の回収可能性
第5回	会計上の見積りの開示

第1回となる今回は、固定資産の減損のうち、資産のグルーピングと減損の兆候の考え方について解説する。資産のグルーピングと減損の兆候自体は会計上の見積り

ではないが、固定資産の減損に関する見積りを行うための前提となるプロセスであり、これ自体、減損会計基準の趣旨に照らした検討が不十分になりがちな点であることから、特に留意すべきポイントを取り上げる。

本稿では会計基準等を以下のように略称する。

#### 減損意見書

「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」

#### 減損会計基準

「固定資産の減損に係る会計基準」

#### 減損適用指針

企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」

#### 企業結合基準

企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」

### 2. 固定資産の減損会計－資産のグルーピング

#### (1) 資産のグルーピングの基本的な考え方

固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である（減損意見書三3）。

固定資産が減損しているかを判断するにあたっては、当該資産または資産グループが生み出すキャッシュ・フローによって、当該資産または資産グループへの投資額が回収できるか否かを検討することになる。このため、複数の資産が一体となって独立したキャッシュ・フローを生み出す場合には、減損損失を認識するかどうかの判定および減損損失の測定に際して、合理的な範囲で資産のグルーピングを行う必要がある（減損意見書四2.(6)①）。

資産のグルーピングにあたっては、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローからおおむね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位で行うこととされ、企業の実態を適切に反映するよう配慮することが求められている（減損適用指針第7項）。しかし、様々な

事業を営む企業における資産のグルーピングの方法を一義的に示すことは困難であることから、実務的には管理会計上の区分や投資の意思決定（資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を含む）を行う際の単位等を考慮してグルーピングの手法を定めることになると考えられる（減損適用指針第70項）。グルーピングを行う手順は、減損適用指針に例が示されている。

## (2) 資産のグルーピングの基本的な手順と実務上の論点

### ①資産のグルーピングの基本的な手順

資産のグルーピングの基本的な手順は以下のとおりである。

- (ア) 例えば、店舗や工場などの資産と対応して(A)、継続的に収支の把握がされている単位(B)を識別し、グルーピングの基礎とする（減損適用指針第7項(1)）。
- (イ) (ア)のグルーピングの単位を決定する基礎から生ずるキャッシュ・イン・フローが、製品やサービスの性質、市場などの類似性等によって、他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローと相互補完的(C)であり、当該単位を切り離れたときには他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローに大きな影響を及ぼすと考えられる場合には、当該他の単位とグルーピングを行う（減損適用指針第7項(2)）。

### (A) 資産との対応

資産のグルーピングの単位を決定する基礎は、原則として物理的な1つの資産であり（減損適用指針第70項(1)）、賃貸不動産などの1つの資産において、一棟の建物が複数の単位に分割されて、継続的に収支の把握がなされている場合でも、通常はこの1つの資産がグルーピングの単位を決定する基礎になる（減損適用指針第7項(1)③）。これは、固定資産の減損会計は、資産を対象とするため、1つの資産において、継続的に収支の把握がなされている単位が複数存在する場合でも、1つの資産を細分化して減損処理の対象とすることは適切ではないと考えられるためである。ただし、商業ビルにおいて仕様が異ならなくとも、自社利用部分と外部賃貸部分とが長期継続的に区分されるような場合や、物理的な1つの資産でも仕様が異なる等のため、複数からなる資産と考えられる場合もある（減損適用指針第70項(1)）。

### (B) 継続的な収支の把握

グルーピングの単位の決定の際に、企業は、資産と対応して継続的に収支の把握がなされている単位を識別し、グルーピングの単位を決定する基礎とする。一般に、管理会計上の区分は、事業別、製品別、地域別などの区分を基礎にして行われていると考えられるが、継続的に収支の把握がなされている

単位は、予算や業績評価の単位より小さい場合もある。また、収支の把握は、必ずしも現金基準に基づくものではなく、発生基準に基づく損益の把握でもよい（減損適用指針第70項(1)）。

収支は必ずしも企業の外部との間で直接的にキャッシュ・フローが生じている必要はなく、例えば、内部振替価額や共通費の配分額であっても、合理的なものであれば含まれる。また、特殊原価調査など、収支の把握が、通常は行われていないが一時的に設定される単位については該当しない（減損適用指針第7項(1)①、②）。

なお、事業の種類や業態によっては、特定の資産等について、管理会計上も合理的な内部振替価額を用いて収入の把握を行うことが困難な場合がある。また、当該資産に係るキャッシュ・フローに見積要素が極めて多いため、管理会計上、資産ごとまたは複数の資産をまとめた単位では継続的な収支の把握に意義を見出せない場合がある。このような場合、企業の継続的な収支は、当該事業を行っている大きさでしか把握されていないことがあるが、管理会計上の目的や効果から合理性を有するものに限定することに留意する必要がある（減損適用指針第70項(1)）。

### (C) 他の単位とのキャッシュ・イン・フローの相互補完性

継続的に収支の把握がなされているグルーピングの単位を決定する基礎が、特定の製品やサービスと関連していると想定される場合でも、複数のグルーピングの単位を決定する基礎が生み出す製品やサービスの性質、市場などに類似性等があり（これには、販売方法として契約に基づく継続的な一括販売などを含む）、それらから生ずるキャッシュ・イン・フローが相互に補完的な影響を及ぼしあっている場合には、当該単位を切り離れたときに他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローに大きな影響を及ぼすことがある。このような場合には、当該単位を切り離すことにより、企業の実態を適切に反映しない結果となることが考えられるため、これらの複数の単位をグルーピングすることが適当である（減損適用指針第70項(2)）。

他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローと相互補完的であるかどうかは、グルーピングの基礎となる単位の間で、当該単位を切り離れた場合に他の単位から生じるキャッシュ・イン・フローに重要な影響を及ぼす事実があるかどうか、言い換えれば、一方の単位が活動を停止した場合に、それによって他方のキャッシュ・イン・フローが活動を停止した単位のキャッシュ・イン・フローの減少を補うほどに大きく増大するような事実があるかどうかによるものであり、企業の管理の方法に左右されるものではないという点に留意が必要である。

## ② 連結財務諸表におけるグルーピングの見直し

個別財務諸表上は、資産のグルーピングが当該企業を超えて他の企業の全部または一部とされることはないが、連結財務諸表においては、連結の見地から、個別財務諸表において用いられた資産のグルーピングの単位が見直される場合がある。これは、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位の設定等が複数の連結会社（在外子会社を含む。）を対象に行われており、連結財務諸表において、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位が、各連結会社の個別財務諸表における資産のグルーピングの単位と異なる場合である（減損適用指針第10項）。

この点、連結財務諸表においても、原則として、個別財務諸表における資産のグルーピングが用いられることから、連結財務諸表における資産のグルーピングの単位の見直しは、必ず行わなければならないものではなく、また、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う単位の設定等が複数の連結会社を対象に行われていない場合には、見直されるわけではない（減損適用指針第75項）。

また、複数の資産が一体となって独立したキャッシュ・フローを生み出す場合に必要となる資産のグルーピングの考え方から、当該見直しは、連結上、固定資産が計上される連結会社が対象であり、持分法が適用されている非連結子会社や関連会社は含まれない（減損適用指針第75項）。

## ③ 資産のグルーピングの手順における実務上の論点

上記の資産のグルーピングの基本的な手順において、実務上減損会計基準の趣旨に照らした検討が不十分になりがちな点として、(A)企業のグルーピングの単位が、当該資産および資産グループが他の資産または資産グループのキャッシュ・フローからおおむね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位であるかどうかということ、(B)グルーピングの基礎となる単位の間で、キャッシュ・イン・フローが相互補完的であるかどうかということが挙げられる。この点、公認会計士・監査審査会が毎年公表している「監査事務所検査結果事例集」<sup>1</sup>においても、次のようなグルーピングの検討に問題がある事例が紹介されている。

### 資産のグルーピングの検討

被監査会社は、衣料品に関する小売業を営んでおり、店舗単位での採算によって出退店の意思決定を行っているにもかかわらず、固定資産のグルーピングを店舗単位ではなく、より大きなブランド単位としている。

しかしながら、監査チームは、店舗がキャッシュ・フローを生み出す最小単位に該当するか否かの検討や、各店舗が生み出すキャッシュ・フローに相互補完性があるか否かの検討を行っておらず、グルーピングの妥当性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手していない。

（監査事務所検査結果事例集、令和3事務年度版）

§2(1)に記載の通り、資産のグルーピングは、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行う必要があるため、資産のグルーピングを決定する際には、どの単位が他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に該当するかを慎重に検討する必要がある。例えば、次のように複数の管理会計上の収支の把握がされる単位が存在するA社のケースを考える。

図表1



### <前提>

A社は自社でデザインした衣料品をXとYという二つのブランドで、それぞれ、取引先に製造委託し、当該取引先から仕入れた商品を各ブランドの自社の店舗で販売する事業を行っている。A社は管理会計上で収支を把握する区分としてブランドごとの単位であるXブランドとYブランドを設定するとともに、個別の店舗ごとでも損益を把握して管理を行っている。また、出退店や店舗の改装などの意思決定は、個別の店舗ごとに行われている。

### <考え方>

まず、グルーピングの基礎となる単位として、どのような単位が適切かを検討する。この場合、資産に対応して継続的に収支の把握がされている単位を識別することとなる。この点、A社の場合には、個別店舗ごとに収支の把握を行っていることから、グルーピングの基礎となる資産の単位は個別店舗ごとが適切と考えられる。また、出退店や店舗の改装などの意思決定が、個別の店舗ごとに行われているという点からも、ブランドごとのグルーピングより、個別店舗ごとのグルーピングを行うことがより適切と考えられる。

次に、複数の店舗から生じるキャッシュ・イン・フロ

1 「監査事務所検査結果事例集」は、公認会計士・監査審査会が、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る観点から、監査事務所の検査で確認された指摘事例等について、年次で取りまとめ、公表しているものである。本資料で紹介する指摘は監査人の監査手続についてのものであるが、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表等を作成する責任は経営者にあるため、企業において検討が必要なポイントの確認としても有用である。

一が相互補完的であるかどうかの検討を行う。

§2(2)①に記載したとおり、他の単位とのキャッシュ・イン・フローが相互補完的であるかどうかの検討においては、一方の単位が活動を停止した場合に、それによって他方のキャッシュ・イン・フローが大きく増大するような事実関係があるかという観点で検討を行うことになると考えられる。

例えば、上記の例において、店舗aが閉店したときに、その店舗の顧客がブランドXの他の店舗b等を利用するようになることで、残った他の店舗の売上が大きく増大するような事実があるかどうかを検討する。一般的には店舗間で距離がある場合には、各店舗が異なる顧客基盤を有することが多く、このような事実の証明は難しい。店舗間の距離がある場合には、店舗aが閉店した場合、顧客が近隣の競合店の利用を増やすことになり、店舗aの閉店がブランドXの他の店舗の売上に大きな影響を与えないからである。

### 3. 固定資産の減損会計－減損の兆候の把握－

#### (1) 減損の兆候の把握の基本的な考え方

減損の兆候とは、資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象であり（減損会計基準二1）、減損の兆候がある場合には、当該資産または資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行う（減損適用指針第11項）。減損の兆候の把握においては、企業は、内部管理目的の損益報告や事業の再編等に関する経営計画などの企業内部の情報および経営環境や資産の市場価格などの企業外部の要因に関する情報など、通常の企業活動において実務的に入手可能なタイミングにおいて利用可能な企業内外の情報に基づき、例えば図表2のような減損の兆候がある資産または資産グループを識別する（減損会計基準二1、減損適用指針第11項、第76項）。

このように、減損の兆候は資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象の総称であり、減損損失の認識は、資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローと当該資産または資産グループの帳簿価額を比較することで行われ、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合に、減損損失を認識することから、割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る可能性を示す事象は、すべて減損の兆候に該当する。したがって、図表2に示されるような兆候の例示はあくまで例示であり、減損の兆候はこれに限られないことに留意する必要がある。例えば、図表2の例示の他にも、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが、継続してマイナス、または、継続してマイナスとなる見込みでなかったとしても減少傾向にある場合、将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を下回る可能性があれば、減損の兆候があることになる。

減損の兆候があるかどうかについて、その程度は必ず

しも画一的に数値化できるものではない。したがって、状況に応じ個々の企業において判断することが必要であり（減損適用指針第77項）、例示への形式的な当てはめではなく、実態に応じた判断を行うことが重要である。

図表2 減損の兆候の例示

①	営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、または、継続してマイナスとなる見込みである場合（減損適用指針第12項）
②	使用されている範囲または方法について、回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、または、生ずる見込みである場合（減損適用指針第13項）
③	使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、または、悪化する見込みである場合（減損適用指針第14項）
④	市場価格が著しく下落した場合（減損適用指針第15項）

#### (2) 共用資産及びのれんの減損の兆候

共用資産の減損の兆候の把握については、共用資産を含むより大きな単位について、減損が生じている可能性を示す事象がある場合、もしくは、共用資産そのものについて減損が生じている可能性を示す事象がある場合のいずれかに該当する場合には、共用資産に減損の兆候があることとなり、共用資産を含むより大きな単位で減損損失を認識するかどうかの判定を行う（減損適用指針第16項）。

共用資産は、複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産のうち、のれん以外のものであり、例えば、全社的な将来キャッシュ・フローの生成に寄与する本社の建物や試験研究施設が該当するが、全社的な資産でなくても、複数の資産または資産グループを含む部門全体の将来キャッシュ・フローの生成に寄与している資産は、当該部門の共用資産となる（減損意見書四2(7)①）。共用資産を含むより大きな単位には、共用資産とその共用資産が将来キャッシュ・フローの生成に寄与している資産または資産グループのみが含まれることになる（減損意見書四2(7)②）。

共用資産は、単独の資産である場合のほか、複数の資産である場合もある。後者の場合には、共用資産全体について減損が生じている可能性を示す事象がある場合のほか、共用資産全体の帳簿価額のうち、その帳簿価額が大きな割合を占める資産について、減損が生じている可能性を示す事象がある場合には減損の兆候に含まれる（減損適用指針第16項）。なお、共用資産の帳簿価額を各資産または資産グループに配分する方法を採用した場合には、共用資産に減損の兆候があるかどうかにかかわらず、その帳簿価額を各資産または資産グループに配分することとなり、当該配分された各資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象がある場合、

減損の兆候があることとなる（減損適用指針第16項）。

一方、のれんの減損の兆候については、のれんを含むより大きな単位について、減損が生じている可能性を示す事象がある場合は、のれんに減損の兆候があることとなり、より大きな単位で減損損失を認識するかどうかの判定を行う。のれんについては、共用資産と異なり、通常、のれんは独立してそれ自体では減損の兆候があるかどうかを判断できないため、原則として、のれんを含む、より大きな単位で判断されることとなる（減損適用指針第17項）。また、のれんの帳簿価額を各資産グループに配分する方法を採用した場合には、のれんに減損の兆候があるかどうかにかかわらず、その帳簿価額を各資産グループに配分することとなり、当該配分された各資産グループに減損が生じている可能性を示す事象がある場合、減損の兆候があることとなる（減損適用指針第17項）。なお、株式の交換による企業結合において、被取得企業の時価総額を超えて多額のプレミアムが支払われたため、取得原価のうちのれんやのれん以外の無形資産に配分された金額が相対的に多額になるときは、減損の兆候があると判定される場合もある（減損適用指針

第76項）。

### (3) 減損の兆候の把握における実務上の問題

減損の兆候は、資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象があれば、減損の兆候があることになるため、判断を要する問題ではなく、事実認定の問題と考えられる。実務において、この検討が不十分、もしくは適切ではないとされる事例が多くみられる。

「監査事務所検査結果事例集」においても、減損の兆候については、以下のように継続的に様々な事例が紹介されているが、内容としては、減損の兆候に関する適切な理解が不十分なまま検討を行い、結果的に減損損失の認識のプロセスに進むことを回避する偏向が生じている事例が多いものと考えられる。紹介されている事例の内容としては(A)兆候判定が形式的な判断になっていると考えられる事例、(B)のれんの兆候判定に関する事例、(C)資産または資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの算定における共通費配賦等に関する事例、に大別される。

#### (兆候判定が形式的な判断になっていると考えられる事例)

- 被監査会社は、出店した期の翌期首から2年未満の新店舗については、ビジネスの特性上、新規出店直後は営業損益がマイナスとなる実態があることから、著しい環境の変化がある場合を除き、営業損益が継続してマイナス又はマイナスとなる見込みであっても減損の兆候判定の対象外としている。しかしながら、監査チームは、新店舗の減損の兆候判定の検討に当たり、出店から2年が経過した直後の期末において減損損失を計上している店舗がある状況において、新店舗の営業損失の実績が、出店時の事業計画から著しく下方に乖離していないかどうかを検討していない（令和5年事務年度版）。
- 被監査会社の連結子会社であるA社は、営業赤字を計上しており、A社の設立時に策定した事業計画における営業損益に対して実績が大幅に下方乖離している状況にある。しかしながら、監査チームは、A社が設立後間もないことを理由に固定資産の減損の兆候はないとする被監査会社の判断を妥当としている（令和3年事務年度版）。

#### (のれんの減損の兆候に関する事例)

- 監査チームは、のれんを認識している連結子会社について、当年度はのれん償却後の営業損益がマイナスとなっているが、前年度はプラスであり、2期連続営業損失でないため、減損の兆候はないとする被監査会社の主張は妥当であると判断している。しかしながら、監査チームは、株式取得時の事業計画と実績との比較を実施していないなど、減損の兆候の有無を十分に検討していない（令和5年事務年度版）。

#### (兆候判定における共通費配賦等の事例)

- 被監査会社は、固定資産の減損の兆候判定に当たり、被監査会社については事業単位ごとに、連結子会社については会社単位ごとに、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位（以下「最小単位資産グループ」という。）を設定し、各最小単位資産グループの「営業活動から生ずる損益」を集計する際、経理部、人事部、IT推進部などを含む本社部門の費用のうち、経営指導料見合いの費用については関係する最小単位資産グループに配賦する一方、本社部門の費用から経営指導料見合いの費用を控除した残額については各最小単位資産グループへの配賦を行っていない。（中略）しかしながら、監査チームは、被監査会社が本社部門の費用から経営指導料見合いの費用を控除した残額を関連する最小単位資産グループに配賦しないことについて、その適切性を検討していない（令和5年事務年度版）。

#### (A) 兆候判定が形式的な判断になっていると考えられる事例

紹介されている事例は、いずれも新規事業の営業損益が継続して赤字となっている事例と考えられる。営業損益の継続的な赤字は、図表2①の兆候の例示に該当するが、減損適用指針では、事業の立上げ時など予め合理的な事業計画が策定されており、当該計画にて当初より継続してマイナスとなること

が予定されている場合、実際のマイナスの額が当該計画にて予定されていたマイナスの額よりも著しく下方に乖離していないときには、減損の兆候には該当しない（減損適用指針第12項(4)）。新規事業の場合には、この定めに基づき、当初計画と損益実績の比較検討を行ったうえで、事業立上げ当初の赤字計上では直ちに減損の兆候には該当しないと判断している場合も多い。

この場合、新規事業の立上げ時の赤字計上については、無条件に減損の兆候としないことが認められるのではなく、予め合理的な事業計画が策定されており、実際の赤字計上額が、その事業計画で想定されている赤字の額を著しく下回っていないか、当初計画と実績との比較を継続的に行い、実質的な固定資産の減損の兆候を検討することが必要である。

#### (B) のれんの減損の兆候に関する事例

§3(2)で記載したとおり、のれんは、原則として、のれんを含むより大きな単位で減損の兆候があるかどうかを識別することになる。このように、のれんはそれ自体では独立したキャッシュ・フローを生まないことから、その減損の兆候は通常の固定資産等の減損の兆候と比較して、評価が難しい場合が多いと考えられる。また、のれんは企業結合により生じることとなるが、のれんの具体的な発生源は個別の企業結合取引ごとに様々であるため、企業は、個別ののれんの実態を踏まえた、減損の兆候の把握を行う必要があると考えられる。

特に、のれんが企業の超過収益力を表したものと考えると（企業結合基準第106項）、のれんが帰属する事業において、計上される利益が企業結合時に

のれんの評価の基礎となった計画を大幅に下回っているような場合には、図表2の②や③の観点から、減損の兆候があることになる。

#### (C) 兆候判定における共通費配賦等の事例

減損の兆候がある資産または資産グループを識別するにあたって、判定に用いる営業活動から生ずる損益は、営業上の取引に関連して生ずる損益であり、これには、当該資産または資産グループの減価償却費や本社費等の間接的に生ずる費用が含まれる（減損適用指針第12項(1)）。このため、本社費等の間接費については、全て資産または資産グループに配賦して、資産または資産グループの営業損益を算定する必要がある。間接費のうち、特定の資産または資産グループにのみ影響する項目を、当該資産または資産グループのみに配賦するなどの処理を行うことは、実態に即したものとして認められると考えられるが、配賦基準は事実を適切に反映したものでなければならない。

なお、営業活動から生ずる損益には、支払利息など財務活動から生ずる損益は含まれないため（減損適用指針第12項(1)）、子会社等からの受取利息や受取配当金等も含まれない点に留意が必要である。

以 上

# 業種別委員会研究資料 「Web3.0 関連企業における監査受嘱上の課題に関する研究資料」（公開草案）の概要（第2回）

公認会計士 たかやま 高山 ともや 朋也

## 1. はじめに

日本公認会計士協会は、2023年9月6日に業種別委員会研究資料「Web3.0 関連企業における監査受嘱上の課題に関する研究資料」の公開草案（以下「本公開草案」という。）を公表した。本公開草案の概要を2回に分けて解説する。第1回目では、本公開草案の「はじめに」及び「第1部」の説明として、トークンの法律上の定義及びトークンの種類の整理、本公開草案の公表の経緯、Web3.0 企業の監査受嘱上の留意事項、トークンの発行に係る監査上の課題等の解説を行った。第2回目の本稿では「第2部」の説明として、トークンの保有及び発行に関する論点のうち、「第1部」で取り扱っていないその他のトークンの保有及び発行に関連する論点について解説する。具体的には、自己の発行した資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）上の暗号資産の保有、未上場トークンの保有、NFT（Non-Fungible Token）、SAFT（Simple Agreement for Future Tokens）及びその他実務上の検討課題について、事例も含め解説する。

## 2. トークン保有に係る監査上の課題

### （1）自己の発行した資金決済法上の暗号資産の保有

#### ① 論点整理の考え方及び寄せられたコメント

自己が発行した資金決済法上の暗号資産の保有に関する会計処理は、第1回目で解説した資金決済法上の暗号資産の発行時の会計処理と同様に、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）が公表している実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第38号」という。）の適用範囲外である。そのため、会計基準等の定めは明らかではなく、ASBJは、2022年3月15日に「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）を公表し、第38項及び第39項において、自己の発行したICOトークンを自己に割り当てた場合及び第三者から取得した自己発行のICOトークンの会計処理の考え方を、以下の通り紹介している。

論点	考え方
自己に割り当てた自己発行ICOトークンの会計処理 <sup>1</sup>	以下の2つの方法が示され、前者の方法を取る考え方が示されている。 ・第三者が介在しない内部取引として会計処理の対象としない方法 ・会計処理の対象として会計上の資産及び負債（発行者が何らかの義務を負担している場合）を計上する方法
第三者から取得した自己発行ICOトークンの会計処理	以下の2つの方法が示され、前者の方法のうち、関連する負債の消滅の認識を行い、当該負債の計上金額と取得したICOトークンの取得原価が異なる場合には、差額を損益として処理する考え方が示されている。 ・関連する負債の消滅又は控除として取り扱う方法（関連する負債の消滅の認識を行う方法又は関連する負債の消滅の認識は行わず、ICOトークンの取得原価をもって関連する負債から控除して表示する方法） ・資産として取り扱う方法

<sup>1</sup> 2023 年度税制改正要望において金融庁と経済産業省の共同要望として「ブロックチェーン技術を活用した起業等への阻害要因を除去し、Web3 推進に向けた環境整備を図る観点から、法人が発行した暗号資産のうち、当該法人以外の者に割り当てられることなく、当該法人が継続して保有しているものについては、期末時価評価課税の対象外とすること」が要望として出されていることを受け、ASBJに対して、自己に割り当てた自己発行ICOトークンの会計処理について質問が寄せられた。これを受けて、2022年11月7日開催の第490回企業会計基準委員会にて、自己に割り当てた自己発行ICOトークンの会計処理について審議が行われた。論点整理で紹介した考え方のいずれを採用すべきか結論は出していないが、いずれの場合も時価評価しないという考え方が示された。

論点整理に対しては、第三者から取得した自己発行トークンを再度売却した場合の取扱いなど、様々な論点に対するコメントが寄せられている。また、発行者が負う義務の性質や発行後に第三者から取得する目的などを踏まえて更なる分析が必要であるという意見もある。

## ② 監査上の課題

トークンの発行時と同様に、監査人は、識別された保有者や発行者の権利及び義務が、ホワイトペーパーやその他の契約、法律専門家による見解書などによって裏付けられることや、識別された権利及び義務に基づく経営者による会計判断が適切であることを検討する。

また、監査人は、企業が発行したトークンを自己が保有していることに対して、自己で保有していることの原因を理解し、その理由が企業の事業戦略に従ったものであるかどうかを評価し、何らかの理由により、企業が意図しない保有が生じている場合には、監査上追加で識別すべきリスクがないか、監査計画に影響がないか検討する。

## (2) 資金決済法上の暗号資産を財又はサービスの対価として受領するケース

企業は、財又はサービスの対価として暗号資産を受領することがあり、例えば、以下のようなケースが考えられる。

- ・IEO (Initial Exchange Offering) において暗号資産交換業者に報酬として現金以外に新規上場の暗号資産で支払われるケース
- ・自社が発行したNFTを通常の営業活動として販売するに当たって、当該NFTに表章されている権利を引き渡す対価として暗号資産を受領するケース

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)は、資金決済法における定義を満たす暗号資産及び金融商品取引業等に関する内閣府令における定義を満たす電子記録移転有価証券表示権利等に関連する取引については、収益認識会計基準の適用範囲から除外しているが(収益認識会計基準第3項(7)、第108-2項)、暗号資産そのものの売買ではなく、財又はサービスの対価として暗号資産を受け取る場合は、当該収益について収益認識会計基準に従って検討が行われている実務がある。

この場合、収益認識会計基準に定める5つのステップ(契約の識別、履行義務の識別、取引価格の算定、履行義務への取引価格の配分、履行義務の充足による収益の認識)に従い、監査人は、企業に契約や事実関係の整理について説明を求めることになる。

なお、収益認識会計基準第59項に基づき、現金以外の対価を時価により算定することから、実務対応報告第38号第5項及び第6項に記載のとおり、対価として受領する暗号資産に活発な市場が存在する場合には、収益認識時の暗号資産の市場価格に基づく価額より取引価格を算定している実務がある。

## (3) 上場していないトークン等の保有

企業は暗号資産取引所に上場していない、例えば、以下のようなトークンを取得することがある。

- ・暗号資産取引所における将来の上場を前提として相対取引で取得するトークン
- ・暗号資産プロジェクトの初期フェーズにおけるプライベートセールを通じて取得するトークン
- ・ハードフォーク(プロトコルの後方互換性・前方互換性のない大規模なアップデートによるブロックチェーンの分岐(スプリット)により保有する暗号資産が異なる種類の暗号資産に分裂する事象)等により取得するトークン

監査人は、トークンが資金決済法に規定する暗号資産に該当するかどうかについて、企業による検討を確認する。暗号資産該当性は、法律の解釈を伴う場合もあるため、監査人は、法律専門家による見解書の入手やその検討を行うことも考えられる。監査人は、企業がトークンを取得する目的や合理性も併せて検討する。

トークンの期末における評価方法については、実務対応報告第38号を参考にしている実務も見られる。実務対応報告第38号第6項に従い、活発な市場が存在しない場合には、取得原価又は期末における処分見込額のいずれか低い方をもって貸借対照表価額とすることとされ、取得価額をもって貸借対照表価額とする実務や備忘価額まで減額する実務が見られる。

## 3. NFT

### (1) 概要及び利用事例

本稿執筆時点(2023年9月20日)ではNFTに関する固有の法規制はなく、トークンがそれぞれに固有の権利を表章し非代替的な性質を持ち、金融商品取引法や資金決済法等の既存の金融規制が適用されないトークンが一般的にNFTと認識されている。法規制上の定義はなく、会計基準等の明確な定めはないことから、NFTが表章する権利や発行者、一次保有者及び二次保有者などの取引当事者間の権利及び義務等の実態を踏まえ、既存の会計基準等に照らした検討を実施する必要がある。そのため、NFTがどのような権利を表章しているのか、取引当事者間でどのような権利及び義務があるのか等を利用規約や譲渡契約等で明確にすることが会計処理を行うために必要となる。

NFTの利用事例としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

- ・デジタルコンテンツの流通のために、デジタルアートの閲覧権をNFTに表章する事例や、メタバースと呼ばれる仮想空間上に構築された土地を利用する権利をNFTとして表章する事例
- ・ゲームアイテムをNFT化して流通させ、独自トークンの発行と組み合わせることでゲーム内で独自の経済圏を作る取り組みはGameFiと呼ばれる。
- ・イベントの参加権や施設の利用権等をNFTに表章する

## 事例

NFTは流通市場が多数存在しており、二次流通市場においてNFTが転々流通することが想定されることも特徴となっている。

## (2) NFT発行

### ① 自己発行NFTの一次流通

企業が発行したNFTを販売する会計処理の決定においては、収益認識会計基準の適用範囲となるかの検討が必要になる。NFTが金融商品取引法や資金決済法等の金融規制の適用を受けない場合、収益認識会計基準に従って処理される事例が見られる。

収益認識会計基準の適用範囲となった場合、履行義務の識別が課題となる事例が見受けられる。例えば、NFTの保有者に対してトークンの受け渡し後においても様々な権利（例えば、NFT保有者にイベントへの入場権利を与えるケース）を付している事例がある。このように顧客に約束した財又はサービスが複数ある場合には、企業は、別個の財又はサービスかどうかを評価し、別個であれば、それぞれの履行義務を識別し、取引価格の配分及びそれぞれの履行義務の充足する時点又は期間の検討を行うことになる。

企業がこの検討を適切に行うための前提として、発行者及び保有者の権利及び義務が利用規約や譲渡契約等において具体的に明記されることが必要となる。

### ② 二次流通ロイヤリティの収受を含むNFTの自己発行

NFTの二次流通市場で第三者間での売買が行われた際に、売買代金の一定割合を発行者が受領する事例が見受けられる。このような二次流通ロイヤリティの会計処理にあたって、企業は、二次流通ロイヤリティは発行者のどのような財又はサービスの提供に基づいた対価なのか、誰から受領するものなのか（第三者間の売買における販売者から受領するものなのか、購入者から受領するものなのか）を利用規約や二次流通市場の販売サイトにおいて明確化することが必要となる。収益認識会計基準第127項に基づき、個々の契約の実態とそれに係る顧客の合理的な期待を分析することが必要な場合もある。

監査人は、二次流通ロイヤリティの裏付けとなる監査証拠の入手可能性に留意する必要がある。二次流通プラットフォーム上での第三者間のNFT売買に伴うNFTの受渡及び代金決済並びにNFTの発行者への二次流通手数料の支払いがブロックチェーン上に記録される場合がある。一方、二次流通プラットフォームの利用者がNFTを当該プラットフォームに預託し、オフチェーンでNFTの売買、受渡及び代金決済並びに二次流通手数料の支払いが行われる場合もある。このようにNFT関連取引の記録方法には様々なケースが存在することから、監査人は、発行者がNFTの出品を許可した二次流通プラットフォームそれぞれについて、取引の記録方法や入手可能な監査証拠を理解し、監査の実施可能性を検討することが必要

となる。ブロックチェーン上の取引履歴だけでは二次流通ロイヤリティが第三者間の実在する売買取引に基づくものであることを裏付けることができない場合には、二次流通プラットフォーム上のデータベースに記録された取引履歴の入手が必要となる場合も想定される。

## (3) NFT保有

### ① 保有するNFTの法的性質に基づく会計上の取扱いの検討

他社の発行したNFTを保有する企業は、NFTが表章する権利及びNFTの保有目的を考慮して会計処理を検討することになると考えられる。企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（以下「棚卸資産評価会計基準」という。）第3項の棚卸資産の定義に該当すると判断し棚卸資産として計上する事例と、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第27条（無形固定資産の範囲）に列挙されたいずれかの項目の権利を表章する目的で保有するトークンと判断し、無形固定資産として計上する事例が見られる。そのため、会計処理の判断にあたりNFTがどのような権利を表章するものであるか、発行者との契約書等で明確にされていることが必要となる。

他社の発行したNFTを棚卸資産として計上した場合、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額を貸借対照表価額とし、その差額は費用として処理される（棚卸資産評価会計基準第7項）。市場価格が観察できない時は、期末前後での販売実績に基づく価額等、合理的に算定された価格を売却とする（棚卸資産評価会計基準第8項）。NFTはその非代替的な性質から、参考となる市場価格を観察できなかったり、NFT市場は黎明期にあり十分な流動性があるとは言えないことから、正味売却価額の見積りが困難となる場合がある。

他社の発行したNFTを無形固定資産として計上した場合、例えば定額法で償却を行う際には、耐用年数の合理的な見積りが問題となる。ブロックチェーン上で記録される場合にはトークン自体は技術的にはほぼ永続的に存在し得るものと考えられるが、NFTをどの程度の期間ビジネスで利用するかについての実績が乏しいことから、耐用年数の見積りを合理的に説明することが難しい事例が見受けられる。また、NFTを利用したビジネスは、収益性やライフサイクル等のデータの蓄積も十分でなく詳細な中長期計画を立てることができず、固定資産の減損会計の適用に当たり、割引前将来キャッシュ・フローの見積りを合理的に説明することが難しい事例が見受けられる。回収可能価額の算定に正味売却価額を利用する場合には、棚卸資産の場合と同様に、正味売却価額の見積りが困難となる場合がある。

### ② 自己の発行したNFT

上記2. (1)①で述べた自己に割り当てた自己発行ICOトークンの会計と同様の論点が生じると考えられ

る。

## 4. SAFT等

### (1) 概要及び利用事例

諸外国におけるトークン関連の資金調達事例では、以下の通り、SAFT等の形態が見られる。我が国においてはSAFT等を通じた資金調達事例は見られないが、国内企業が運営する在外ファンド等を通じてSAFT等へ投資する事例は見受けられる。

#### ① SAFT

将来発行が予定されるトークンの割安購入権

#### ② SAFTE (Simple Agreement for Future Tokens or Equity)

将来発行が予定されるトークンの割安購入又は発行体株式への転換を選択できる権利

#### ③ SAFE (Simple Agreement for Future Equity)

あらかじめ定められた金額を支払うことで、将来の新株発行時に所定の転換価額に基づき当該新株に転換できる権利であり、将来発行が予定されるトークンの有償又は無償での配布を受ける権利であるトークンワラントを組み合わせた形式の契約も見られる。

### (2) SAFT等の発行

上述のように我が国においては、SAFT等を通じた資金調達の事例は見られないが、今後のWeb3.0 ビジネスの多様化の中で、第1回目で解説したWeb3.0 企業の監査受嘱上の留意事項等を考慮して実務上の検討が必要となることも考えられる。

### (3) SAFT等の保有

#### ① SAFE

保有するSAFEの会計処理を検討する場合には、SAFEの法的性質やデリバティブに該当するかどうかの検討が必要と考えられる。SAFEは将来発行される株式に自動的に転換される性質を有しており、SAFEの保有者がSAFEの発行者に対して新株を発行させることはできないと考えられている。そのため、以下の商品に該当するかどうかを、個別に検討した上であるべき会計処理を検討する必要があると考えられる。

- ・「株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利」である新株予約権（会社法第2条第21号）
- ・金融商品取引法第2条第1項及び第2項（第1号及び第2号を除く。）に規定する有価証券
- ・会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する

実務指針」（以下「金融商品会計に関する実務指針」という。）第6項で定めるデリバティブ

#### ② SAFT

SAFTについても、会計処理の入り口として、その法的性質の検討が必要と考えられる。SAFTの条件は実務上多様な設計が行われていることが想定されるが、米国では、いわゆるHoweyテスト<sup>2</sup>によりSAFTが米国証券法の証券に該当するケースがあるものと考えられる。また、SAFTは、将来のトークン発行が所定の日までに行われない場合には調達資金を出資者に返還する条項が付される場合があるが、このような返還義務も会計処理の判断において考慮する必要があると考えられる。さらに、金融商品会計に関する実務指針第6項で定めるデリバティブの定義に該当するかどうかの検討も必要と考えられる。

## 5. その他実務の検討

### (1) 暗号資産の発行体株式の評価

非上場会社が資金決済法上の暗号資産の発行者となる場合、トークン発行に係る会計処理に課題が生じる場合がある<sup>3</sup>。そのため、実質価額の算定に基づく当該非上場株式の減損処理要否の判定が困難になるケースが考えられる。

### (2) 資金決済法上の暗号資産の貸付及び借入

企業が第三者と行う暗号資産の貸付及び借入に係る会計上の取扱いを明示した会計基準等はない。実務対応報告第38号第14項及び第15項並びに第55項及び第56項において、暗号資産交換業者が預託者から預かった資金決済法上の暗号資産について、暗号資産の私法上の位置づけが明確ではないものの、自己が保有する暗号資産との同質性を重視し、その時点の時価による資産として計上することとされている。これらを参考に、暗号資産の貸付は貸付暗号資産として資産に計上し、暗号資産の借入は借入暗号資産として負債に計上している実務が見られる。

### (3) 資金決済法上の暗号資産以外のトークン等を第三者から預かる場合

上記(2)で解説した通り、実務対応報告第38号は預託者から預かった資金決済法上の暗号資産の会計処理を定めるが、資金決済法上の暗号資産以外のトークン等（NFTなど）を第三者から預かる場合は実務対応報告第38号の適用対象外となる。そのため、ASBJから公表されている討議資料「財務会計の概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」という。）における資産の定義に照らして、結果として資産として計上しないこと

<sup>2</sup> Howeyテストは、第1回目の解説の脚注2を参照。

<sup>3</sup> トークン発行に係る会計処理の課題は、第1回目の解説の「4. トークン発行に係る監査上の課題」参照。

としている実務が見られる。

概念フレームワークでは、「資産とは、過去の取引又は事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう。」とされている。一般的に、トークン等（NFTなど）は、売却等によりキャッシュ（又は暗号資産）の獲得に貢献する便益の源泉であるため「経済的資源」に該当すると考えられるため、資産として計上が必要か否かを決定するに当たっては、顧客から預かったトークン等（NFTなど）を暗号資産交換業者が支配しているかが論点となると考えられる。概念フレームワークでは、支配とは「所有権の有無にかかわらず、報告主体が経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる状態をいう。」とされている。よって、報告主体である暗号資産交換業者と預託者との預託の合意の内容を検討し、暗号資産交換業者が支配を有しているかを検討することで、会計処理を決定することが考えられる。支配の検討においては、NFTは、実務対応報告第38号第55項で示されている「現金と同様に個別性がなく」という資金決済法上の暗号資産の特徴を一般的に有しない点も考慮することが考えられる。

#### (4) 重要な会計方針等の開示

企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第4-3項では、特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しない場合を「会計基準等の定めが明らかでない場合」と定義した上で、同第4-2項において、当該事項が重要な会計方針に該当する場合、財務諸表を作成するための基礎となる事項を財務諸表利用者が理解するために、採用した会計処理の原則及び手続の概要を示すことを求めている。Web3.0ビジネスは、我が国において過去に事例のないものがあり、今後も既存の会計基準等が想定していないケースが発生するものと考えられることから、重要な会計方針等の開示は今後の会計実務において留意すべき事項である。

## 6. ブロックチェーンに関連する監査上の論点

### (1) 秘密鍵の管理体制

暗号資産等のトークンの所有者は、保有する秘密鍵を用いて電子署名を行うことによって、ブロックチェーン上でトークンの移転を行うことが可能になる。サイバー攻撃等により秘密鍵が外部に流出し、企業が保管するトークンの不正流出事件が過去何度も生じていることから、サイバー攻撃等による暗号資産の不正流出リスクが識別される。また、企業の内部者が秘密鍵に容易にアクセスできる場合には、内部者によって企業が保管するト

ークンの不正流出が行われるリスクが高まることになる。そのため、監査人は、トークンの発行や保有を行う企業の監査を受嘱する際には、企業による堅牢な秘密鍵の管理体制が整備・運用されていることを確かめる必要がある。秘密鍵の管理体制の評価においては、例えば、以下の点を検討する必要がある。

#### ① アクセスセキュリティ

企業は、秘密鍵の生成から、保管、利用、廃棄までの秘密鍵のライフサイクルにおいて、秘密鍵への不正アクセスを防止するため、職務分掌や物理的・論理的アクセスコントロールを整備・運用することが求められる。また、ホットウォレットでの保管を制限するとともに、サイバーセキュリティ体制を構築することが求められる。

#### ② マルチシング

企業は、送金を実行する際に複数の秘密鍵による電子署名を必要とするマルチシング技術やそれに代替する内部統制（例えば、秘密分散技術により秘密鍵を複数に分割、秘密鍵へのアクセスに多段階認証を必要とする情報処理統制等）を整備することが求められる。

#### ③ バックアップ

不測の事態によって秘密鍵を紛失したり、秘密鍵へのアクセスが出来ない状況下で秘密鍵情報を復元できなくなると、トークンの移動ができず、実質的にトークンに対する権利を失った状態になる。そのため、企業は秘密鍵のバックアップ体制を整備・運用することが求められる。バックアップの保管場所は、秘密鍵と同様に、不正アクセスを防止するための厳重なセキュリティ対策が求められることに留意する。

#### ④ 外部委託先管理

トークンを保有する企業が、秘密鍵の管理やトークンの保管に企業外部の第三者を利用する場合や、外部SaaS（Software as a Service）のウォレットシステムを利用している場合、企業は当該外部委託先の秘密鍵管理等に関連する内部統制が整備・運用されているか評価することが求められる。監査人は、監査基準委員会報告書402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」に従い、例えば、利用規約や使用に関する契約を確認することで、当該外部委託先の業務を理解する必要がある。また、外部委託先の内部統制の整備・運用状況を評価するため、例えば、受託業務に係る内部統制の保証報告書入手し、検討することが考えられる。

### (2) スマートコントラクト<sup>4</sup>の検証

企業が新たに暗号資産やNFTを発行する場合に、ト

4 スマートコントラクトとは、参加者が相互にやり取りをする上で合意する一連のルールを含むデジタルコードを言う。事前に定義されたルールに合致すると、このコードにより自動的に合意が執行される。このスマートコントラクトコードは合意又は取引の実行を促進、承認及び執行し、その後、取引の結果がブロックチェーンに書き込まれる（本公開草案付録3.用語集No.9）。

クンに関する仕様を定義したスマートコントラクトをブロックチェーンに配置し利用することが一般的である。スマートコントラクトの利用例は、以下のようなものがある。

- ・トークンの生成・移転及び焼却（バーン）等使用不可能とする処理や取引履歴のブロックチェーンへの記録を行う。
- ・一定条件下で取引参加者間でのNFTと暗号資産の交換を自動実行する決済機能

スマートコントラクトは、トークン発行に関わる基礎的な機能だけでなく、複数のプログラムを組み合わせることで発行数量の制限や指定したアドレスの取引停止といったトークンの流通を制御する特権的機能や、特権の保有者を変更する機能、さらには事後的にロジックを追加変更するための拡張性を備えることも可能である。

監査人は、自動化されたプログラムとして継続的に意図した通りに運用されているかという観点から、スマートコントラクトが情報処理統制として有効に運用されていることを確認する。監査人は、スマートコントラクトに不正流出や規制当局の要請等に備えた安全措置のための機能が組み込まれているかについても確認する。

監査人は、スマートコントラクトの開発・変更に関する内部統制の整備・運用状況を評価することで、スマートコントラクトの開発・変更過程で不具合や脆弱性の混入リスクへの対応が来ているか確認することになる。監査人は、信頼できる第三者機関によって実施されたコードレビューの結果を入手し、異常が発見されていないことを確かめる等の方法を取ることも考えられる。監査人は、トークンの発行や特権的機能を利用するための秘密鍵へのアクセスコントロールが整備・運用されているか検証することで、特権の利用による不正なトークン発行やスマートコントラクトのロジック改ざんリスクへの対応ができていないか確認する。

なお、スマートコントラクトは、通常、解読が困難なバイトコード等の形式でブロックチェーン上に配置されるため、監査人が企業からソースコードを入手し検証に利用する場合には、それがブロックチェーンに配置されたものと同一であるかにも留意する。

### (3) 監査証拠として利用するブロックチェーンの記録の信頼性の評価

トークンの発行や保有を行う企業を監査する際には、ブロックチェーン上の情報を監査証拠として利用することになる。ブロックチェーンのネットワークの参加者が相互に監視し合うことによりブロックチェーン上の記録は改ざんされにくい仕組みになっていると認識されているが、監査人はブロックチェーンの記録を監査証拠として利用するために、ブロックチェーンの信頼性及びブロックチェーンから情報を取得するためのプログラムの信

頼性を評価する必要がある。

#### ① ブロックチェーンの信頼性の評価

ブロックチェーンネットワークに参加するコンピュータ（又は参加者）をノードというが、コンセンサスアルゴリズムに参加するノードに特に制限がない場合を「パブリック型ブロックチェーン」という。これに対して、非パブリック型ブロックチェーンとは、参加するノードが制限されている場合のうち、複数の組織体に限定されていれば「コンソーシアム型ブロックチェーン」といい、一つの企業や組織に限定されていれば「プライベート型ブロックチェーン」ということが多い。非パブリック型ブロックチェーンの場合には、発行に関係するシステムやブロックチェーンの理解に当たり、保証業務実務指針3701「非パブリック型のブロックチェーンを活用した受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」を参照されたい。

監査人は、以下の通り、利用される暗号技術やコンセンサスアルゴリズム等の理解を通じて、ブロックチェーンの信頼性を評価することになる。

#### a. 利用される暗号技術の理解

ブロックチェーン上のデータ（ブロック情報）の真正性は、ハッシュ関数に依存している。ハッシュ関数の逆演算やハッシュ値の操作が可能になった場合、異なるブロックであるものの同一のハッシュ値を持つブロックを生成することができる可能性があり、過去のブロック情報の修正が可能となるリスクがある。また、ブロックチェーンにおけるトランザクションは、電子署名技術により証明される。電子署名の改ざんが可能になった場合、トランザクションの真正性が損なわれるリスクがある。

そのため、ブロックチェーンにおいて使用されている基盤技術を理解し、危殆化していないことを確かめることは、ブロックチェーンの信頼性について理解する上での前提となる。

#### b. コンセンサスアルゴリズムの理解

ブロックチェーンのネットワークにおいては、ネットワークに参加する各ノードが互いにデータを持ち合い、当該データが正しいデータか否かについて全体としての合意が形成される。この合意形成の仕組み、すなわち、コンセンサスアルゴリズムを理解することは、ブロックチェーンのネットワークそのものの信頼性についての理解を得ることや、どのようにトランザクションが確定データとしてブロックチェーンに記録されるかについての理解を行う上で有益である。コンセンサスアルゴリズムの理解には、以下を含む。

- ・コンセンサスアルゴリズム<sup>5</sup>の種類

5 コンセンサスアルゴリズムの代表的なものには、「Proof of Work(PoW)」、「Proof of Stake(PoS)」、「Practical Byzantine Fault Tolerance(PBFT)」といったものがある。PoW、PoS はパブリック型で利用されることが多い。プライベート型やコンソーシアム型で利用される代表的なコンセンサスアルゴリズムとしてPBFTが挙げられる。

- ・承認ノードの管理主体
- ・ブロックチェーンを維持するための必要なノード構成
- ・ファイナリティ<sup>6</sup>の条件
- ・コンセンサスアルゴリズムの変更に関する内部統制参加者の多いパブリック型ブロックチェーンであれば、改ざんの可能性は低いと想定されるが、パブリック型ブロックチェーンであっても、参加者が少ないブロックチェーンであれば、51%攻撃<sup>7</sup>によって改ざんのリスクが高くなる。

## ② ブロックチェーンから情報を取得するためのプログラムの信頼性の評価

監査人はブロックチェーンから取引記録を入手する際に、監査人自らブロックチェーンノードを構築する必要があるが、監査人は、当該ブロックチェーンノードの信頼性を評価する必要がある。信頼性の評価には、プログラムが目的適合的にデザインされているか、プログラムが意図された通りに機能しているなどの検討が含まれる。

監査人は、各トークンのコミュニティ等が運営するWebサイト上のエクスプローラを利用してブロックチェーンの情報を取得する必要があるが、エクスプローラの信頼性を評価する必要がある。

以上

---

6 トランザクションがブロックチェーン上のデータとして確定することを、「ファイナリティを得る」と表現する。PoWは構造上ファイナリティがなく、一定のブロック数を経過することで確定したものとみなされることが多い。PoS、PBFTには通常ファイナリティを与える仕組みが備わっている。

7 51%攻撃とは、悪意のある者が、ネットワーク全体の採掘に係る計算処理能力の50%超を支配して不正な取引を実行することをいう。

# 金融庁：「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

『会計情報』編集部

金融庁は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案）に関する意見募集を行い、2023年9月15日に結果を公表した。

令和4年6月に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理において、新規公開（IPO）の公開価格設定プロセス等について、令和4年2月に日本証券業協会より「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ」報告書で改善策が取りまとめられており、この公開価格設定プロセス等の見直しを、必要な制度的対応を行いつつ、着実に進展させる必要があるとされた。

上記の報告書においては、上場日程の短縮化や日程設定の柔軟化が課題とされたところ、かかる課題に対する改善策として、あらかじめ上場承認前に有価証券届出書（以下「承認前届出書」）を提出することが考えられ、その際の承認前届出書の記載事項等の実務運用について検討することとされた。これを踏まえ、承認前届出書の記載事項について、以下の改正を行うこととされた。

【1】 日程関連の記載（企業内容等の開示に関する留意事項について（以下「開示ガイドライン」）5-8-2-3）

承認前届出書において、上場日に紐づく以下の日程について、一定の幅を持った期間での記載を可能とする改正が行われた。

1. 申込期間、払込期日、株式受渡期日
2. 発行価格、売出価格の決定予定時期
3. 引受人の氏名・名称、住所、引受株式数、引受け条件の決定予定時期

【2】 株式数関連の記載（企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」）第9条第9

号）

承認前届出書において、発行数や売出数について「未定」と記載することを可能とする改正が行われた。

【3】 価格関連の記載（開示府令第9条第9号並びに開示ガイドライン5-8-2-2及び5-8-3）

承認前届出書において、価格関連の以下の項目について記載しないことを可能にする改正が行われた。

1. 払込金額及び手取金の総額（用途の区分ごとの金額）における想定発行価格
2. 発行価額及び資本組入額の総額の算定根拠
3. 売出価額の総額

上記のほか、承認前届出書の位置づけに関連した事項として、承認前届出書に、上場承認前の募集又は売出しの相手方に関する記載を求める等の改正が行われている。

本改正に係る内閣府令は、2023年9月15日付で公布され、2023年10月1日付で施行される。また、本改正に伴い開示ガイドラインは、2023年10月1日付で改正され、同日より適用される。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について：金融庁 (fsa.go.jp)

以上

# ASBJ：企業会計基準適用指針公開草案第80号（企業会計基準適用指針第2号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」等の公表

『会計情報』編集部

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2023年10月6日に、企業会計基準適用指針公開草案第80号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」等を公表した。

令和5年度税制改正において、完全子会社株式について一部の持分を残す株式分配のうち、当該一部の持分が当該完全子会社の株式の発行済株式総数の20%未満となる株式分配について、他の一定の要件を満たす場合には、完全子会社株式のすべてを分配する場合と同様に、課税の対象外とされる特例措置、いわゆるパーシャルスピノフ税制が新たに設けられた。これを受けて、2023年3月に開催された第497回企業会計基準委員会において、事業を分離・独立させる手段であるスピノフの会計処理を検討することが企業会計基準諮問会議より当委員会に提言され、当該取引に係る会計基準の開発に着手することとし、検討が行われた。

2023年10月5日開催の第511回企業会計基準委員会において、以下の企業会計基準適用指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）の公表が承認され、2023年10月6日に公表されている。

- ・企業会計基準適用指針公開草案第80号（企業会計基準適用指針第2号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」
- ・企業会計基準適用指針公開草案第81号（企業会計基準適用指針第28号の改正案）「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」

コメント募集期間は、2023年12月6日(水)までとされている。

## 【参考情報】

本公開草案は、日本公認会計士協会（JICPA）の実務指針にも影響するため、ASBJで検討の上、JICPAに改正を依頼しており、当該依頼を踏まえ、同日、JICPAより、以下の実務指針の改正案が公表されている。下記の改正案についてのコメント募集期間も、2023年12月6日(水)までとされている。

- ・日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第7号  
「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」

詳細については、ASBJのウェブページ（[企業会計基準適用指針公開草案第80号（企業会計基準適用指針第2号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」等の公表](#) | [企業会計基準委員会：財務会計基準機構 \(asb.or.jp\)](#)）及びJICPAのウェブページ（[会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正について（公開草案）](#) | [日本公認会計士協会 \(jicpa.or.jp\)](#)）を参照いただきたい。

以上

# JICPA：会計制度委員会研究報告第17号「環境価値取引の会計処理に関する研究報告－気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応－」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について

『会計情報』編集部

日本公認会計士協会は、2023年9月21日に、会計制度委員会研究報告第17号「環境価値取引の会計処理に関する研究報告－気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応－」を公表した。

本研究報告は、近時の世界的な脱炭素、低炭素化によるサステナブルな社会の実現に向けた動きを踏まえて種々の環境関連取引が行われるようになってきているものの、現行の会計基準等において、新たな環境関連取引に関し、会計処理が明らかにされていないものがあることを踏まえ、環境価値を直接取引対象とする環境関連取引（環境価値取引）に関する会計処理の考え方について調査し、現時点におけ

る考えを取りまとめたものとされている。なお、公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて公表されている。

詳細については、JICPAのウェブページ（[会計制度委員会研究報告第17号「環境価値取引の会計処理に関する研究報告－気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応－」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について](#) | 日本公認会計士協会 ([jicpa.or.jp](http://jicpa.or.jp))) を参照いただきたい。

以上

## —国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000の公開草案の概要—

# サステナビリティ情報の保証業務を取り巻く最新動向と今後の見通し

公認会計士 こばやし のりあき  
小林 永明

### はじめに

企業によるサステナビリティ情報の開示の重要性は、近年様々な媒体で繰り返し取り上げられているテーマであり、改めてその背景について詳述する必要はないであろう。既にご案内の通り、企業が開示するサステナビリティ情報の比較可能性や一貫性を確保するために、2021年11月に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が設立され、今年6月には最初のサステナビリティ情報の開示基準であるIFRS S1号及びS2号が公表された（本誌2023年10月号「IFRSサステナビリティ開示基準（IFRS S1号及びIFRS S2号）の概要」で詳細に解説している）。これを機に多くの国・地域の規制当局において、IFRS S1号及びS2号をベースラインとしたサステナビリティ情報の開示の義務化やその信頼性確保のための第三者保証を導入の議論が加速している。我が国においては、金融庁の諮問機関である金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、サステナビリティ情報の開示や、第三者保証の議論が継続的に行われており、2022年6月の報告書において、従来の任意開示書類（統合報告書やサステナビリティ報告書等）を中心とした開示実務の広がりから一歩踏み込んだ、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示義務化への言及が行われ、さらに同年12月の報告書においては、我が国のサステナビリティ情報の開示基準を開発しているサステナビリティ基準委員会（SSBJ）の役割や位置づけ、第三者保証のあり方などへの言及が行われるとともに、将来の開示や保証の義務化を見据えたロードマップも公表された。こうした議論を踏まえ、今年1月に「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」等が公布され、2023年3月期以降の有価証券報告書から、サステナビリティ情報の記載欄が新設され、開示が義務化されたことは記憶に新しい。

今回は、サステナビリティ情報に対する第三者保証について、現在の状況や8月に公表された新しい保証基準

の公開草案の概要、今後の見通しなどについて解説をしていきたい。

### サステナビリティ情報に対する第三者保証の現在地

サステナビリティ情報の開示は、海外で事業活動を行うグローバル企業を中心として、統合報告書やサステナビリティ報告書等の任意開示書類やWebページなど活用した自主的な開示という形で、かなり以前から実務が広がってきていた。こうした開示に対してESG格付を行う外部機関などの存在も影響し、開示情報に対する信頼性確保の要請も以前から存在しており、任意の保証業務という形で、サステナビリティ情報に対する独立した第三者による保証の実務が広まってきていた。ただし、任意の保証業務は、財務諸表監査と異なり公認会計士等の特定の資格保有者による独占業務とはなっていないため、様々なバックグラウンドを持つ組織が保証の提供者となっている。

なお、国際会計士連盟（IFAC）が日本の上場企業の時価総額上位100社を調査した結果<sup>1</sup>によると、2021年時点で99%（99社）は何らかの形でサステナビリティ情報の開示を行っており、そのうち69%（68社）が何らかの形で第三者保証を受けているということであった。2019年から2021年の過去の3年間の経年変化では、何らかの形でサステナビリティ情報を開示している会社の比率は3年前から既に99%に達しており変化が見られないのに対し、何らかの形で保証を受けている会社の比率は、2019年の47%、2020年の53%から2021年に69%となっており、ここ数年で着実に保証の実務が広がっていることが分かる。

こうして広がってきた任意の保証業務には様々な形態がある。よく見られるものとしては、財務諸表監査の国際基準を開発している国際監査・保証基準審議会（IAASB）が開発した、ISAE3000（Revised）<sup>2</sup>やISAE3410<sup>3</sup>に基づ

1 THE STATE OF PLAY: SUSTAINABILITY DISCLOSURE & ASSURANCE 2019-2021 TRENDS & ANALYSIS

2 ISAE3000（Revised）ASSURANCE ENGAGEMENTS OTHER THAN AUDITS OR REVIEWS OF HISTORICAL FINANCIAL INFORMATIONの略称

3 ISAE3410 ASSURANCE ENGAGEMENTS ON GREENHOUSE GAS STATEMENTSの略称

く保証業務である。これは監査法人やそのグループ会社  
が実施している保証業務において多く見られる。  
ISAE3000 (Revised) は、財務諸表に対する監査やレビ  
ュー以外の全ての保証業務に適用されるため、保証業務  
に対する原則的な要求事項が定められている。これに対  
しISAE3410は温室効果ガス (GHG) 報告書に関する保  
証業務に特化したより具体的な保証業務基準となってい  
る。従い、GHG報告書だけでなく、他の情報も含めて保  
証業務が提供される時にはISAE3000 (Revised) と  
ISAE3410の両方が適用されていることが多い。また、国  
際標準化機構 (ISO) の国際規格であるISO14064シリー  
ズに基づく保証業務も見られるが、これはISO認証機関な  
どが実施している業務において多く見られるものである。  
ISO14064シリーズはGHG排出量の算定に関する国際規  
格であり、GHG排出量以外の情報と合わせて業務が提供  
される場合には、ISAE3000 (Revised) とISO14064シ  
リーズの組合せとなっていることもある。さらに、  
AA1000のAssurance Standardに基づく保証業務も多く  
見られる。AA1000はAccountAbilityというロンドンで設  
立された民間団体が策定している基準であり、企業のサ  
ステナビリティへの取組みへの指針となる原則主義のフ  
レームワークであるAA1000 Accountability Principles  
(AA1000AP) や、その適用状況に関する保証基準である  
AA1000 Assurance Standard (AA1000AS) など  
で構成されている。従い、保証業務の対象がAA1000APの適  
用状況だけに留まらない場合には、AA1000ASの他に  
ISAE3000 (Revised) を組合せて保証業務が提供される  
こともある。これら以外にも利用されている保証基準が  
存在しており、保証業務の形態は様々であり、当然に実  
施する手続の内容や保証の水準も異なってくる。

サステナビリティ情報の開示基準においては、様々な組  
織・団体が任意の開示フレームワークや基準を開発して  
きた結果、情報利用者にとって比較可能性が損なわれ  
てしまうという課題が識別され、その課題の解決のため  
にISSBが設立され、グローバルベースラインとなる開  
示基準の開発が行われたという経緯があった。同様に、サ  
ステナビリティ情報の第三者保証においても、各国・地  
域で保証の義務化・制度化の議論が本格化し始めてい  
る中で、現在の任意保証における様々な保証基準が混在  
している状況を解消し、国際的に統一された保証基準が  
利用されるようになることが、情報利用者の保護のため  
にも望ましいとの意見が多く聞かれるようになってきた。

このような経緯を踏まえ、IAASBはサステナビリティ  
保証業務のグローバルベースラインとなる新たな保証基  
準を開発することを2022年9月のボード会議で正式に  
決定し、基準開発を進めてきた。今年8月に新たな保証  
基準の公開草案が公表されているので、次のセクション  
にてその概要を解説していきたい。

## 新たに公表されたISSA5000公開草案の 概要

IAASBは今年8月に、ISSA5000「サステナビリティ  
保証業務の一般的要求事項」の公開草案を公表し、今年  
12月1日までをコメント募集期間として、公開草案に対  
するコメントを募集している。公開草案と同時に、基準  
の概要と27個の質問事項を含む説明文書、及びFAQも  
IAASBから公表されており、公開草案に対するコメント  
はこの27個の質問事項への回答として記入することが  
期待されている。

### ① ISSA5000の特徴

上述の通り、IAASBはグローバルベースラインとなる  
包括的な保証基準を開発することで、様々な保証基準が  
混在する状況を解消し、サステナビリティ情報の信頼性  
を高め、公益に資することを目的としており、そのため  
に、ISSA5000は迅速な開発が進められるとともに以下  
のような特徴を持っている。

- ・あらゆるサステナビリティピックに対応
- ・あらゆる開示媒体 (報告メカニズム) に対応
- ・あらゆる報告基準 (Criteria) に対応
- ・全ての利害関係者を考慮
- ・限定的保証と合理的保証の両方に対応
- ・会計士以外の誰でも利用可能 (Profession-agnostic)

### ② ISSA5000の開発方針

包括的な基準を開発することや、迅速に対する必要が  
あることなどを踏まえ、ISSA5000は以下の開発方針に  
基づき、通常監査基準の開発と比較しても異例の短期  
間で公開草案を公表するに至った。なお、基準の開発  
は、サステナビリティ保証業務に従事している会計士  
のみならず、会計士以外の専門家からも助言を得なが  
ら進められてきた。

- ・ISAE3000 (Revised) 及びISAE3410の定義、要求  
事項、適用指針のうち、関連性のあるものを取り込む
- ・IAASBが開発した国際監査基準 (ISA) のうち、包括  
的基準の開発に適した概念を持っている基準を識別  
し、その要求事項や適用指針を利用する
- ・EERガイダンス<sup>4</sup>から、取り込むべきものを取り込む
- ・6つの優先項目を定め、個別に追加的な指針を提供す  
る

6つの優先項目は以下の通りであり、全てのサステナ  
ビリティ情報の保証業務に共通する重要事項が挙げられ  
ている。

- (a) 限定的保証と合理的保証における作業の相違点
- (b) 保証業務の範囲
- (c) 報告基準の適合性 (「ダブル・マテリアリティ」

4 ISAE3000 (Revised) の適用に関する規範性のないガイダンスであり、Non-Authoritative Guidance on Applying ISAE 3000 (Revised) to Sustainability and Other Extended External Reporting (EER) Assurance Engagementsの略称

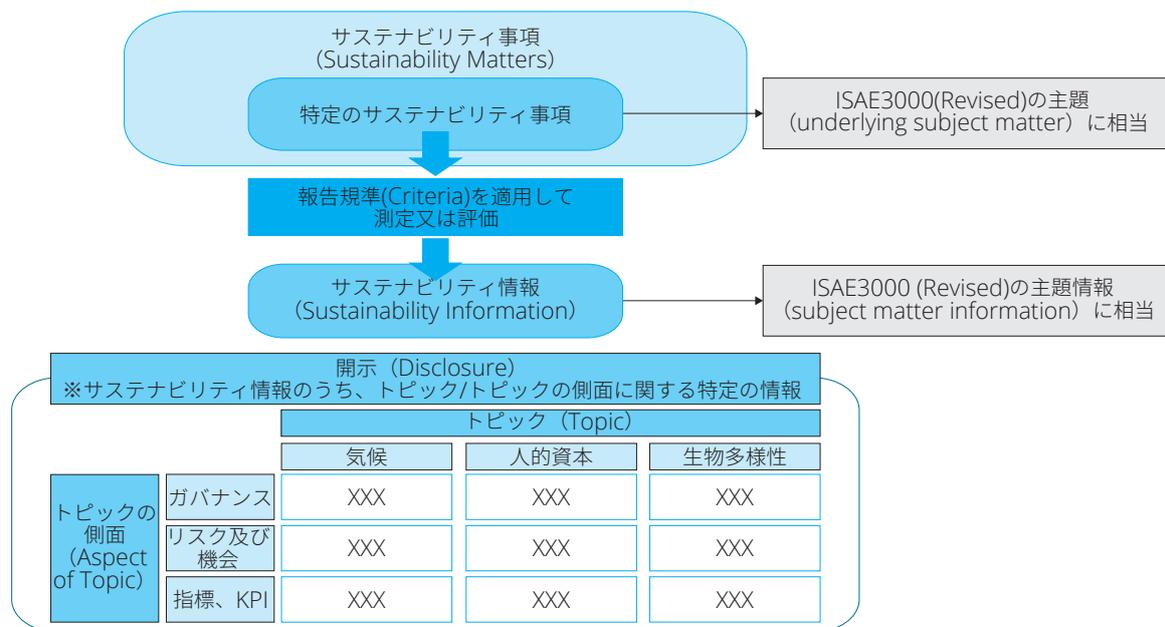
- 等の概念への対応を含む。)
- (d) 証拠（情報の信頼性、及び十分かつ適切な証拠の構成要素を含む。）
  - (e) 保証業務における重要性（記述式及び定性的な情報における重要性を含む。）
  - (f) 内部統制システム、及び当該システムが十分かつ適切な証拠を入手する業務実施者の能力に及ぼす影響

また、ISSA5000が会計士以外の専門家にも利用可能となるための前提として、国際会計士倫理基準審議（IESBA）が定める倫理規程（IESBA code）及びIAASBが定める品質管理システムに係る要求事項（ISQM1等）と少なくとも同程度以上（at least as demanding）の要求事項が遵守されなければならない点には留意が必要である。現在IESBAはIAASBによるISSA5000の開発と並走する形で、会計士以外の専門家にも利用できるよう

なサステナビリティ保証業務に関する倫理規程の開発を進めているため、この新たな倫理規程の開発動向にも留意が必要である。新たな倫理規程の公開草案も年内に公表されることが計画されている。

さらに、基準の開発に当たっては、用語の定義についても慎重な検討が行われてきた。ISSA5000は独立した保証基準としてISAE3000（Revised）を参照せずに利用できるように構成されていることから、ISAE3000（Revised）において使用されている主題（underlying subject matter）や主題情報（subject matter information）という用語は、ISSA5000公開草案においては、サステナビリティ事項（sustainability matter）やサステナビリティ情報（sustainability information）という新しい用語に置き換えられている。その他の主要な用語については以下の図のような整理になっていると考えられる。

図：ISSA5000公開草案における用語の整理



また、会計士以外にも利用できる基準にするための用語の検討も行われ、例えば監査法人において一般的に利用されているものの他の組織においてはなじみの薄いパートナーという用語を使用せずに、より包括的なリーダーという用語を持ちいて、業務執行パートナー（Engagement Partner）ではなく業務執行責任者（Engagement Leader）という用語が使われるなどの対応が行われている。

そして、ISAE3410とのすみ分けについても触れておきたい。ISSA5000は基本的にサステナビリティ情報に対する保証業務全般に適用されることとなっているが、GHG報告書に対して別途結論を述べる場合にはISAE3410が引き続き適用されることとなっている。こうしたすみ分けを行うことにより、既存のISAE3410を利用した実務が引き続き維持されるメリットはあるもの

の、ISSA5000とISAE3410の要求水準が異なる場合には、実務に混乱を生じさせる可能性もあるため、さらなる検討や明確化が求められるところである。

### ③ 6つの優先項目についての概要

ここでは上述した6つの優先事項についてのISSA5000公開草案における取扱いを概観しておきたい。

#### (a) 限定的保証と合理的保証における作業の相違点

ISSA5000公開草案では、限定的保証のみに適用される要求事項にはLimitedの頭文字のLを項番に付し、合理的保証のみに適用される要求事項にはReasonableの頭文字のRを項番に付すことで、両方の保証水準を一つの基準の中でカバーする建付けとなっている。また、限定的保証と合理的保証の差

異を明確化するために、差異がある領域については表形式で比較しやすいように基準が構成されている。これはISAE3000 (Revised) でも採用されている構成である。

具体的な差異を少し紹介しておく、例えば、リスクアプローチを採用してリスクに応じた対応手続を実施する点は共通しているものの、限定的保証においてはリスクの識別のために個々の開示項目ごとに詳細なリスク評価をすることまでは求められていないが、合理的保証においては、個々の開示項目ごとにアサーションレベルでの重要な虚偽表示リスクの評価が求められており、要求されている手続の深度が異なっている。また、内部統制について一定の理解が必要である点は共通しているものの、限定的保証では、統制環境、リスク評価プロセスの結果、そして情報システムと伝達の3つの項目についての理解が要求されているのに対し、合理的保証では、その3つに加えて内部統制システムのモニタリングプロセスや統制活動の理解も要求されている。また、リスク評価プロセスについては結果のみでなく、プロセスそのものの理解も要求されている。さらに、見積りや将来予測情報に対する実施手続に関しては、見積りや予測に使用された手法が適切であるかどうかを検証する点は共通しているものの、見積りや予測の前提となる仮定やデータの適切性、保証人独自の見積りを実施するか否かなどにおいて、要求される手続の深度に相違が見られる。ただし、個別の状況に応じて、限定的保証においても追加的な手続を実施しなければならないと判断されることもあり、その点はISSA5000公開草案の中でも明記されている。

#### (b) 保証業務の範囲

財務諸表監査においては、ほとんどの場合財務諸表の一部のみが監査の対象になることはなく、財務諸表全体が監査対象となることが大半であるが、サステナビリティ情報の場合には、報告規準(Criteria)に従って開示された情報のうち一部だけが保証の対象となることがむしろ多く、開示された全ての情報が保証の対象となることは現時点では稀である。ただし、保証業務を実施するに当たっては、単に保証業務の対象となる情報についての知識のみがあれば足りるわけではなく、保証業務の範囲外のサステナビリティ情報についても適切な知識を有している必要があり、その点がISSA5000公開草案においても強調されている。

#### (c) 報告規準の適合性(「ダブル・マテリアリティ」等の概念への対応を含む。)

サステナビリティ情報の開示の実務では、現状は法規制で定められた報告規準(Criteria)に加えて、

企業が独自開発した報告規準(Criteria)を組み合わせることがあるため、報告規準(Criteria)の関連性、完全性、信頼性、中立性そして理解可能性についての評価が重要である点が明確化されている。また、報告規準(Criteria)は投資家にとっての有用性にフォーカスしたものでなく、投資家以外の様々な利害関係者にとって有用とされるいわゆるダブル・マテリアリティの考え方に基づく報告規準(Criteria)であっても、要件を満たせばISSA5000公開草案における保証業務の対象となり得るとされている。

#### (d) 証拠(情報の信頼性、及び十分かつ適切な証拠の構成要素を含む。)

現在開発中のISA500<sup>5</sup>公開草案の規定を多くの面で取り入れつつも、バリュー・チェーン情報などを取り扱うサステナビリティ情報の保証業務に特有の論点も考慮して、外部情報源から入手した監査証拠についての正確性と網羅性の検討については、既存のISA500の要求水準にとどめるなどの対応が行われている。

#### (e) 保証業務における重要性(記述式及び定性的な情報における重要性を含む。)

財務諸表監査においては、単一の定量的な重要性の基準値が決定され、その基準値が監査の計画から結論の表明に至るまで、一貫して利用されるが、サステナビリティ情報に関しては、そもそも様々な単位の数値が混在しており、定性的な記述情報の開示が多くなる傾向もあるため、単一の定量的な重要性の基準値を決定することは困難であると考えられている。従い、ISSA5000公開草案においては、定量情報については個々の開示ごとに重要性を決定することを求める一方、定性情報については重要性を決定せずに考慮することを求めることとしている。また、個々の開示毎に重要性を決定した場合でも、最終的な結論の表明の際には、保証業務の対象となるサステナビリティ情報全体としての重要性を考慮することが求められることとなっている。この辺りは、実務上の対応について更なるガイダンス等の提供が必要になるところであろう。

#### (f) 内部統制システム、及び当該システムが十分かつ適切な証拠を入手する業務実施者の能力に及ぼす影響

サステナビリティ情報の作成に係る内部統制の理解をどこまで求めるかは、サステナビリティ情報の作成者である企業側において実務が発展途上の段階であることを考慮したうえで、ISA315<sup>6</sup>の要求事項を取り込むことの要否が検討されている。また上述の(a)でも触れている通り、内部統制の5つの構成要素の理解については限定的保証と合理的保証において要求事項に明確な差を設けている。

<sup>5</sup> ISA500 AUDIT EVIDENCEの略称

<sup>6</sup> ISA315 (REVISED 2019) IDENTIFYING AND ASSESSING THE RISKS OF MATERIAL MISSTATEMENTの略称

#### ④ その他の重要事項について

上述した6つの優先項目以外にも重要な検討項目とされた項目があるため、簡単にその概要を確認しておきたい。

##### ✓ 専門家及び他の業務実施者の利用

サステナビリティ情報は幅広い領域をカバーすることから、保証業務の実施においては専門家の関与が必要となるケースが多くなる可能性がある。また、国内外のグループ会社の情報に対して保証業務を実施する場合には、他の業務実施者の利用も必要となる。そのため、こうした専門家や他の業務実施者がどのような場合に保証業務チームの一員となるのかどうかなどについてISSA5000公開草案にて整理が行われている。

##### ✓ グループ（連結）サステナビリティ情報への対応

ISA600<sup>7</sup>のようなグループ監査に特化した保証基準の開発は今回は行われていないが、ISSA5000公開草案の原則を踏まえれば、グループ（連結）サステナビリティ情報に対応する保証業務の提供にも対応することは可能となっている。ただし、より詳細なガイダンス等が必要と言う声が多く聞かれている領域であり、最終基準に向けた対応が期待されている。なお、必要に応じて将来個別の基準開発を行う可能性があると考えられている。

##### ✓ 不正

基準を通して不正への対応は強調されており、職業的懐疑心への言及も行われている。またサステナビリティ情報における不正の事例についても適用指針において取り上げられている。ただし、サステナビリティ情報の開示や保証は発展途上段階にあることから、不正についても今後様々な新しい論点が出てくるのが想定されるため、継続的なガイダンス等の発信が必要な領域であると考えられている。

##### ✓ その他の記載内容（Other Information）

ISA720<sup>8</sup>を参照し、その他の記載内容について同様の作業を要求し、保証報告書においても監査報告書と同様の記載が求められることとなっている。ただし、保証報告書日後に入手したその他の記載内容がある場合、当該情報に対する作業は要求されない。

##### ✓ 報告要件及び保証報告書

ISA700<sup>9</sup>の改訂を踏まえ、保証報告書における記載順序を監査報告書の記載順序と整合させている。その他の記載内容の保証報告書における取扱いには上述の通りであるが、監査上の主要な検討事項（KAM）に相当する事項の開示は要求されていない。なお、付録において保証報告書の文例が4つ示されており、限定的保証と合理的保証による相違、適正性意見と準拠性意

見による相違、無限定の結論と除外事項がある場合の結論の相違などが文例から把握できるようになっている。

## サステナビリティ情報の保証を巡る今後の見通し

IAASBは今回包括的な基準としてISSA5000公開草案を公表し、コメント期間を経て来年の9月までに最終化することを計画している。また、包括的な基準に続く個別テーマごとの保証基準の開発も来年以降本格的に開始することが見込まれている。個別テーマごとの基準の内容は現時点でははっきりとはしないものの、気候変動や生物多様性のような個々のサステナビリティピックごとの保証業務基準に加え、グループ保証業務のようなテーマに関する保証業務基準の開発も考えられる。

そして、IAASBが開発するISSA5000が、各国・地域の規制当局によって保証基準として選択されるかどうかには注視が必要であろう。特にEUは2026年10月までに企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に基づく保証における統一した保証基準の採択を計画しているが、そこでISSA5000が選択されるかどうかは大きなポイントとなるであろう。そのためには会計士のみならず、会計士以外の保証業務提供者によるISSA5000公開草案の理解と活用のための啓蒙活動やガイダンスの発信等が重要になってくるであろう。そして、その中にはIESBA codeやISQM1のような、会計士以外の保証業務提供者にとって対応に時間とコストがかかる可能性のある事項も含まれてくることには留意が必要であろう。また、我が国においても、ISSA5000をベースとした我が国独自の保証基準の開発が行われるのか、現行の任意保証の実務のようにISSA5000をそのまま適用することが認められるようになるのかなど、多くのことがまだ決まっていない状況であり、さらに言えば保証業務の担い手の育成についても急ピッチでの対応が進められているところである。

このようにサステナビリティ情報の保証を取り巻く今後の動向は未確定な部分が多いものの、様々な利害関係者からの情報開示ニーズや情報の信頼性確保のニーズが急速に高まっている中で、非常に速いスピードで対応していくことが求められる点だけは間違いなさそうである。

以上

7 ISA600 (REVISED), SPECIAL CONSIDERATIONS—AUDITS OF GROUP FINANCIAL STATEMENTS (INCLUDING THE WORK OF COMPONENT AUDITORS)の略称

8 ISA720 (REVISED), THE AUDITOR'S RESPONSIBILITIES RELATING TO OTHER INFORMATION IN DOCUMENTS CONTAINING OR ACCOMPANYING AUDITED FINANCIAL STATEMENTS AND THE AUDITOR'S REPORT THEREONの略称

9 ISA700 (REVISED) FORMING AN OPINION AND REPORTING ON FINANCIAL STATEMENTSの略称

## 国際会計基準（IFRS）—つくり手の狙いと監査

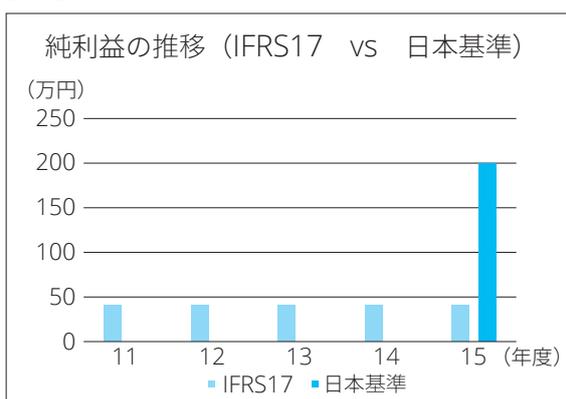
## 第37回 IFRS第17号「保険契約」（その6）

前 国際会計基準審議会（IASB）理事 おうち たかつく 鷺地 隆継

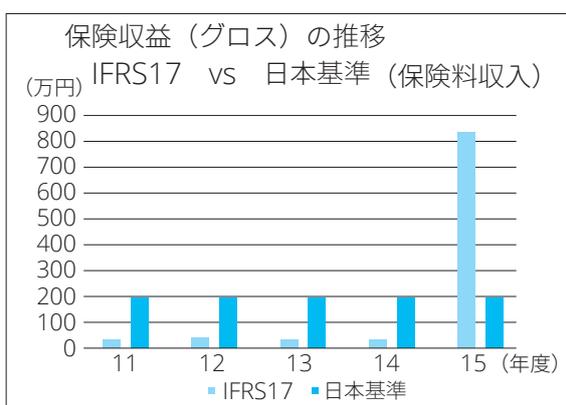
## 大きく変わる業績数値

前稿（第36回）では、IFRS第17号を適用した業績数値と、日本の伝統的な保険会計を使用した業績数値を、極端に単純化したモデルを両基準に当てはめて比較した。その結果は、純利益の推移【図1】と、トップラインである保険収益（グロス）の推移【図2】のようになった。

【図1】



【図2】



このようにグラフで比較すると一目瞭然であるのだが、純利益に関してはIFRS第17号による利益が平準化されているのに対して、日本の伝統的な保険会計による純利益はテールヘビーとなっている。一方で、保険収益（グロス）に関しては、IFRS第17号による保険収益（グロス）がテールヘビーとなっているのに対して、日本の伝統的な保険会計による保険収益（グロス）は平準化さ

れている。

このような違いが現れる理由は、保険会計というものに対する基本的なスタンスの違いにある。具体的には、日本の伝統的な保険会計は、保険会社の期間業績を示すようには設計されておらず、保険契約者保護を目的とした規制会計と親和的な会計であり、一方のIFRS第17号は、保険会社の期間業績を他の一般企業の会計処理と親和的な方法に依って計算しようとしていることがその理由である。以下にそれぞれの項目ごとに見ていく。

## 純利益について

まず純利益に関して言えば、日本の伝統的な保険会計では、保険契約者が死亡して保険金が支払われるか、満期が来て保険金の支払いが無いと確定して初めて純利益が計上できる仕組みとなっている。それまでは収支相等の原則に基づいた仮勘定の状態が継続しているので、利益は計算できないという考え方になる。この考え方は筆者のような一般人の肌感覚には非常に分かり易い。現実ではありえないのだが、もし保険契約が一件しかないという極端なケースでは、保険料が入ったとしても、それは仮のもので、保険事故があって保険金を支払わなければならないなくなったなら、いくら保険料を受け取っていてもその取引は赤字である（安全割り増しは考慮しない）。その取引について利益が出たと確信をもって言えるのは、保険事故による保険金の支払いが完了するか、満期が来て保険金の支払いがないと確定した時のみである。もちろん日本の伝統的な保険会計においても保険契約1件ごとに保険金の支払いや満期を待って利益計上をしている訳ではなく、支払準備金という仕組みを通じて保険負債を計算している。ただ、前稿（第36回）で使用したような極端なモデルを用いて計算してみると、会計処理の本質は上述したようなものであることが分かる。

日本の伝統的な保険会計の本質が、保険金の支払いが生じるか、満期が到来する迄利益を計上しないという考え方に基づいている理由は、会計の目的が保険契約者を保護することを目的とした規制会計と親和的であるからである。保険契約者を保護する観点からは、確定していない利益を計上することは健全でないという考え方になるのであろう。保険契約者を保護することを目的とした規制会計は、保険会社の期間業績の把握については無関心である。したがって、このような会計処理に基づいた

会計処理が果たして期間業績として適切かどうかについては、十分な議論がなされていない。

一方でIFRS第17号は、保険会社の期間業績を他の産業分野の一般の企業と同じコンセプトで計測しようとしている。計測の方法を検討するに当たって、IASBは、計測の対象となる期間に保険金の支払いや満期の到来が全くなかったとしても、その期間に保険会社が業績となるパフォーマンスを何も行っていなかったかどうかという点に焦点を当てた。IASBは、計測の対象となる期間に保険金の支払いや満期の到来が全くなかったとしても、保険会社は何もしていない訳ではなく、いつでも保険金を支払える状態で待機している（Stand ready）であることによって、保険契約者に対して安心を提供するというサービスを行っていると考えられる。そしてIFRS第17号は、そのサービスの提供に応じて利益の計上が可能となる仕組みを創った。それが契約上のサービスマージン（Contractual Service Margin : CSM）である。この考え方は一般の企業が収益を認識する際の基準となるIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の履行義務の充足に伴って収益を認識するという原則に基づいたもので、一般の企業と同じ原則を用いることによって、保険会社の期間業績について一般の企業との比較可能性をもたらすということを狙ったものである。

なお、CSMは契約を開始する当初時点で保険会社が見積もっている利益に基づいて計測され、それがカバー期間にわたって償却される。ここが収支相当の原則に基づいて、当初は利益を見込まないと考える日本の伝統的な保険会計との大きな違いである。

## 保険収益（グロス）について

保険収益（グロス）に関して言えば、日本の伝統的な保険会計では、原則として保険料の受け取りをそのまま保険収益（グロス）として計上する。保険収益（グロス）の認識方法は、原則としては現金主義の考え方で認識される。したがって、毎月一定額の保険料を受け取る平準払いの場合でも、保険料を一括で受け取る一時払い・一括払いの場合でも、基本的には受け取った保険料の金額を保険収益（グロス）として認識する。このため、例えば同じ5年の保険期間の保険料100万円を、年払いで受け取った場合は、初年度の保険収益（グロス）は1/5の20万円となり、一時払い・一括払いで受け取った場合には全額の100万円となる。この点において、日本の伝統的な保険会計における保険収益（グロス）は、業績指標としての比較可能性は無いと言える。

一方で、IFRS第17号では、保険収益（グロス）の計測において、保険料の受け取りを保険収益（グロス）として計上するのではなく、保険金の支払いがなければ、CSMの償却額がそのまま保険収益（グロス）となる。当初IASBはCSMの償却額をそのまま保険収益とする案を考えていたが、それでは、保険会社の活動の規模感を示す指標がなくなるという声が強かったために、IASB

はグロスの保険収益を表す方法として、IASBは、保険金の支払いがあった際に、保険金支払額を収益と費用に同額計上するという方法を採用した。このようにすることによって、保険金の支払いを保険債務の支払というバランスシート上の動きだけではなく、PLにも反映させることができる。このことによって、保険会社の活動の規模感を業績指標として表わすことが出来るようになった。

このようなことから、前稿で使用した極端なモデルをIFRS第17号によって会計処理すると、保険収益（グロス）はテールヘビーで表示されることとなる。

## 財務諸表全体について

以上、純損益と保険収益（グロス）に分けて説明を試みたが、大変興味深いのは、平準的な業績表示とテールヘビーの業績表示が、日本の伝統的な保険会計とIFRS第17号とは逆の関係になっていることである。純利益に関してはIFRS第17号が平準的で、日本の伝統的な保険会計がテールヘビーである。一方、保険収益（グロス）に関しては、日本の伝統的な保険会計が平準的であるのに対して、IFRS第17号がテールヘビーとなっている。このように逆になっていることに何か意味があるかと問われると、たまたま今回のモデルではこうなったとしか分析できない。ただ、筆者は以下のように理解している。

IFRS第17号のモデルでは、保険会社が保険金の支払いに関わらず、継続的にサービスを実施していると捉えているので、収益（＝純利益）は比較的平準化されやすい。一方で、日本の伝統的な保険会計では、そもそも純利益は未確定のものであり、保険が終了していくごとに確定していくため、テールヘビーになり易い。一方で、保険収益（グロス）は、どちらの会計処理においても、必ずしも純利益と直接結びつく要素ではなく、企業の運営規模を見るためのものである。日本の伝統的な保険会計の場合は、保険運営上のキャッシュの流入という部分を重んじてそれを保険収益とするが、IFRS第17号では、キャッシュの流入や流出を考慮したのではなく、あくまでもPLにおける規模感を見るための指標として創作したものである。したがって、IFRS第17号で保険収益（グロス）がテールヘビーとなっているのは、IASBが創作した指標に確定数値としての保険金支払額を用いたので、結果的にテールヘビーになったというのが実情である。

このように見ていくと、IFRS第17号は見積りに基づき利益を前倒しに認識し、日本の伝統的な会計は確定したもののだけを利益として認識しているので、全体として日本基準の方が保守的であるかのように見えるかもしれない。しかしこれはあくまでも、金利変動やその他の基礎率の変動が一切ないという非常に特殊なモデルに基づいた試算である。保険のような超長期の契約において、金利変動や基礎率の変動が一切ないという事は通常考え

られない。むしろ、そちらの変動の方が企業の業績に与える影響は大きい。ただ、その際に期間損益に与える影響と、財政状態の健全性の組み合わせをどう行うのかというが、財務諸表全体としての有用性に繋がる。

IFRS第17号の特徴はむしろ、この金利変動や基礎率の変動の扱い方にある。この点が日本の伝統的な会計計と大きく異なる。次の稿で見していきたい。

以上

# IASB、年次改善プロセスの一環として IFRS会計基準の修正を提案する

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレター<sup>1</sup>をご参照下さい。

## トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

本iGAAP in Focusでは、2023年9月に国際会計基準審議会（IASB）から公表された公開草案「IFRS会計基準の年次改善（第11集）」（ED）を解説する。

- IASBは、年次改善プロセスの一環として、IFRS会計基準の修正案のEDを公表した。
- 以下の修正が提案されている。
  - IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」
    - » 初度適用企業によるヘッジ会計
  - IFRS第7号「金融商品：開示」
    - » 認識の中止に係る利得又は損失
    - » 公正価値と取引価格との間の繰延差額の開示
    - » 信用リスクの開示
  - IFRS第9号「金融商品」
    - » リース負債の認識の中止
    - » 取引価格
  - IFRS第10号「連結財務諸表」
    - » 「事実上の代理人」の判定
  - IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」
    - » 原価法
- EDには発効日は含まれていない。本修正の早期適用は、認められることが提案されている。企業が本修正を早期適用する場合、その旨を開示しなければならない。
- EDのコメント期間は、2023年12月11日に終了する。

## 背景

IASBは、年次改善プロセスの一環としてIFRS会計基準の修正を提案するEDを公表した。これらの年次改善案は、十分に軽微であるか又は範囲が狭いため、それら

の修正が関連していなくても、一緒にまとめて1つの文書で公開された。年次改善は、IFRS会計基準の文言を明確化するか、又は比較的軽微な意図せざる帰結、見落としもしくは基準の要求事項間の矛盾を訂正又は修正する変更に限定される。

## 修正案

### 初度適用企業によるヘッジ会計（IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の修正案）

利害関係者はIASBに、IFRS第1号B6項の文言とIFRS第9号「金融商品」におけるヘッジ会計の要求事項との間の不整合から生じる混乱の可能性について報告した。IFRS第1号B6項はヘッジ会計の「条件」に言及しているが、IFRS第9号のセクション6.4はヘッジ会計の「適格要件」を定めている。IFRS第1号B6項は当初、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」のヘッジ会計の要求事項と整合するように書かれていた。

この問題に対処するため、IASBは、IFRS第9号の要求事項との整合性を向上させるようにIFRS第1号B5項及びB6項を修正し、IFRS第1号のアクセスのしやすさ及び理解可能性を向上させるようにIFRS第9号6.4.1項への相互参照を追加することを提案する。

### 認識の中止に係る利得又は損失（IFRS第7号「金融商品：開示」の修正案）

2011年5月、IASBはIFRS第13号「公正価値測定」を公表し、いくつかのIFRS会計基準に結果的修正が行われた。当該修正には、IFRS第7号27項から27B項の削除が含まれていた。しかし、IFRS第7号B38項において、IASBは、IFRS第13号の公表後に使用されないIFRS第7号27A項へ参照を削除することを省略した。

したがってIASBは、IFRS第7号B38項において使用さ

1 英語版ニュースレターについては、IAS Plusのウェブサイトをご参照いただきたい。（<https://www.iasplus.com/en/publications/global/igaap-in-focus/2023/aip-11>）

れない相互参照を更新することを提案する。

### 公正価値と取引価格との間の繰延差額の開示 (IFRS第7号の適用ガイダンスの修正案)

IASBは、IFRS第13号を公表した際、IFRS第7号28項の文言をIFRS第13号で使用されている概念及び用語に合わせるために修正した。しかし、IASBは、IFRS第7号28項の開示要求の一部を例示するIFRS第7号IG14項の修正を省略した。その結果、IFRS第7号IG14項の文言の一部は、IFRS第7号28項の文言と整合しない。

この問題に対処するため、IASBは、IFRS第7号28項との整合性を向上させるように、IFRS第7号IG14項を修正することを提案する。

### 「はじめに」及び信用リスクの開示 (IFRS第7号の適用ガイダンスの修正案)

利害関係者はIASBに、IFRS第7号IG20C項がIFRS第7号35M項のすべての要求事項を例示していないことを記載していないため、明確性が欠如している可能性があるとして報告した。さらに、IFRS第7号35H項と35I項の要求事項の適用を例示するIFRS第7号IG20B項は、「この例は、購入また組成した信用減損金融資産に関する要求事項は示していない」と記述している。利害関係者はIASBに、この記述により、IFRS第7号IG20C項においてもIFRS第7号35M項の特定の要求事項を例示しないと記述することを、読者が期待する可能性があるとして報告した。

これらの問題に対処するため、IASBは、IFRS第7号IG1項を修正し、本ガイダンスがIFRS第7号のすべての要求事項を例示しているわけではないことを明確にする記述を追加することを提案している。IASBはまた、IFRS第7号IG20B項の文言を簡素化するために修正することも提案している。

### リース負債の認識の中止 (IFRS第9号の修正案)

利害関係者はIASBに、リース負債の認識の中止に関する借手の会計処理に関する明確性の欠如について報告した。IFRS第9号2.1項(b)(ii)には、IFRS9号3.3.1項への相互参照が含まれているが、IFRS9号3.3.3項への相互参照は含まれていない。IFRS第9号3.3.3項への相互参照がないことは、借手のリース負債が消滅し、借手が当該負債を財政状態計算書から除去したときに行う対応する修正に影響を与える可能性がある。一部の利害関係者は、借手がIFRS第9号3.3.3項に従って純損益にリース負債の消滅による利得又は損失を認識しているかどうか、又はIFRS第16号「リース」に従って認識した使用権資産に対応する修正を行うなどの別の方法で認識するかどうかを明確ではないとIASBに報告した。

この問題に対処するため、IASBは、IFRS第9号2.1項(b)(ii)を修正し、IFRS第9号3.3.3項への相互参照を追加することを提案する。

### 取引価格 (IFRS第9号の修正案)

利害関係者は、IFRS第9号付録Aにおいて、IFRS第15号「顧客との契約からの収益」における「取引価格」の定義への参照から生じる混乱の可能性についてIASBに報告した。「取引価格」という用語は、IFRS第9号の一部の項で使用されているが、その意味はIFRS第15号における当該用語の定義と必ずしも整合しない。

したがってIASBは、基準における「取引価格」という用語の使用を明確にするために、IFRS第9号5.1.3項及びIFRS第9号付録Aを修正することを提案する。

### 「事実上の代理人」の判定 (IFRS第10号「連結財務諸表」の修正案)

利害関係者はIASBに、IFRS第10号B73項とB74項の要求事項は、状況によっては矛盾する可能性があるとして報告した。IFRS第10号B73項は、「事実上の代理人」を投資者のために行動する当事者として言及し、他の当事者が事実上の代理人として行動しているかどうかの判断には判断が必要であると規定している。しかし、IFRS第10号B74項の第2文には、より決定的な文言が含まれており、投資者の活動を指図する人々が当事者に対して投資者のために行動するよう指図する能力を有する場合、当該当事者は事実上の代理人であると規定している。

この問題に対処するため、IASBは、IFRS第10号B74項を、より決定的でない表現を用いるように修正し、IFRS第10号B73項と整合させることを提案する。

### 原価法 (IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案)

2008年5月、IASBは、「子会社、共同支配企業又は関連会社に対する投資の原価」を公表することにより、IFRS会計基準を修正した。これらの修正の一環として、IASBはIFRS会計基準から「原価法」の定義を削除した。しかしIASBは、IAS第7号37項から「原価法」という用語への参照を削除しておらず、これは見落としであった。

したがってIASBは、IAS第7号37項を修正し、「原価法」という用語を「取得原価」に置き換えることを提案する。

### 発効日及びコメント期間

EDには発効日は含まれていない。改正の早期適用が認められることが提案されている。企業が本修正を早期適用する場合、その旨を開示しなければならない。

EDのコメント期間は、2023年12月11日に終了する。

以上

# 国の会計と関連制度（6回目） ～財政投融资の概要（その2） 政策コスト分析の概要～

公認会計士 おさむら 長村 やかく 彌角

財政投融资は、資金運用部資金法の廃止と財政融資資金法の施行などを踏まえた平成13年度の財政投融资改革を経て、現在の形に落ち着いている。財政投融资改革では、政策コストの十分な分析がないまま財政投融资対象機関へ融資され、結果として非効率性が改善されていないとの指摘があったことなどを受けて、政策コスト分析の導入と情報開示による財政投融资対象機関（以下、財投機関という。）の規律の確保が盛り込まれた。本稿では、政策コスト分析と現在の形に至る経過についても触れていく。

達した資金をもとに、政策的に実施が必要であるものの、必ずしも民間ではリスクテイク出来ない、もしくは対応出来ない事業などに対して、実施を可能にするための国による投融资活動である。財政投融资は、財政投融资特別会計を通じて実施される財政融資と産業投資に加え、財投機関が自ら発行する債券に対して政府保証を付す3類型があり、いずれも償還が必要となる有償資金を原資とする。この有償資金が供給される事業は受益者の負担により回収することが原則であるが、受益者負担を政策的に軽減する必要から、国（一般会計等）から財投機関に対して補助金等が投入される場合がある。

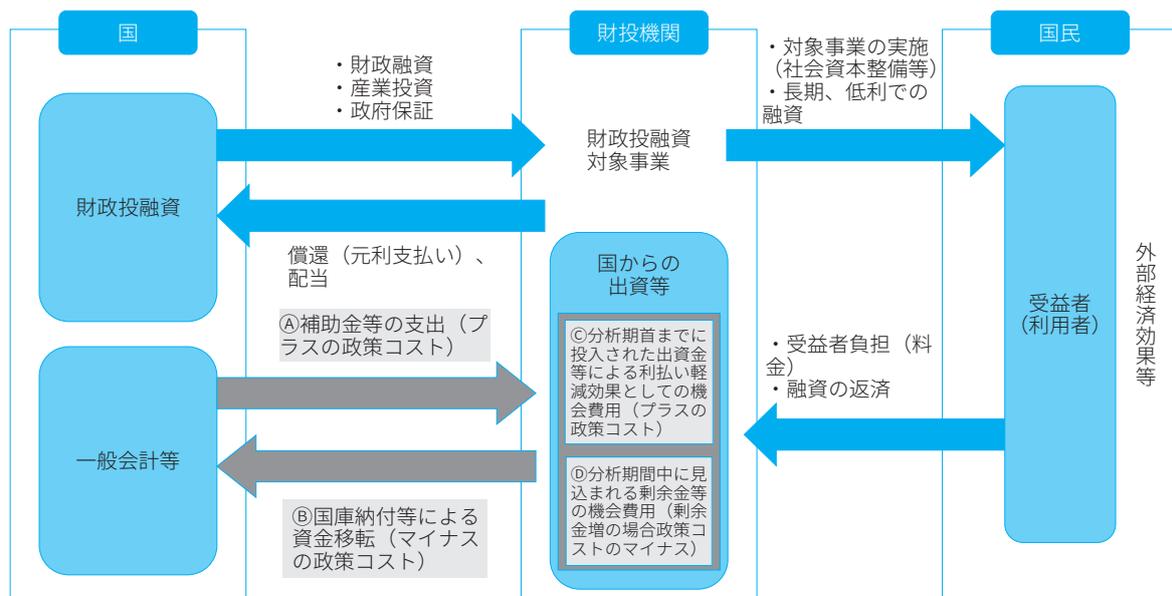
政策コストは、このような補助金等の投入対象事業について、将来的な補助金等の投入見込み額、もしくは既に投入された補助金等のメリットがどの程度になるかを試算したものである。

## 1. 政策コスト分析

### (1) 政策コスト

財政投融资は、税財源に頼ることなく、財政投融资特別会計国債（財投債、国債の一種）の発行などにより調

(図表1) 政策コストの位置づけ



(出所) 財務省資料<sup>1</sup>を筆者加工

<sup>1</sup> [https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_filp/report/zaitoa20230731/20230731c.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa20230731/20230731c.pdf), [https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp\\_fu\\_report/houkokusyo-zenbun.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_fu_report/houkokusyo-zenbun.pdf)

政策コストは、図表1のうち、以下により算出される。

$$\text{政策コスト} = (\text{A国の支出}) - (\text{B国の収入}) + (\text{C} \pm \text{D機会費用})$$

金利情報や将来要素を用いる政策コスト分析を実施するには、一定の前提が必要となるが、その前提には全ての財投機関に共通する前提と個々の財投機関固有の前提がある。

#### ① 共通の前提

- ・分析対象機関は、分析年度の財政投融资計画において財政融資又は政府保証が計上された官民ファンドを除く機関
- ・分析対象事業は、分析年度に実施が予定されている事業及び分析翌年度以降の実施が決定している事業
- ・分析期間は、分析年度以降に調達が見込まれる財政融資資金及び政府保証債が完済され分析対象事業により取得した債権又は資産に見合う資金の回収が完了する期間
- ・前提金利は、分析年度の予算概算決定日の国債流通利回りのスポット・レートに基づき算出された金利

#### ② 個別の前提

- ・融資系財投機関における貸付金回収額、事業系財投機関における事業収入額、各種費用など

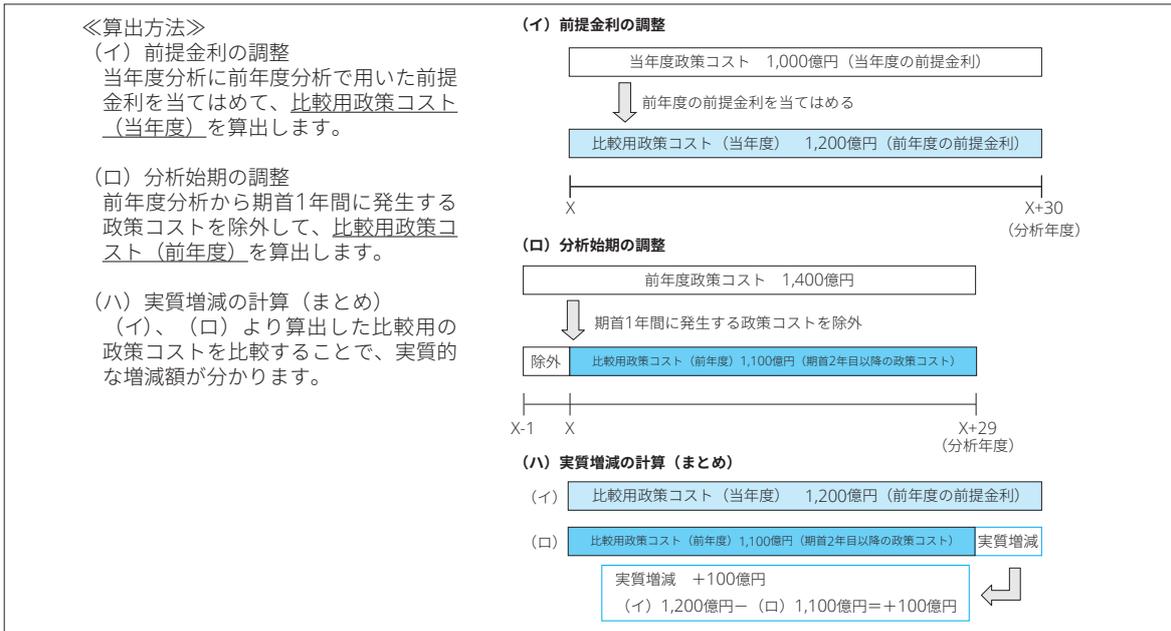
### (2) 政策コスト分析

政策コスト分析は、次の内容により実施される。

- ① 財政投融资を活用している事業の主な内容
- ② 財政投融资計画額等
- ③ 当該事業に関する政策コスト分析の試算値
- ④ 分析における試算の概要及び将来の事業見通し等の考え方
- ⑤ 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等
- ⑥ 特記事項など
- ⑦ (参考) 当該事業の成果、社会・経済的便益など
- ⑧ 政策コスト分析結果の概要(政策コストの推移と解説、結果に対する自己評価)

分析項目	内容
政策コスト	図表1の、(A国の支出) - (B国の収入) + (C ± D機会費用) により、前年度と当年度の2ヶ年度分を算出する。
投入時点別政策コスト内訳	政策コストを、分析期首までに投入された出資金等の機会費用分と分析期間中に新たに見込まれる政策コスト(国の支出、国の収入、剰余金等の機会費用分、出資金等の機会費用分)に区分して算出。 将来の資金移転を伴う追加的な財政負担がどの程度見込まれるかを明示し、既発生の政策コストと将来の政策コストに区分した、より詳細な財政負担のディスクロージャーを行うもの。
経年比較分析(実質増減分析)	政策コストを前年度金利で再試算した値と前年度政策コストから前年度一年間に発生した政策コストを控除した当年度以降の値を比較し、実質的増減要因を把握する(図表2参照)。これにより、前年度の事業実施に係る見込み額と確定額による影響、新規事業実施の影響が確認でき、業務・財務の改善や事業の在り方を見直す材料ともなる。
発生要因別政策コスト内訳	融資系財投機関の政策コストについて、繰上償還、貸倒、その他(利ざや等)の要因別増減を把握する。
感応度分析	金利や事業収入などの前提条件の一部の変化が政策コストに与える影響を把握する。変化させる前提条件は、各財投機関が事業内容を踏まえて政策コスト変化に大きな影響を与える項目を選定する。

(図表2) 政策コストの実質増減額の算定方法



(出所:財務省資料 (https://www.mof.go.jp/about\_mof/councils/fiscal\_system\_council/sub-of\_filp/report/zaitoa20230731/20230731c.pdf))

(3) 各財投機関の分析結果の取りまとめと公表

財務省財政制度等審議会財政投融資分科会では、毎年度、各財投機関が試算した政策コストについて、全体概

要及び財投機関別分析結果を取りまとめて公表している (https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/policy\_cost\_analysis/index.htm)。

(図表3) 令和5年度政策コスト分析の全体概要

1. 令和5年度政策コスト分析の概要

- 令和5年度財政投融資計画(当初)に基づく政策コスト分析は、25機関(前回分析:25機関)を対象に集計
  - 政策コストの合計は、3兆5,645億円(前回分析との単純増減は、+1兆9,153億円)
- ⇒分析に用いた前提金利の水準上昇に伴い、①現在価値の算出に用いる割引率の低下を主因とした、国からの出資金等による機会費用の増加によるコスト増(+5.5兆円)、②財投機関における余資運用の利回り向上を主因とした、国の収入の増加によるコスト減(△3.4兆円)

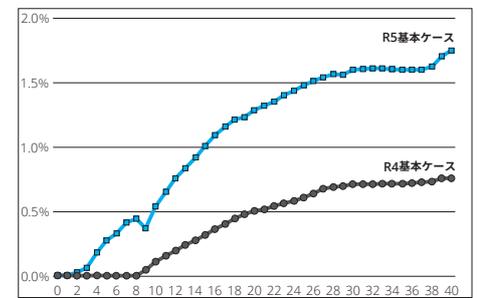
政策コスト分析の結果(構成要素別)

(単位:億円)

	機関数	政策コスト	国からの機会費用				分析期間中に投入された出資金等の機会費用	分析期間中に見込まれる剰余金等の機会費用
			① 国の支出(補助金等)	② 国の収入(国庫納付等)	③ 国からの出資金等による機会費用	分析期間中に投入された出資金等の機会費用		
5年度(A)	25	35,645	22,798	△88,361	101,208	136,754	△35,546	
4年度(B)	25	16,492	23,900	△53,929	46,521	71,456	△24,935	
増減額(A-B)	-	+19,153	△1,102	△34,432	+54,687	+65,298	△10,611	

※ 政策コスト分析の対象事業等には年度毎に相違があるため、この点を考慮して、分析対象・前提条件の相違による影響等を除いた実質増減は△7,278億円。【⇒経年比較分析】

政策コスト分析の前提金利【スポット・レート】



※ 令和5年度予算の概算決定日(R4.12.23)における国債流通利回りに基づいて算出。マイナス値は0%として割引率及び将来金利を算出し、全機関共通の前提条件に設定。

## 2. 政策コストの内訳（機関別・投入時点別）

【財投機関別内訳】

(単位：億円)

機関名	政策コスト (5年度)	① 分析期首までに	② 分析期間中に
		投入された出資金等 の機会費用分	新たに見込まれる 政策コスト
(株) 日本政策金融公庫	17,302	37,679	△20,377
国民一般向け業務勘定	4,568	22,315	△17,747
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定	5,163	9,248	△4,084
農林水産業者向け業務勘定	1,515	3,035	△1,520
危機対応円滑化業務勘定	6,005	3,080	2,924
特定事業等促進円滑化業務勘定	51	1	50
沖繩振興開発金融公庫	△171	699	△870
(株) 国際協力銀行	1,099	7,092	△5,993
(独) 国際協力機構	7,487	50,242	△42,755
(独) 日本学生支援機構	578	0	578
(独) 福祉医療機構	△157	708	△865
(独) 住宅金融支援機構	△1,737	2,334	△4,071
住宅資金貸付等勘定	340	128	213
証券化支援勘定	△2,078	2,206	△4,284
(株) 日本政策投資銀行	△13,058	7,604	△20,662
その他5機関	△31	535	△566
自動車安全特別会計	△5,402	—	△5,402
(独) 国立病院機構	2,590	1,052	1,539
(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設勘定)	7,077	—	7,077
(独) 都市再生機構	△5,430	5,359	△10,790
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	17,330	16,894	436
(独) 水資源機構	1,054	19	1,035
(国研) 森林研究・整備機構	7,166	6,353	814
中部国際空港(株)	△160	94	△254
その他5機関	108	90	18
合計	35,645	136,754	△101,110

【投入時点別内訳】

(単位：億円)

区分	5年度(A)	4年度(B)	増減額(A-B)
政策コスト(1)+(2)	35,645	16,492	+19,153
(1) 分析期首までに投入された 出資金等の機会費用	136,754	71,456	+65,298
(2) 分析期間中に新たに見込ま れる政策コスト	△101,110	△54,964	△46,146
イ. 国の支出(補助金等)	22,798	23,900	△1,102
ロ. 国の収入(国庫納付等)	△88,361	△53,929	△34,432
ハ. 剰余金等の機会費用	△36,908	△25,762	△11,146
ニ. 出資金等の機会費用	1,361	827	+534

### 【財投機関による政策コスト分析の活用例】

- 資金計画や予算要求を検討する際の材料として活用
- 財務・業務の効率化を検討する際の材料として活用
- 自己資金の活用について検討する際の材料として活用
- 財投機関債発行の際の債券内容説明書に記載  
(IR活動に活用)

### 【留意事項】

- ◆ 政策コストの額は、財投機関毎に異なる分析期間や事業見通し等、個別の前提条件の下に推計されたものであり、その前提条件等によって相当程度変化することに留意が必要
- ◆ 政策コストの額は、財投対象事業の実施によって生じる、将来の資金移転を伴う財政負担を示すものではない
- ◆ 政策コストは、その額の大小をもって単純に評価することは適当ではなく、その事業の実施に伴う社会・経済的便益と併せて総合的に評価されるべきものである

## 3. 感応度分析（① 前提金利+1%ケース）

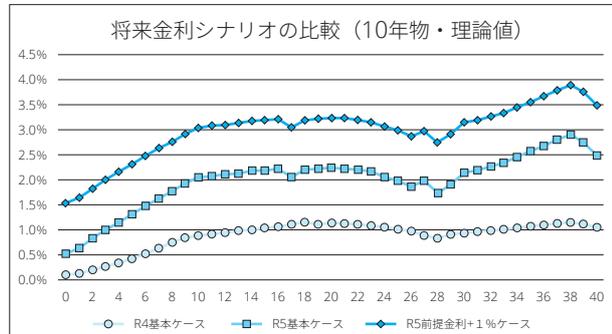
(単位：億円)

機関名	増減額（基本ケース対比）	
	令和4年度の 前提金利ケース	前提金利 +1%ケース
(株) 日本政策金融公庫	△1,326	+752
国民一般向け業務勘定	+446	△998
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定	△479	+1,500
農林水産業者向け業務勘定	△606	+445
危機対応円滑化業務勘定	△689	△192
特定事業等促進円滑化業務勘定	+0	△2
沖繩振興開発金融公庫	△10	+91
(株) 国際協力銀行	△1,369	+1,317
(独) 国際協力機構	△6,557	+10,148
(独) 日本学生支援機構	+594	△698
(独) 福祉医療機構	△170	+162
(独) 住宅金融支援機構	△2,157	+570
住宅資金貸付等勘定	△1	△23
証券化支援勘定	△2,156	+593
(株) 日本政策投資銀行	△1,663	+3,700
その他5機関	△61	+115
自動車安全特別会計	△2,073	+2,431
(独) 国立病院機構	△1,263	+686
(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設勘定)	+91	△306
(独) 都市再生機構	△8,356	+8,141
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	△8,147	+8,255
(独) 水資源機構	+22	△32
(国研) 森林研究・整備機構	△503	+158
中部国際空港(株)	△191	+214
その他5機関	△65	+71
合計	△33,205	+35,777

- 将来キャッシュフローの推計時に特定の前提条件を変化させて、政策コストの変動をはかるシナリオ分析
- 今回、昨年まで採用していた「マイナス金利政策導入前ケース」による感応度分析を変更し、基本ケースの金利に1%を加算した金利シナリオを設定
- 足元の金利環境(国債流通利回り)を前提に分析した「基本ケース」との対比で、政策コストは+3兆5,777億円増加(3兆5,645億円→7兆1,421億円)



将来的な金利水準の変化によるリスクは依然として大きいことを念頭に、引き続き、複数の前提の下で政策コストの推移を捉えていくことが重要。



#### 4. 感応度分析（②貸倒償却額や事業収入等（個別前提）を1%変化させたケース）

【貸倒償却額+1%】		【事業収入△1%】		【事業費+1%】	
(単位：億円)		(単位：億円)		(単位：億円)	
機関名	増加額 (基本ケース対比)	機関名	増加額 (基本ケース対比)	機関名	増加額 (基本ケース対比)
(株) 日本政策金融公庫	+211	自動車安全特別会計	+409	食料安定供給特別会計	+0
国民一般向け業務助定	+111	(独) 国立病院機構	+301	エネルギー対策特別会計	-
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務助定	+97	(国研) 国立成育医療研究センター	+33	(独) 国際協力機構	+17
農林水産業者向け業務助定	+3	(国研) 国立長寿医療研究センター	+11	全国土地改良事業団体連合会	+0
沖縄振興開発金融公庫	+1	(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設助定)	-	(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(地域公共交通等助定)	+0
(株) 国際協力銀行	+62	(独) 都市再生機構	+864	(独) 水資源機構	+10
日本私立学校振興・共済事業団	+1	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	+734	(独) エネルギー・金属鉱物資源機構	+0
(独) 日本学生支援機構	+11	(国研) 森林研究・整備機構	+15	金属鉱業一般助定	+0
(独) 福祉医療機構	+8	中部国際空港(株)	+30	石油天然ガス等助定	+0
(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(海事助定)	+0				
(独) 住宅金融支援機構	+44				
住宅資金貸付等助定	+3				
証券化支援助定	+41				
(株) 日本政策投資銀行	+8				
(一財) 民間都市開発推進機構	+0				

※事業収入：業務収入、診療業務収入、家賃収入等 ※事業費：事業経費等

● 将来キャッシュフローの推計時に特定の前提条件を変化させて、政策コストへの影響度合いをはかるシナリオ分析

● 各機関の事業内容等に応じ個別前提を±1%させて、政策コストの変動額を測定

● コロナウイルスによる財務等への影響度は、機関毎に異なることから、様々な変化幅（個別前提±〇%）に応じた政策コストの変動額を推計する材料とするため、変化幅の最小単位（1%）で分析

例) +20%の変動額 = +1%の変動額 × 20倍

↓

コロナウイルスの影響の実績化による政策コストの経年変化を継続的に注視しつつ、感応度分析においてリスクシナリオ検証を行うことが重要

#### 5. 経年比較分析・発生要因別分析

【経年比較分析】		【発生要因別分析（融資系機関）】	
(単位：億円)		(単位：億円)	
機関名	実質増減額	機関名	政策コスト (1)+(2)+(3)
(株) 日本政策金融公庫	△8,232	(株) 日本政策金融公庫	17,302
国民一般向け業務助定	△422	国民一般向け業務助定	4,568
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務助定	+3,866	中小企業者向け融資・証券化支援保証業務助定	5,163
農林水産業者向け業務助定	+280	農林水産業者向け業務助定	1,515
危機対応円滑化業務助定	△11,949	危機対応円滑化業務助定	6,005
特定事業等促進円滑化業務助定	△6	特定事業等促進円滑化業務助定	51
沖縄振興開発金融公庫	+15	沖縄振興開発金融公庫	△171
(株) 国際協力銀行	△1,262	(株) 国際協力銀行	1,099
(独) 国際協力機構	+1,901	(独) 国際協力機構	7,487
(独) 日本学生支援機構	△199	(独) 日本学生支援機構	578
(独) 福祉医療機構	△885	(独) 福祉医療機構	△157
(独) 住宅金融支援機構	△555	(独) 住宅金融支援機構	△1,737
住宅資金貸付等助定	△14	住宅資金貸付等助定	340
証券化支援助定	△541	証券化支援助定	△2,078
(株) 日本政策投資銀行	△1,271	(株) 日本政策投資銀行	△13,058
その他5機関	+6	その他5機関	△31
自動車安全特別会計	△2,179		
(独) 国立病院機構	+852		
(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設助定)	+1,131		
(独) 都市再生機構	+3,827		
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	△151		
(独) 水資源機構	+463		
(国研) 森林研究・整備機構	△556		
中部国際空港(株)	+12		
その他5機関	△195		
合計	△7,278		

注) (1) 繰上償還による影響額 (2) 貸倒による影響額 (3) その他(利ざや等)

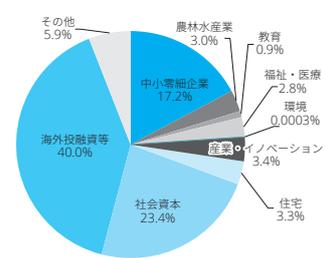
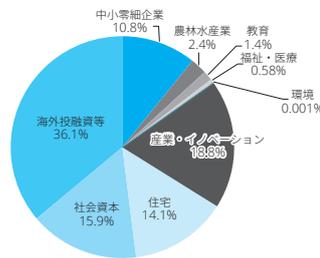
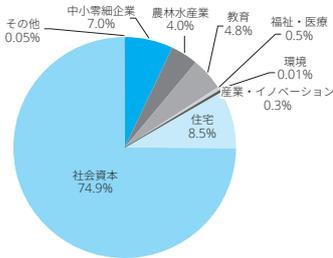
＜参考＞ 経年比較分析における各年度の実質増減額（平成26年度～令和5年度） (単位：兆円)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
前提金利 (スワップレート：10年物)	0.7%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.03%	0.03%	0.1%	0.5%
前年度の政策コスト	3.1	1.6	△0.6	0.2	△1.4	△0.8	△1.0	△1.4	3.7	1.6
① 分析始期等調整後	3.1	1.5	△0.5	0.3	△1.5	△0.8	△0.6	△1.2	2.6	1.0
当年度の政策コスト	1.6	△0.6	0.2	△1.4	△0.8	△1.0	△1.4	3.7	1.6	3.6
② 前提金利等調整後	3.3	2.7	△0.4	0.5	△1.5	△0.5	1.1	3.1	1.5	0.2
実質増減額(②-①)	+0.2	+1.1	+0.0	+0.3	+0.0	+0.3	+1.7	+4.3	-1.0	-0.7

注) 上記計数は、各年度の実質増減額を単純に並べたものであり、各年度の分析対象機関や対象事業等が異なることから、各年度間の比較はできない。

【参考1-1】対象分野別 令和5年度政策コスト内訳（構成要素別）

「令和5年度財政投融資使途別分類表」に沿って、令和5年度の政策コストを分類。  
 (注) 使途別分類が複数の区分にまたがっている機関は、上記の使途別分類表作成時に割り振られた財投比率に応じて、令和5年度の政策コストを按分し算出。



○令和5年度政策コスト分析を行っている25機関の主な分類

分類	財投機関名
中小零細企業	日本政策金融公庫（国民、中小）、沖縄振興開発金融公庫
農林水産業	食料安定供給特別会計、日本政策金融公庫（農林水産）、沖縄振興開発金融公庫、全国土地改良事業団体連合会、水資源機構
教育	日本政策金融公庫（国民）、沖縄振興開発金融公庫、日本私立学校振興・共済事業団、日本学生支援機構
福祉・医療	沖縄振興開発金融公庫、日本私立学校振興・共済事業団、福祉医療機構、国立病院機構、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター、大学改革支援・学位授与機構
環境	エネルギー・金属鉱物資源機構（金属鉱業一般）
産業・イノベーション	エネルギー対策特別会計、日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化）、沖縄振興開発金融公庫、鉄道建設・運輸施設整備支援機構（海事）、エネルギー・金属鉱物資源機構（石油天然ガス等）、日本政策投資銀行
住宅	住宅金融支援機構（住宅資金貸付等、証券化支援）、都市再生機構
社会資本	鉄道建設・運輸施設整備支援機構（建設、地域公共交通等）、日本高速道路保有・債務返済機構、水資源機構、森林研究・整備機構、民間都市開発推進機構、中部国際空港、自動車安全特別会計（空港整備）
海外投融資等	国際協力銀行（一般業務、特別業務）、国際協力機構
その他	日本政策金融公庫（危機対応）

【参考2】社会・経済的便益の試算

政策コストは、財投対象事業の実施に伴う国民負担の金額を、一定の前提条件のもとで試算したものであることから、これに対して国民や社会にどれだけの経済的便益をもたらすかという効果と併せて総合的に評価することが重要です。しかし、個々に性格が異なる事業の便益を統一的かつ定量的に把握することは非常に難しく、例えば、生命や修学機会などの拡大など金銭的に評価できない事柄も存在しています。

そこで、政策コスト分析では、分析対象事業が国民生活や社会に対してどのような貢献を果たしているかを、各機関が独自に試算した定量的な社会・経済的便益などを用いて可能な限り詳細に説明するよう努めています。

公共事業については、関係府省が策定している「費用便益分析マニュアル」等を活用することによって、概ね統一的な基準で社会・経済的便益を定量的に試算することが可能なことから、これに政策コスト分析の前提条件（割引率、分析期間）を当てはめて試算し直すことで、政策コストとの対比を可能としています。

機関名 (事業名)	社会・経済的便益		(単位：億円、年)	
	分析期間	分析期間	分析期間	分析期間
(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 建設勘定（新幹線事業）	39,464	開業後 50	33,306	22
(独) 都市再生機構 都市機能更新（区画整理）事業	9,991		18,908	
都市機能更新（市街地再開発）事業	3,195	換地処分後 50	6,238	50
居住環境整備事業	3,678	再開発ビル供用開始後 50	6,919	再開発ビル供用開始後 50
3,117	建物供用開始後 47	5,751	建物供用開始後 47	
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 高速道路事業	80,164	36	120,335	36
(独) 水資源機構 用水路等建設事業	152,328	50	209,531	32
(国研) 森林研究・整備機構 水源林造成事業	17,540	60	24,480	60
中部国際空港（株） 空港整備事業	19,909	32	19,286	19

(注1) 「費用便益分析マニュアル」等においては、社会的便益を現在価値化するために用いられる「社会的割引率」が定められており、社会資本整備に必要な資金調達コスト（長期国債）の過去の平均利回りを参考にして、将来の物価上昇等も考慮し、社会的割引率を当面の間4%とすることとされています。

ここでは、社会的割引率（4%）を用いた場合と、政策コスト分析の割引率を用いた場合の試算を記載しています。

その分析期間については、「費用便益分析マニュアル」等で定められている対象事業の実施期間に耐用年数を考慮した分析期間（供用期間）と、政策コスト分析の分析期間（償還期間）の2種類での試算を行っています。

(注2) 左記の社会・経済的便益は、各機関それぞれ異なる分析期間や事業見直し等の前提条件の下に推計された試算額であり、割引率の影響によって相当程度変化することに留意が必要です。

(注3) 統一的な試算前提が確立されていない融資系機関は試算を行っていません。

<参考>試算で使用したマニュアル及び計測項目

機関名	事業名	マニュアル	計測項目
(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	新幹線事業	鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル2012	新幹線整備による総所要時間の短縮、交通費用減少、乗換利便性向上による利用者便益等
(独) 都市再生機構	都市機能更新(区画整理)事業	土地区画整理事業における費用便益分析マニュアル	大都市地域等における土地区画整理事業、市街地再開発事業、居住環境整備事業による、再開発ビルの賃貸業者等の収益向上、居住者等の利便性・快適性の向上による地価変化分による便益
	都市機能更新(市街地再開発)事業	市街地再開発事業の費用便益分析マニュアル	
	居住環境整備事業	住宅市街地総合整備事業費用対効果分析マニュアル	
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	高速道路事業	費用便益分析マニュアル	高速道路や一般有料道路等の利用を通じた走行時間の短縮、燃料費等の走行経費の節約、交通事故の減少等による利用者便益
(独) 水資源機構	用水路等建設事業(農業用水)	土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数等	用水路等建設(農業用水)による営農経費節減効果、作物生産効果等
	用水路等建設事業(水道用水)	水道事業の費用対効果分析マニュアル	用水路等建設(水道用水)による湯水・災害時における減・断水被害額の減少の効果
	用水路等建設事業(工業用水)	工業用水道事業に係る政策評価実施要領等	用水路等建設(工業用水)による工業用水の調達コスト削減効果、耐震化による施設損壊リスクの回避効果
(国研) 森林研究・整備機構	水源林造成事業	林野公共事業における事業評価マニュアル	水源林の植林による水源かん養便益、山地保全便益、環境保全便益、木材生産便益
中部国際空港(株)	空港整備事業	空港整備事業の費用対効果分析マニュアルVer.4	利用者便益、供給者便益、地域企業・住民便益

(出所：財務省資料 ([https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_filp/report/zaitoa20230731/zaito20230731\\_6.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa20230731/zaito20230731_6.pdf)))

財政制度等審議会財政投融资分科会では、図表3の概要情報の基となる各財投機関が自ら実施した政策コスト分析を、合わせて公表している(財政投融资対象事業に関する政策コスト分析(令和5年度)([https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_filp/report/zaitoa20230731.html](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa20230731.html)))。)

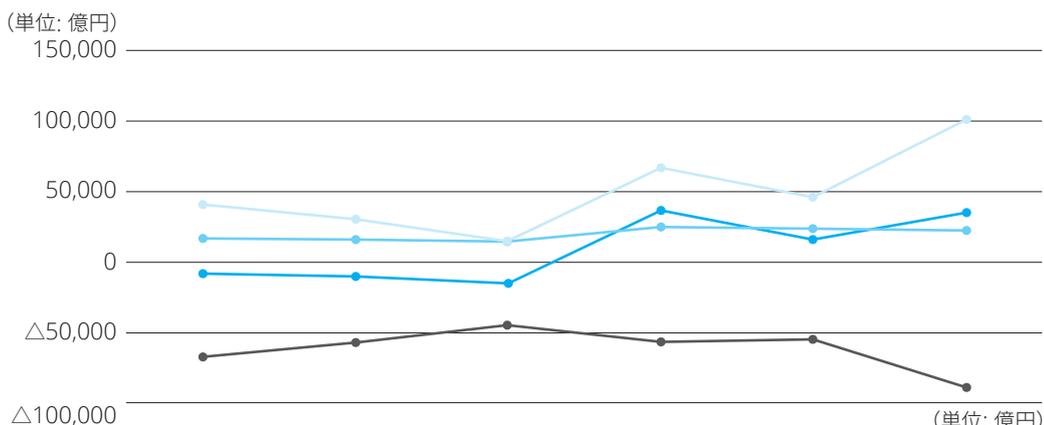
各財投機関自らの分析結果には、政策コストの経年推移(増減トレンド)や対前年度増減に関して、事業の特徴などを念願にした自己分析や感応度分析(前提金利が1%プラス、業務収入等の個別前提が1%変動したケース)と、財務の健全性への影響が記載されている。各財投機関とも、前提金利の変動が政策コストを大きく変動させる要因であることが分かる。

## 2. 政策コストの推移

### (1) 政策コストの経年推移

図表4は平成30年以降の政策コストの推移である。各年度の政策コスト額に常に大きな影響を与える要素は機会費用であり、政策コスト算定の共通の前提として、将来金利、割引率に用いられる金利(前提金利)の変動が大きな影響を与えている。前提金利(スポット・レート(10年物))の推移は図表3「5. 経年比較分析・発生要因別分析」を参照されたいが、10年を超える長期のゾーンで金利変動幅は大きくなる傾向にあり、長期にわたる事業や出資金等は政策コストへの影響が顕著となる。

(図表4) 政策コストと構成要素の推移



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
● 政策コスト額	△7,693	△9,781	△14,388	36,946	16,492	35,645
● 国の支出 (補助金等)	17,213	16,129	14,988	25,439	23,900	22,798
● 国の収入 (国庫納付等)	△66,530	△56,256	△44,262	△55,586	△53,929	△88,361
● 機会費用	41,624	30,345	14,886	67,093	46,521	101,208

(出所：財務省資料 (https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/policy\_cost\_analysis/index.htm) より作成)

一方で、前提金利変動の影響を押さえた実質的な政策コストの増減は、経年比較分析 (実質増減分析) から集計することができる (図表5)。

(図表5) 政策コストの財投機関別実質増減推移

(億円)

機関名	実質増減額							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
融資系機関	(株)日本政策金融公庫	1,083	△2,513	8	41,118	△7,794	△8,232	
	国民一般向け業務勘定	△123	247	163	6,127	483	△422	
	中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定	66	189	11	1,743	675	3,866	
	農林水産業者向け業務勘定	387	265	328	149	△42	280	
	危機対応円滑化業務勘定	750	△3,213	△494	33,077	△8,949	△11,949	
	特定事業等促進円滑化業務勘定	3	△0	△0	22	39	△6	
	(株)国際協力銀行 (一般業務勘定)	△491	△260	△160	△452	△540	△1,284	
	(独)国際協力機構 (有償資金協力部門)	△155	2,780	△4,635	△708	△313	1,901	
	(独)日本学生支援機構	△35	△51	49	△50	675	△199	
	(独)福祉医療機構	△79	37	86	1,937	△666	△885	
	地方公共団体金融機構	△471	△312	-	-	-	-	
	(独)住宅金融支援機構	△190	△45	16	△15	△2,165	△555	
	住宅資金貸付等勘定	-	-	-	△15	△16	△14	
	証券化支援勘定	-	-	-	-	△2,149	△541	
	(株)日本政策投資銀行	△584	△312	971	△3,077	△2,134	△1,271	
	その他	58	39	6	△411	212	28	
	事業系機関	自動車安全特別会計 (空港整備勘定)	-	-	-	-	1,380	△2,179
		(独)国立病院機構	△156	56	1,772	△1,307	△662	852
(国研)国立循環器病研究センター		△4	△15	-	-	-	-	
(国研)国立がん研究センター		△10	7	283	△129	-	-	
(国研)国立成育医療研究センター		△11	△0	6	201	△80	△192	
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (建設勘定)		43	142	47	2	-	1,131	
(独)都市再生機構 (都市再生勘定)		958	2,515	17,832	5,034	1,493	3,827	
(独)日本高速道路保有・債務返済機構		239	306	335	276	△44	△151	
(独)水資源機構		319	195	5	△6	313	463	

機関名	実質増減額					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(国研)森林研究・整備機構	173	331	△131	286	△142	△556
新関西国際空港(株)	△419	△15	—	—	—	—
中部国際空港(株)	101	4	113	△155	51	12
その他	0	29	△18	53	23	△3
合計	369	2,879	16,583	42,596	△10,393	△7,278

(出所：財務省資料 ([https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/policy\\_cost\\_analysis/index.htm](https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/policy_cost_analysis/index.htm)) より作成)

このうち、1,000億円を超える財投機関別の実質的な政策コスト(図表5のうち青色付きセル)の増減要因は、policy/filp/summary/policy\_cost\_analysis/index.htmからは、次のとおりである。  
各年度の財投機関別分析結果 (<https://www.mof.go.jp/>)

年度	主な要因
令和元年度	<p>((株)日本政策金融公庫 危機対応円滑化業務勘定：△3,213億円) 損害担保事業における補償金支出の減等△3,213億円 ((独)国際協力機構 有償資金協力部門：+2,780億円) 貸倒の増+1,768億円、元年度新規融資分の利差+918億円、新規融資による事務費増等+674億円、29年度実績確定及び30年度見込改定△581億円 ((独)都市再生機構 都市再生勘定：+2,515億円) 賃貸住宅業務収入の減等に伴う国庫納付等の減+2,052億円、新規事業の実施等による補助金等の増+511億円、期首利益剰余金の減等による機会費用の減△48億円</p>
令和2年度	<p>((独)国際協力機構 有償資金協力部門：△4,635億円) 2年度新規融資分の利差+844億円、新規融資による事務費の増等+1,136億円、債務繰延及び貸倒償却の積算方法を見直したこと等△6,061億円、30年度実績確定及び元年度見込改定△554億円 ((独)国立病院機構：+1,772億円) 働き方改革に伴う人員増による人件費の増等+1,864億円、退職手当に係る補助金等の減△92億円 ((独)都市再生機構 都市再生勘定：+17,832億円) 賃貸住宅業務費の積算方法を見直したこと等による国庫納付等の減+17,829億円、新規事業の実施等による補助金等の増+142億円、期首利益剰余金の減等による機会費用の減△139億円</p>
令和3年度	<p>((株)日本政策金融公庫 国民一般向け業務勘定+6,127億円) 貸倒の増+10,065億円、繰上償還の増+441億円、新規融資による事務費増等+56億円、元年度実績確定及び2年度見込改定△2,381億円、3年度新規融資分の利差△2,055億円 ((株)日本政策金融公庫 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定+1,743億円) 貸倒の増+7,649億円、新規融資による事務費の増等+438億円、元年度実績確定及び2年度見込改定△5,169億円、3年度新規融資分の利差△1,141億円、繰上償還の減△34億円 ((株)日本政策金融公庫 危機対応円滑化業務勘定+33,077億円) 新型コロナウイルス感染症に関する事案に係る損害担保の補償金支払見込額の増等+33,077億円 ((独)福祉医療機構：+1,937億円) 貸倒の増+735億円、3年度新規融資分の利差等+565億円、2年度予算及び財投計画の補正等+402億円、期首出資金の増+227億円、4年度以降の財投機関債発行見込額の増+59億円、運用収入の減+47億円、期首欠損金の減+9億円、新規融資による事務費の増等+9億円、元年度実績確定及び2年度見込改定△116億円 ((株)日本政策投資銀行：△3,077億円) 特定投資業務の積算方法を見直したことによる△1,630億円、3年度新規融資分の利差△1,474億円 ((独)国立病院機構：△1,307億円) 利益剰余金増△828億円、交付金皆減に伴う政府補助金等の減△479億円 ((独)都市再生機構 都市再生勘定：+5,034億円) 賃貸住宅業務収入の減等による国庫納付金の減+4,722億円、新規事業の実施等による補助金の増+181億円、期首利益剰余金の増等による機会費用の増+131億円</p>
令和4年度	<p>((株)日本政策金融公庫 危機対応円滑化業務勘定△8,949億円) 4年度予算におけるコロナ関連の損害担保の事業規模縮小に伴う補償金支払見込額の減等△8,949億円 ((独)住宅金融支援機構 証券化支援勘定：△2,149億円) 繰上償還の増+1,298億円、貸倒の増+204億円、優良住宅整備促進事業等補助金の増等+150億円、4年度新規買取分の利差△3,661億円、2年度実績確定及び3年度見込改定△140億円 ((株)日本政策投資銀行：△2,134億円)</p>

年度	主な要因
	4年度新規投融資分の利差等△2,134億円 (自動車安全特別会計 空港整備勘定：+1,380億円) 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえた航空需要の減少+1,380億円 ((独)都市再生機構 都市再生勘定：+1,493億円) 賃貸住宅業務費の増等による国庫納付金の減+1,441億円、期首利益剰余金の増等による機会費用の増+61億円、無利子借入金受入額の増等による機会費用の増+1億円、直接建設費に対する国庫補助金の比率の低下等による補助金の減△10億円
令和5年度	((株)日本政策金融公庫 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定+3,866億円) 貸倒の増+3,094億円、3年度実績確定及び4年度見込改定+1,291億円、新規融資による事務費の増等+1,284億円、5年度新規融資分の利差△1,604億円、繰上償還の減△199億円 ((株)日本政策金融公庫 危機対応円滑化業務勘定△11,949億円) 3年度におけるコロナ関連の損害担保の引受実績確定に伴う補助金支払見込額の減等△11,949億円 ((株)国際協力銀行 一般業務勘定：△1,284億円) 貸倒の増+1,060億円、繰上償還の増+39億円、3年度実績確定及び4年度見込改定+10億円、5年度新規融資分の利差△179億円、4年度予算及び財投計画の補正等△99億円、円安に伴う円換算後の利ざや増等△2,115億円 ((独)国際協力機構 有償資金協力部門：+1,901億円) 5年度新規融資分の利差+888億円、新規融資による事務費の増等+1,049億円、3年度実績確定及び4年度見込改定△36億円 ((株)日本政策投資銀行：△1,271億円) 3年度実績確定及び4年度見込改定△944億円、5年度新規投融資分の利差等△327億円 (自動車安全特別会計 空港整備勘定：△2,179億円) 5年度新規借入に係る償還額増に伴う国庫納付の減+616億円、5年度新規事業等に伴う期末準備金残高の増△1,427億円、3年度実績確定及び4年度見込改定等に伴う期首準備金残高の減△1,141億円、分析期間の短縮等に伴う補助金の減△226億円 ((独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 建設勘定：+1,131億円) 新幹線事業において建設路線に充当される補助金増+1,131億円 ((独)都市再生機構 都市再生勘定：+3,827億円) 賃貸住宅業務収入の減等による国庫納付金の減+3,696億円、新規事業の実施等による補助金の増+129億円、期首利益剰余金の増等による機会費用の増+3億円、無利子借入金受入額の減等による機会費用の減△1億円

## (2) 対象分野別政策コストの推移

政策コスト分析では、財政融資資金法第11条第2項に基づき財政制度等審議会に提出される「財政投融資使途別分類表」の区分に沿った分析も実施している。令和5

年度は25財投機関の主な分野(分類)(図表3の(参考1-1)参照)で政策コスト分析を実施している。分野(分類)別推移(図表6)は、以下のとおり。

(図表6) 対象分野別政策コストの推移

(億円)

対象分野	政策コスト					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中小零細企業	363	350	434	12,631	8,115	9,482
対前年増減額	-	△13	84	12,197	△4,516	1,367
対前年増減率	-	△3.6%	24.0%	2810.4%	△35.8%	16.8%
農林水産業	1,332	1,170	1,103	1,258	1,056	1,869
対前年増減額	-	△162	△67	155	△202	813
対前年増減率	-	△12.2%	△5.7%	14.1%	△16.1%	77.0%
教育	1,138	1,285	1,141	1,000	1,645	744
対前年増減額	-	147	△144	△141	645	△901
対前年増減率	-	12.9%	△11.2%	△12.4%	64.5%	△54.8%
福祉・医療	843	997	2,311	2,906	1,441	2,473
対前年増減額	-	154	1,314	595	△1,465	1,032
対前年増減率	-	18.3%	131.8%	25.7%	△50.4%	71.6%

対象分野	政策コスト					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
環境	2	5	2	3	3	3
対前年増減額	-	3	△3	1	0	0
対前年増減率	-	150.0%	△60.0%	50.0%	0.0%	0.0%
産業・イノベーション	△5,474	△3,850	△9,746	△12,401	△14,082	△13,077
対前年増減額	-	1,624	△5,896	△2,655	△1,681	1,005
対前年増減率	-	△29.7%	153.1%	27.2%	13.6%	△7.1%
住宅	△37,653	△38,173	△27,881	△23,425	△21,200	△7,168
対前年増減額	-	△520	10,292	4,456	2,225	14,032
対前年増減率	-	1.4%	△27.0%	△16.0%	△9.5%	△66.2%
社会資本	21,419	21,351	17,610	20,967	20,090	26,728
対前年増減額	-	△68	△3,741	3,357	△877	6,638
対前年増減率	-	△0.3%	△17.5%	19.1%	△4.2%	33.0%
海外投融資等	5,082	1,941	△1,505	△857	△548	8,586
対前年増減額	-	△3,141	△3,446	648	309	9,134
対前年増減率	-	△61.8%	△177.5%	△43.1%	△36.1%	△1666.8%
その他	3,167	6,883	2,142	34,864	19,972	6,005
対前年増減額	-	3,716	△4,741	32,722	△14,892	△13,967
対前年増減率	-	117.3%	△68.9%	1527.6%	△42.7%	△69.9%

(出所：財務省資料 (https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/policy\_cost\_analysis/index.htm) より作成)

このうち、5,000億円を超える対前年増減（図表6のうち青色付きセル）を構成する主な財投機関は、次のとおり。

対象分野	主な財投機関名と金額
中小零細企業	(令和3年度：12,197億円) (株)日本政策金融公庫（国民一般向け業務）6,888億円、(株)日本政策金融公庫（中小企業者向け融資・証券化支援保証業務）5,764億円
産業・イノベーション	(令和2年度：△5,896億円) (株)日本政策投資銀行△4,318億円
住宅	(令和2年度：10,292億円) (独)都市再生機構（都市再生勘定）9,706億円 (令和5年度：14,032億円) (独)都市再生機構（都市再生勘定）11,993億円、(独)住宅金融支援機構（証券化支援勘定）2,069億円
社会資本	(令和5年度：6,638億円) (独)日本高速道路保有・債務返済機構7,902億円、自動車安全特別会計（空港整備勘定）△1,798億円
海外投融資等	(令和5年度：9,134億円) (独)国際協力機構（有償資金協力部門）8,538億円
その他	(令和3年度：32,722億円) (株)日本政策金融公庫（危機対応円滑化業務）32,722億円 (令和4年度：△14,892億円) (株)日本政策金融公庫（危機対応円滑化業務）△14,892億円 (令和5年度：△13,967億円) (株)日本政策金融公庫（危機対応円滑化業務）△13,968億円

### 3. 財政投融资に関する政策コスト分析、 財投機関に対するチェックの検討過程

上述のとおり、政策コストは各財投機関で試算され、財政制度等審議会財政融資分科会で分析内容についてモニタリングされている。以下に、現在までの政策コスト分析の検討経過を取りまとめた。政策コストの試算・分析の検討に加え、国民へのディスクロージャーの充実や民間会計基準に準拠した財務数値の必要性、有償資金の償還確実性の視点から財投機関への監査など、財投機関の規律に関しても併行して検討されていることが分かる。

#### (1) 「財政投融资の改革に向けて（10年度財政投融资編成と今後の検討課題に関する所見）（座長談話）（平成9年7月23日）」（資金運用審議会）（<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/singikai/unyosin/top.htm>）

財政投融资について改革を推進するという基本方針の下に平成9年2月に設けられた財務省資金運用審議会懇談会は、平成9年7月の座長談話として、財政投融资の制度・運営のあり方について本格的な検討を進めるため、財政投融资の制度と内容、諸外国の制度、財政投融资の対象分野等について幅広く検討を進めた。

このような状況を踏まえ、平成10年度の財政投融资編成と今後の検討課題について、コスト及びディスクロージャーの点で、次の所見を述べている。

（平成10年度財政投融资要求に当たって）

##### ① 償還確実性の精査

有償資金を活用する財政投融资は、受益者負担などにより、その融資を確実に回収することで、租税負担の増大を回避することが求められている。したがって、融資対象となっている事業の元利金償還の確実性の一層の精査が必要である。

また、財政投融资の一定部分には税財源との組み合わせで事業遂行される部分があり、将来にわたる税負担の全体像は、事業採択時点で明らかにされ国民の理解を得られる適切な政策決定が行われる必要がある。これは国民負担に関する情報のディスクロージャーにつながり、財政健全性にも資する。将来にわたるコストに関する分析手法の段階的な導入に向けての検討を進めるべきである。

##### ② ディスクロージャーの徹底

財政投融资は、民主主義のプロセスのなかで運用されるものであり、十分なディスクロージャーが必要である。全国銀行協会の統一開示基準並みの情報である「財政投融资レポート」を公表したり、資金運用審議会等の議事要旨等含めインターネットで情報提供されている。

平成10年度においても引き続き推進する必要がある。

また、財政投融资の対象となっている特殊法人等については、「特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律（平成9年6月24日）」の成立により、一層のディスクロージャーの推進に向けた取組みが期待される。特に、国民の関心の高い不良債権額、国（一般会計等）からの繰入額、累積損失額等に関して、分かり易い形でのディスクロージャーに努めることが必要である。

#### (2) 「財政投融资の抜本的改革について（資金運用審議会懇談会とりまとめ）（平成9年11月27日）」（資金運用審議会）（<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/singikai/unyosin/top.htm>）

財務省資金運用審議会懇談会は、財政投融资は、社会資本整備、外部経済等への対応、長期・固定資金供給による民間金融市場の補完といった機能を持つ一方で、資金調達面での資金受動性からくる財政投融资の規模の肥大化等の問題点、金利設定面では財政規律や長期・固定金利に伴う問題があるとし、抜本的な改革が必要としている。

加えて、この改革の基本理念と方向性として、財政投融资の対象分野・事業については、官民活動の分担のあり方を精査しつつ、民業補完を徹底し、償還確実性の精査、コストとベネフィットの十分な比較などを行うことなどにより、財政投融资のスリム化に積極的に取り組む必要があるとしている。

コスト分析手法の導入、充実に関しては、次のように取りまとめられている。

##### ① 基本的考え方

公的部門の活動では、活動に対するコストとベネフィットの比較や情報公開、事後チェックが重要となる。特に財政投融资は投融資という性格上、元利金の確実な償還が行われるかを把握していくことは一層重要である。財政投融资改革に当たっては、これらに留意し、国民負担に関する情報のディスクロージャーや財政健全性確保の視点から諸外国における試みを参考にしつつ、コストの定量的な把握や公表を行うことで、適切な審査や政策判断を行う必要がある。また、コスト分析では、財投機関の将来キャッシュ・フローの把握が時価ベースでの把握につながっていき、財投機関のALM（Asset Liability Management）の向上に貢献することも期待される。

今後、各政策のコストとベネフィットを科学的・客観的に算出し、政策決定に反映されるよう努めるべきであるが、コスト分析導入はこの方向への重要なステップとなる。

##### ② 米国における取組み

米国では、「1990年信用改革法」において1992年か

らの融資と保証のコスト計算が義務化され、デフォルト等を含めた将来のネット・キャッシュ・フローについて、国債利率による割引現在価値をコストとして示すこととされた。このコスト計算により、米国連邦政府からの直接融資や債務保証に関する国民負担の適切な実態把握が困難という従来の課題は、ほぼ解消されたと言われている。

### ③ 我が国におけるコスト分析手法の導入、充実

我が国と米国では財政制度等に様々な相違がある点には留意が必要である。その上で、財政投融資対象事業の採択において、コスト分析手法の導入を通じ将来に発生すると想定される税負担に関してあらかじめ定量的な分析が明らかにされることは、国民負担に関するディスクロージャーと財政健全性の観点から極めて重要である。

具体的な手法として、財投機関において、現在割引価値に置きなおした利子補給等の将来コストのキャッシュ・フロー等を予測していくことが考えられる。この手法は将来金利動向などの不確実性があることを念頭に一定の仮定を用いること等の課題に加え、具体的手法の確立には時間が必要ではあるが、可能なものからコスト分析手法を段階的に導入し、不断の見直しを行い、分析を継続、充実させていくことが重要である。同時に、より適切な審査のために、専門的な知識・技能を持った人材の育成など知的インフラストラクチャーの構築も必要である。

## (3) 「財政投融資制度の抜本的改革に係る議論の整理（資金運用審議会懇談会検討会）（平成11年8月30日）」（資金運用審議会）（<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/singikai/unyosin/top.htm>）

財政投融資制度の抜本的改革に係る議論が整理されており、その中でも政策コストやディスクロージャーの充実に関する言及は、以下のとおりである。

### ① 財政投融資制度の抜本的改革の枠組み

財政投融資の対象分野・事業については、民業補完の徹底や償還確実性の精査、コストとベネフィットの十分な比較といった点を踏まえ厳格に限定する。対象分野や事業について、その多くは欧米主要国における有償資金を活用した制度の対象分野と同様であるが、住宅、中小企業、農林水産業、社会資本、環境、産業・技術、国際協力、地方、といった分野・事業ごとに政策コスト分析を適切に活用し、不断の見直しが必要である。

### ② 財政投融資と国会の議決

資金運用部資金の長期（5年以上）運用等として、予算の一部として国会議決されているが、財政投融資の性格が、郵便貯金や年金積立金等の全額預託義務による受動的な公的資金の統合運用から、市場原理に基づく能動的な調達資金の投融資活動へ変化するため、国会議決の受け方についての検討が必要である。市場運用については、金融・経済情勢の変化に的確かつ弾力的に対応できる仕組みとするとともに、財政投融資資金計画、財政投融資原資見込、財政投融資使途別分類表、予算及び財政投融資計画の説明の各資料に加え、ディスクロージャーの充実が必要である。

的な調達資金の投融資活動へ変化するため、国会議決の受け方についての検討が必要である。市場運用については、金融・経済情勢の変化に的確かつ弾力的に対応できる仕組みとするとともに、財政投融資資金計画、財政投融資原資見込、財政投融資使途別分類表、予算及び財政投融資計画の説明の各資料に加え、ディスクロージャーの充実が必要である。

### ③ 財投機関債

財投機関本体の信用に基づき発行されるコーポレート型の財投機関債については、市場に適切な評価を得るための工夫が必要であり、ディスクロージャーの強化、格付けや外部監査の活用、補給金等の取扱い、破綻及びその処理ルール、財政投融資改革移行期の経過的取扱いなどの検討が必要である。

### ④ 政策コスト分析手法の導入、充実

国民負担に関する情報のディスクロージャーや財政健全性確保の観点から、政策コストの定量的な把握と公表により、適切な審査や政策判断を行うことが必要である。一方で、政策コストは一定の仮定に基づく計算であるため、前提条件の設定により分析結果が相当異なることに留意が必要であり、可能なものから政策コスト分析を段階的に導入し、その手法について不断の見直しを行い、分析を継続、充実させていくことが重要である。

財政投融資を活用する事業について、事業が終了するまでの間に国（一般会計等）から投入される補助金等の総額を割引現在価値として、一定の前提条件の下に仮定計算したものを「政策コスト」として把握する。これを公表することで、将来の国民負担に関する情報のディスクロージャーが充実することにつながる。また、政策コストの水準と事業の実施に伴う社会・経済的便益（ベネフィット）の比較等により、事業についての検討が可能となる。今後は、政策コストの把握に加え、ベネフィットについても正確な把握が必要となるが、政策コスト分析の導入はこの方向への重要なステップであり、分析結果の公表に際しては、当事業のベネフィットについても出来る限り分かり易い形で示すことが必要である。

### ⑤ 財政投融資の持続的改革に向けて

国会に対する予算添付資料等のほか、「財政金融統計月報」や「財政投融資レポート」「財政投融資ブックレット」を作成、公表しているが、更にその向上を推進する必要がある。

## (4) 「財政投融資対象事業に関する政策コスト分析（試算）（平成11年8月30日）」（資金運用審議会）（<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/singikai/unyosin/top.htm>）

「資金運用審議会懇談会とりまとめ（平成9年11月27日）」における指摘を踏まえ、財政投融資を活用してい

る事業の実施に伴い、国（一般会計等）から将来にわたって投入される補助金等を計算した政策コスト（試算値）等について、コスト分析・評価検討会（資金運用審議会懇談会座長が主催する学者のアドバイザー・グループ）等において実務的な検討を重ねた5機関（住宅金融公庫、国民金融公庫、日本輸出入銀行、日本道路公団、中部国際空港株式会社）に関して、試行的な分析結果を整理した。また、「政策コスト」の定義を、財政投融資を活用している事業の実施に伴い、今後当該事業が終了するまでの間に国（一般会計等）からの投入が見込まれる補助金等の総額を、割引現在価値として一定の前提条件に基づいて仮定計算したものとした。

#### (5) 「財政投融資対象事業に関する政策コスト分析（試算）（平成12年度）（平成12年6月29日）」（資金運用審議会）（<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/singikai/unyosin/top.htm>）

財政投融資を活用している事業の実施に伴い、国（一般会計等）から将来にわたって投入される補助金等を計算した政策コスト（試算値）等について、14機関（住宅金融公庫、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、帝都高速度交通営団、社会福祉・医療事業団、日本育英会、日本道路公団、本州四国連絡橋公団、中部国際空港株式会社）が試算した分析結果を、コスト分析・評価検討会等における実務的な検討を経て、整理した。

また、政策コスト分析が将来の制度・施策などを拘束するものではないこと、共通の前提として、将来の財政投融資金利及び割引率については、予算概算決定時点における市中の国債流通利回りの実績値を基に理論式による機械計算によって算出することとし、個別の前提として、政策融資を行う機関と事業を実施する機関に分け、個々の機関が行う事業の特性や各機関の実情等に応じて前提が異なり得ることを明記した。

#### (6) 財政投融資改革（平成13年度）

財政投融資改革とは、財政投融資の資金調達のある方を抜本的に見直したもので、資金運用部資金法に基づき郵便貯金や年金積立金といった極めて潤沢な財源資金が、政策的に必要とされる資金需要に関係なく自動的に資金運用部資金（現在の財政融資資金）に流れ込んでいた点や政策コストの十分な分析のないまま財投機関へ融資していた点などに関して、財政投融資の肥大化や特殊法人等が実施する社会資本などへの投資が非効率な状態で改善されないなどが指摘されていたことなどを抜本的に見直し、新たな資金調達（財投債、財投機関債）へと移行したものである。なお、昭和26年度に施行された資金運用部資金法が、平成13年度に財政融資資金法に改正されている。

#### (7) 「財政投融資改革の総点検について（平成16年12月10日）」（財政制度等審議会財政投融資分科会）（[https://www.mof.go.jp/policy/filp/reference/reform\\_report/zaitoa161210a.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/filp/reference/reform_report/zaitoa161210a.pdf)）

平成13年度の財政投融資改革から3年経過したところであり、平成16年7月の財政制度等審議会財政投融資分科会の審議において財政投融資の実施状況が改革の趣旨を反映したものであるかの総点検の必要性について指摘があった。また、その後の平成16年9月の第二次小泉内閣の改造にあたり、総理大臣より財務大臣に対して「財政投融資については、民業補完の原則のもと、総額の抑制、事業の重点化・効率化に努めるとともに、対象事業の内容を民間会計基準準拠の下で不断に見直すなどの改革を引き続き進められたい」との指示があった。これを受け、財政制度等審議会財政投融資分科会において財政投融資改革の現状と課題の審議を行った。そのうち、質的改革（ディスクロージャー・市場評価の進展）の状況として、主に次の事項の進捗状況が取りまとめられた。

##### ① 民間会計基準準拠の財務諸表の作成と公認会計士の関与

###### （民間会計基準準拠の財務諸表の作成状況）

地方公共団体を除く全ての39財投機関が、平成15年度末現在で民間会計基準準拠の財務諸表を作成しており、うち21機関が法定財務諸表となっており、残りの18機関は財政制度等審議会の示した基準に従って、民間会計基準準拠の財務諸表を作成している。統一的な基準の下での民間会計基準準拠の財務諸表により、自らの財務内容を点検していくことが可能となるとされた。

###### （公認会計士の関与の状況）

地方公共団体を除く全ての財投機関が、公認会計士の一定の関与の下で財務諸表を作成している。20機関は、公認会計士の監査が法定されている。公認会計士による監査を受けることは、各機関の財務諸表の信頼性を高める有効な手段となると考えられ、現時点で会計監査を受けていない期間においても、今後、会計監査を受けることを検討することを検討することが適当とされた。

##### ② 政策コスト分析（進捗状況）

政策コスト分析は、平成11年度に導入され、平成13年度以降は全ての財投機関で実施・公表されている。平成13年度に「感応度分析（前提条件をひとつ変動させた場合の政策コスト額を試算）」、平成15年度に「経年比較分析（前提金利の変化による影響等を除き、対前年度比較）」、平成16年度に「投入時点別政策コスト内訳（前年度末までに既に投入されている出資金等による利払軽減効果と今年度以降将来新たに見込まれる政策コストを切り分け）の明示」を導入するなど、拡充が進んでいる。また、財投機関は、政策コスト分析を財投機関債発行時の債券内容説明書に記載するなど、IR（Investor

Relations) に活用されていると分析されている。

#### (課題)

政策コスト分析に関する拡充、進展はあるものの、将来的に想定外の国民負担を生じさせることの無いように、政策コスト分析の拡充、及び実地監査の充実の2点で分析手法の一層の拡充を検討すべきと示された。

#### (政策コスト分析の拡充)

融資系財投機関に係る政策コスト分析は、原則として、次年度以降は新規融資を実施しない前提となっている。これは当年度末時点での融資について債権回収を終える期間としてのトータルコストが把握できるというメリットがある一方で、次年度以降新規の融資を実行しないという前提は現実的ではなく、実際に発生するであろう将来の資金フローや補給金等の見込み額と異なるというデメリットがある。このため、事業継続を前提とした政策コスト分析も導入していくべきであり、これにより、補助金等の投入のあり方や財投機関の業務・財務の改善にも役立つと考えられる。

#### (実地監査の充実)

財政投融資の対象事業の政策的必要性などについては確認しているが、事業内容の実態等の実地での体系的なチェック(実地監査)は、実施事業に関する適性性の非違確認を中心とした地方公共団体に対する監査が実施されているのみである。実地監査対象範囲は、財政投融資対象事業全体とすべく、財政融資資金の貸付対象以外にも政府保証債や産業投資による資金調達を行っている機関も含めるべきである。この実地監査の充実に先立ち、中期計画等を実行するインセンティブ付与及び内部監査(独立行政法人評価委員会や政策評価)、公認会計士による会計監査によるガバナンスの強化を図ることが必要である。その上で、実地監査においては、公的資金の貸し手、高い信用力の供給者としての視点から、財務の健全性や国有償資金を用いて支援するにふさわしい事業であるか等の検討を行うことが適当であるとされた。

### ③ 地方公共団体

地方公共団体への公的資金貸付は、民間金融機関では対応困難な長期・低利の資金の融資を通じて地域に密着した社会資本整備等に貢献してきたが、財政投融資改革の趣旨を踏まえ、地方公共団体の自立的財政運営を促す視点から、地方公共団体の資金調達は市場公募債などの民間資金を基本とし、公的資金はこれを補完することが適当であり、赤字補填の性格を持つ地方債については、資源配分機能をもつ財政投融資の対象としてはふさわしくなく、地方公共団体向け公的資金貸付は、貸付先の財務状況、事業の収益性などを適切にチェックすることが求められるとされ、また、地方公営企業においても、政策コスト分析の趣旨を踏まえて、国民負担・住民負担の開示の充実に向けた実効性ある取組みが重要とされた。

### (8) 「財政投融資改革の総点検フォローアップ(平成17年12月12日)」(財政制度等審議会財政投融資分科会)([https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_filp/report/zaitoa171212\\_a.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa171212_a.pdf))

平成18年度財政投融資編成において、平成16年度に実施した総点検と同じ視点で、財政投融資計画の量的縮減及びディスクロージャーの進展を確認し、前者においては大幅な縮減が実施され、後者においても平成18年度からは組織改編の対象となる公庫を除き、全ての機関が公認会計士の監査証明のある民間会計基準準拠の財務諸表を作成することとなったことから、一定の達成と評価した。また、実地監査においても平成17年7月1日に実地監査体制が発足し、監査を開始した。なお、地方公共団体向け貸付に係る実地監査については、貸付対象事業の適性性に係る非違チェックから公営企業の経営状況の確認等にシフトしていくことが望ましい旨の指摘がなされた。

### (9) 「今後の財政投融資の在り方について(中間報告)(平成19年12月)」(財政投融資に関する基本問題検討会)([https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_filp/report/zaitoa191212/04.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa191212/04.pdf))

財政投融資改革以降の取組みを踏まえ、今後の財政投融資の在り方について本格的な議論をするために、財政制度等審議会財政投融資分科会に財政投融資に関する基本問題検討会が設置された。

#### ① 政策コスト分析

政策コスト分析について、感応度分析や経年比較分析を順次実施するとともに、投入時点別政策コスト内訳や社会・経済的便益を掲載するなどの拡充と、政策コスト分析活用として財政投融資編成において国民の将来負担に関する情報開示や償還確実性確認などに取り組んでおり、更なる分析手法等の改善を期待している。また、財投機関の統合がある場合、統合後機関としてまとめて分析を行うと過去との比較可能性に支障があることから、特に社会資本整備などの長期間にわたる事業については、勘定区分ごとに政策コストを明らかにすることの必要性が指摘された。

#### ② 民間会計基準準拠の財務諸表作成

平成19年度の財政投融資対象となる31機関全てで民間会計基準準拠の財務諸表が作成され、今後全ての機関において公認会計士の監査を受けることになることが確認された。

#### ③ 実地監査

平成16年12月の「財政投融資改革の総点検について」

の指摘を受け、平成17年度から法人等実地監査が開始された。平成17年度及び平成18年度において各6機関が対象とされ、財政投融資事業にふさわしい政策的意義、財務の健全性・償還確実性、資金の適正な執行実態などが監査されている。

地方公共団体に対しては、平成17年12月の「財政投融資改革の総点検フォローアップ」における指摘を受け、公営企業等の経営に密接に関連する施設の稼働状況について確認された。

#### ④ 地方公共団体の財務状況把握

平成18年度の地方債許可制から協議制度への移行により地方公共団体の財政の自主性が高まりつつあり、また、平成16年12月の「財政投融資改革の総点検について」での指摘を踏まえ、地方向け財政融資資金の融資審査の充実等を図るため、平成17年度より地方公共団体の財務状況把握を実施し、必要と認めた団体にはヒアリングを実施している。

### (10) 「今後の財政投融資の在り方について（平成20年6月）」（財政投融資に関する基本問題検討会）（[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_filp/report/zaitoa200610/zaitouhoukokusyo.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa200610/zaitouhoukokusyo.pdf)）

平成19年12月の「今後の財政投融資の在り方について（中間報告）」からの、政策コスト、ディスクロージャー、チェック機能に関する取りまとめの変更点は次のとおり。

#### ① 政策コスト分析

政策コスト分析の更なる活用等として、金利感応度分析の際に金利変化に併せて割引率も変更することで影響を試算する手法への改善に加え、政策コスト分析に関するハンドブック（[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_filp/report/zaitoa200724h.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa200724h.pdf)）を作成し、財政投融資編成関係者がより適切に政策コスト分析を理解し、効果的に活用できるようにすることとした。

#### ② 実地監査

平成17年度の開始から3年目になり、監査事項や監査手続が安定してきていることから、監査に関する事項の標準化を進め監査の透明性を図るため、実地監査細則及び実地監査実施要領が定められた。

地方公共団体については、平成20年度から適債性の非違確認については簡素化し、地方公営企業については貸付金の償還確実性を図る観点から、経営状況の実態把握及び評価を実施し、必要に応じて経営改善のための取組みを含めた償還確実性について報告を求めることとした。

#### ③ 地方公共団体の財務状況把握

平成19年度に実施した財務状況把握（平成17年度決算）では、悪化傾向にあった債務償還可能年数の長期化に歯止めがかかった一方で、ヒアリング実施277団体では、大規模建設投資などで債務の高水準化、積立金の低水準化などで収支が悪化している団体が多くみられ、地方公共団体の財務状況に関する情報開示については、住民の理解が得られるように内容を充実し、迅速に実施することの必要性が指摘された。

### (11) 「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について（平成26年6月17日）」（財政制度等審議会財政投融資分科会）（[https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp\\_fu\\_report/houkokusyo\\_zenbun.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_fu_report/houkokusyo_zenbun.pdf)）

平成13年度の財政投融資改革から10年以上経過し、更に平成20年6月の「今後の財政投融資の在り方について」から5年以上が経過するなかで、リーマン・ショック後の経済・金融危機や東日本大震災への対応状況を確認したうえで、財政投融資改革を巡る著しい環境変化等をフォローアップした。

#### ① 政策コスト分析

財政投融資対象事業に対して、国（一般会計等）から事業実施機関である財投機関に対して、補助金等が投入されることの妥当性判断材料として、将来の補助金等投入がどの程度になるか、あるいは既に投入された出資金等によるメリットがどの程度になるかを試算し政策コストとして開示することは、財政投融資の透明性を高める意義があるとした。

一方で、各財投機関が公表する試算結果には、政策コストが複数年にわたる時系列データがないことに加え、産業投資対象機関は、将来収益見通し、リスク、割引率などの個別の前提条件の設定が困難であり政策コストの分析手法が馴染みにくいことから、これらを公表していないことが課題とされた。

これらへの対応策として、政策コストの時系列の把握、財投機関ごとに試算公表に加えて、新たに対象分野ごとに集計したものを公表することとした。また、当年度の財政投融資計画には計上されていないものの財政融資資金貸付金残高のある機関に対して、過去の分析結果から政策コストが増加しない形で事業が実施されているか確認する趣旨から、政策コスト分析的な財務状況の把握を行うこととした。産業投資対象機関については、官民ファンドを通じた長期的なリスクマネー供給などへの変化があり、現行の政策コスト分析が馴染まないものの、収益性確認の必要から、出資者としてのガバナンス向上を図ることとした。

#### ② 実地監査

財投機関のうち、地方公共団体を除く機関に対しては、監査事項の標準化を図り監査を実施しつつ、平成

22年度からはテーマを絞り機動的に実施するスポット監査を導入した。その上で、今後は、財投機関の監事監査や内部監査との連携を図り、事業目的の達成に不可欠な内部統制やリスクコントロールについても監査を実施することとした。更に、官民ファンド等の産業投資機関に対しても、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」([https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fund\\_kkk/pdf/guideline.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fund_kkk/pdf/guideline.pdf))などを活用しガバナンス機能の強化に重点を置いた監査の強化を図るとされた。スポット監査においても、官民ファンドのガバナンスに係る特定事項を横申しでチェックすることなどにも取り組むこととされた。

地方公共団体については、財務省財務局の資金実地監査官が、資金の使用状況、公営企業の経営状況の実態把握や評価などを確認し、必要に応じて改善等を要請している（年間約300団体、500企業程度）。一方で、地方公営企業は独立採算前提ではあるものの下水道事業や病院事業などは受益者負担による収入だけでは費用を賄えず他会計繰入金により経営を維持する赤字企業も多い状況にあるため、損益実績に加えて、施設維持更新を含む収支計画や債務償還能力の分析・評価を行うこととされた。また、監査において認識された問題点を監査先と共有し、システム開発により財務分析やアドバイス機能の充実を通じた監査効果の発揮をすることとされた。

### ③ 地方公共団体の財務状況把握

償還確実性を確認する観点から、地方公共団体の決算統計をベースに作成する行政キャッシュ・フローに基づき、債務償還可能年数、実質債務月収倍率、積立金等月収倍率、行政経常収支率を算出し、債務償還能力などを把握している。平成24年度からは、全ての都道府県市町村のモニタリングを実施し、ヒアリング対象も全市町

村に拡大している。その上で、更なる財務状況把握の充実を図る必要から、モニタリングの充実、ヒアリングの有効活用、診断表（地方公共団体に対する財務健全化に関する助言ツール）の内容改善、都道府県向けヒアリングを推進することとされた。また、財務局等における地方公共団体向け融資実務のPDCAサイクルに、財務状況把握結果を的確に位置づける必要があるとされた。

## 4. 最後に

財政投融資の政策コスト分析は、税負担が見込まれる対象事業について、財投機関自らの分析、財政制度等審議会などによる元利金の償還確実性の検討・確認、その過程や結果の公表、さらに実地監査などによる内部規律性の確保などを通じ、国民の理解を得てきていると思われる。一方で、この分析結果を将来の財政投融資の編成に活用することも重要になる。財務省理財局の公表する「政策コスト分析に関するハンドブック」([https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_filp/report/zaitoa200724h.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa200724h.pdf))では、①将来のキャッシュ・フロー等の推計に用いた事業見通しなどの各種前提条件の精査、②直近の決算状況や貸倒状況を含む貸付金回収見込み、事業収入などの前提条件精査による借入金返済見込みの確認を通じた償還確実性の確認、③これらに加え、財政投融資にふさわしい事業であるか、事業内容や融通条件などの適切性の検討、などへ政策コスト分析が一層活用されることが期待されている。

次稿では、財政投融資の規律に関して触れたい。

以上

# 会計基準等開発動向

2023年10月6日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

## ■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
リースに関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われている。 合わせて、リースの貸手の収益認識に関する会計処理（リース業における割賦販売取引の会計処理を含む。）について検討が行われている。	2023年5月2日に、企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」等が公表され、2023年8月4日にコメントが締め切られた。現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。
資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い	2022年8月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、資金決済法上の「電子決済手段」の発行及び保有等に係る会計上の取扱いについて、検討が行われている。	2023年5月31日に、実務対応報告公開草案第66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等が公表され、2023年8月4日にコメントが締め切られた。現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。
パーシャルスピノフの会計処理	2023年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、事業を分離・独立させる手段であるスピノフに関して、スピノフ実施会社に一部の持分を残すスピノフの会計処理について、検討が行われている。	2023年10月6日に企業会計基準適用指針公開草案第80号（企業会計基準適用指針第2号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」等（コメント期限：2023年12月6日）が公表されている。

## ■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。 なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定については、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定とされている。	2022年4月に、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発において、IFRS第9号「金融資産」の相対的アプローチを採用したモデル（ECLモデル）と米国会計基準におけるモデル（CECLモデル）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択の方向性について審議が行われ、ECLモデルを開発の基礎として検討が進められている。 現在、国際的な比較可能性を確保することを重視し、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準の開発を目的として審議が行われている。
四半期報告書制度の見直しへの対応	金融商品取引法上の四半期報告書制度の見直しへの対応として、金融商品取引法等の一部を改正する法律案が成立した場合を想定し、改正後の金融商品取引法上の半期報告書制度に対応する会計基準等について検討が行われている。	2023年10月より検討が開始されている。
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。2022年6月8日にコメントが締め切れ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙（ <a href="https://www.asb.or.jp/">https://www.asb.or.jp/</a>

項目	内容	ステータス
		jp/wp-content/uploads/20221107_490g_02.pdf) が公表された。
グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応	グローバル・ミニマム課税に関する法人税法の改正への対応については、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の会計基準等の改正の要否の検討が行われている。	2023年7月より検討が開始されている。
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。

#### ■基準諮問会議でテーマアップの要否を審議中

項目	内容	ステータス
株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について	(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発 (2)現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発 (3)インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発	第43回基準諮問会議（2021年11月29日開催）においてテーマ提言がなされた。 (1)について、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされ、(2)(3)について、会計基準レベルとして事務局において論点整理を行うとされた。 第44回基準諮問会議（2022年3月2日開催）では検討状況の報告を行うとともに、(1)から(3)のテーマのうち、(1)のテーマ評価を優先させて進めることとした。 第45回基準諮問会議（2022年7月20日）では、(1)に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。現在、(1)のテーマ評価を優先しており、(2)及び(3)の検討には至っていない。
1人私募投信の会計処理の明確化	昨今、いわゆる1人私募投信として、受益者単数の投資信託が散見されるが、会計基準等では、投資信託は受益者複数を前提とした会計処理しか示されていないため、1人私募投信の会計処理の明確化を検討するもの。	第47回基準諮問会議（2023年3月1日開催）において、実務対応レベルとして、金融商品専門委員会にテーマ評価を依頼するとされた。 第48回基準諮問会議（2023年7月3日開催）では、テーマ評価の内容を踏まえて、テーマ提案に至らなかったテーマとして取り扱うこと、提案された内容については、今後予定されている金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かの議論をする際に考慮する事項の1つとして取り扱うこととされた。
「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の改正	「当面の取扱い」であるにもかかわらず、15年以上抜本的な検討がなされていないため、一部の繰延資産についての取扱いの見直しを検討するもの。	第48回基準諮問会議（2023年7月3日開催）において、会計基準レベル／実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされた。
上場企業等が保有するVCファンドの出資持分に係る会計上の取扱い	(1)上場企業等のVCファンドへの投資について、時価をもって貸借対照表価額とすることを検討すること。 (2)上場企業等が投資するVCファンドの構成資産である市場価格のない株式について、時価で評価することを検討すること。	第48回基準諮問会議（2023年7月3日開催）において、会計基準レベルとして、金融商品専門委員会にテーマ評価を依頼するとされた。

#### ■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
日本公認会計士協会 (JICPA) が公表した実務指針等の移管	JICPAが公表した実務指針等をASBJに移管するに当たり、移管のアプローチ等について検討を行う。あわせて、会計基準等の利用者における利便性を向上させることを目的として、会計基準等を体系化するための取組みについて検討を行うこととされている。	JICPAが公表した実務指針等の移管に着手する前の段階において、移管のアプローチ等に関する意見募集が2023年6月20日に公表され、2023年8月25日にコメントが締め切られた。現在、意見募集に寄せられたコメントへの対応が検討されている。
適用後レビューの実施	ASBJが開発する会計基準の適正手続（デュー・プロセス）は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。	「開示に関する適用後レビューの実実施計画」が作成され、2017年12月26日に適正手続監督委員会に報告されている。 現在、「開示に関する適用後レビューの実実施計画」に基づき適用後レビューの作業が実施されている。

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■委員会で審議中

項目	内容	ステータス
日本版S1プロジェクト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) のIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項」に相当する基準の開発を行う。	2023年1月に、IFRS S1号に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することが決定された。 2023年度中（遅くとも2024年3月31日まで）の公開草案の公表を目標として審議が行われる予定である。 なお、論点リストが2023年8月3日付で更新されている。
日本版S2プロジェクト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSBのIFRS S2号「気候関連開示」に相当する基準の開発を行う。	2023年1月に、IFRS S2号に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することが決定された。 2023年度中（遅くとも2024年3月31日まで）の公開草案の公表を目標として、審議が行われる予定である。 なお、論点リストが2023年8月3日付で更新されている。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
産業別の基準	IFRS S2号とあわせてISSBから公表された「IFRS S2号『気候関連開示』を適用するための産業別ガイダンス」に関しては、当初は例示扱いとし、規範性がない（基準に準拠した旨を表明する上で従うことが要求されない）ものとされている。	日本版S2プロジェクトにおいても、当初はISSBの産業別ガイダンスに相当する産業別の基準を開発することはせず、ISSBにおいて規範性があるものとして位置付けられることになった場合に、改めてSSBJとしてISSBの産業別ガイダンスを踏まえた産業別の基準を開発するかどうかを個別に検討することとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証基準委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

■確定公表済

項目	内容	ステータス
会計制度委員会研究報告第17号「環境価値取引の会計処理に関する研究報告 - 気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応 -」の公表	近時の世界的な脱炭素、低炭素化によるサステナブルな社会の実現に向けた動きを踏まえて種々の環境関連取引が行われるようになってきているものの、現行の会計基準等において、新たな環境関連取引に関し、会計処理が明らかにされていないものがあることを踏まえ、環境価値を直接取引対象とする環境関連取引（環境価値取引）に関する会計処理の考え方について調査し、現時点における考えをとりまとめたものである。	2023年9月21日付で、左記研究報告が確定公表された。

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」等の公表に伴う実務指針等の改正及び廃止	ASBJから2023年5月2日に公表された企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」等に対応するため、会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」等の実務指針等について見直しを行うもの。	2023年5月2日付で、左記実務指針等の改廃に関する公開草案が公表され、2023年8月4日まで意見募集が行われていた。
会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」の改正	ASBJから2023年5月31日に公表された実務対応報告公開草案第66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」及び企業会計基準公開草案第79号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正(そのX)(案)」に対応するため、左記実務指針について見直しを行うもの。	2023年5月31日付で、左記実務指針の改正に関する公開草案が公表され、2023年8月4日まで意見募集が行われていた。
会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正	ASBJから2023年10月6日に公表された企業会計基準適用指針公開草案第80号(企業会計基準適用指針第2号の改正案)「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第81号(企業会計基準適用指針第28号の改正案)「税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)」に対応するため、左記実務指針について見直しを行うもの。	2023年10月6日付で、左記実務指針の改正に関する公開草案が公表され、2023年12月6日まで意見募集が行われている。

【金融庁】

項目	内容	ステータス
四半期報告書制度の廃止を含む金融庁関連法律案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>四半期報告書制度廃止</li> <li>(1)上場会社に対する期中の業績等の開示について、現在の3ヶ月ごとの開示から6ヶ月ごとの開示に頻度を落とし(四半期報告書制度の廃止)、上場会社に対して、四半期報告書に代わり半期報告書の提出を義務付けることとし、四半期報告書の提出に関する規定を削除する。</li> <li>(2)参照方式の届出書、発行登録書類及び発行登録追補書類、半期報告書及び半期報告書の確認書並びに臨時報告書(これらの訂正書類も含む。)の公衆縦覧期間を5年に延長する。</li> </ul>	<p>2023年3月14日に左記内容を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が第211回国会に提出され、参議院で審議中の2023年6月21日に閉会し、現在参議院で閉会中審査が続いている。</p> <p>施行期日は、原則として、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。</p> <p>ただし、四半期報告書制度の廃止に関連する規定は、2024年4月1日から施行し(附則第1条第3号)、この施行の日より前に開始した四半期については従前の例による(附則第2条第1号)とされている。</p>

項目	内容	ステータス
「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案）（「重要な契約」の開示にかかる改正）	<p>2022年6月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」において、個別分野における「重要な契約」について、開示すべき契約の種類や求められる開示内容を具体的に明らかにすることで、適切な開示を促すことが考えられるとされたことを踏まえ、有価証券報告書及び有価証券届出書（以下「有価証券報告書等」）及び臨時報告書の記載事項について、以下の改正を行うものである。</p> <p>【1】 企業・株主間のガバナンスに関する合意  【2】 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意  【3】 ローン契約と社債に付される財務上の特約  (1) 臨時報告書の提出  (2) 有価証券報告書等への記載</p>	<p>2023年6月30日付で左記改正案が公表され、2023年8月10日まで意見募集が行われていた。改正後の規定は公布の日から施行される予定である。</p> <p>なお、改正後の規定は、以下の適用が予定されている。</p> <p>① 「重要な契約」の有価証券報告書等への記載（左記【3】(1)以外）  2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用  ② 財務上の特約に係る臨時報告書の提出（左記【3】(1)）  2025年4月1日以後に提出される臨時報告書から適用</p>

【法務省】

項目	内容	ステータス
該当なし		

# 新刊書籍のご案内

## 金融機関に求められる経済安全保障対応

著者名 デロイト トーマツ リスクアドバイザー編  
出版社名 一般社団法人金融財政事情研究会

経済安全保障推進法案の成立や、近時の国際情勢等を受け、経済安全保障はかつてないほど関心が高まっています。

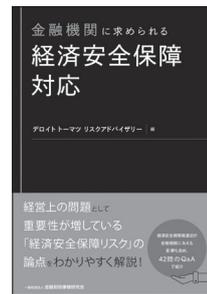
顧客資産の維持・増大や決済・送金等、基幹インフラとしての金融機能が外国により脅かされたり、金融機関が保有する顧客資産や決済・送金等に関する膨大なデータが国外に流出したりすること等により、国家・国民の安全が害されるおそれもあります。

こうした事態を防ぐためには、政府のみならず、金融機関自身が、経済安全保障推進法等に対する形式的な規制対応のみならず、経済安全保障リスクを「経営上のリスク」と捉えた上で、リスクを前広に把握・捕捉した自律的な対応が求められます。

本書は、経済安全保障推進法の基幹インフラに関する部分その他関連する国内外の法規制の概要にとどまらず、経営上のリスクとしての「経済安

全保障リスク」の内容及びこれに対する金融機関の対応等につき、できるだけ平易な形で説明すべく、Q&A形式で整理することを試んでいます。デロイト トーマツ リスクアドバイザーの各領域の専門家が、各領域固有の論点のみならず、これらと金融機関の経済安全保障との関係等につき説明しています。

定価 2,200円(税込)  
2023年10月刊  
ISBNコード：  
978-4-322-14374-4



発行済の書籍についてはWebサイトでご覧ください。

市販の書籍 <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/get-connected/pub/books/bookpublications.html>

# 新刊書籍のご案内

## 国際財務報告基準 (IFRS) 詳説 iGAAP2022

有限責任監査法人トーマツ (翻訳)  
第一法規株式会社

本書は、デロイト トウシュ トーマツ リミテッドのIFRS専門家により執筆された「iGAAP A guide to IFRS reporting」の翻訳です。

各巻では、基準書が直接規定している原則や会計処理に加え、基準書には必ずしも直接的に記述されていない適用に関する実務的指針や数値例を含む適用例を示しており、財務諸表の作成者、利用者、監査人など広範な我が国の市場関係者にとって信頼性の高い実務的情報を提供することを意図しています。

本書では、IFRS第17号「保険契約」の新基準の解説に加え、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」、IFRS第16号「リース」の適用上の論点についての解説も拡充しています。

定価:

- 第1巻: 17,600円(税込)
- 第2巻: 17,600円(税込)
- 第3巻: 17,600円(税込)
- 第4巻: 17,600円(税込)
- 第5巻: 17,600円(税込)

2023年8月刊

また、サステナビリティ報告に関連し、経営者による説明、統合報告、気候関連財務情報開示タスクフォース、および気候変動の財務諸表への影響について、それぞれ1章を割いて解説しています。加速するサステナビリティ報告の広がりの中、企業報告の革新に取り組むためにも、本書をご参照いただければ幸いです。

- 【第1巻】収益／財務諸表の表示／法人所得税／その他
- 【第2巻】リース／固定資産／株式に基づく報酬／その他
- 【第3巻】初度適用／連結財務諸表／サステナビリティ報告／その他
- 【第4巻】金融商品
- 【第5巻】保険契約／金融商品(ヘッジ会計・開示)／その他

ISBNコード:

- 第1巻: 978-4-474-07897-0
- 第2巻: 978-4-474-07898-7
- 第3巻: 978-4-474-07899-4
- 第4巻: 978-4-474-07900-7
- 第5巻: 978-4-474-07901-4



発行済の書籍についてはWebサイトでご覧下さい。

市販の書籍 <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/get-connected/pub/books/bookpublications.html>

# 新刊書籍のご案内

## 改正リース会計の手引き【公開草案対応版】

井上 雅彦 著  
税務経理協会

「原則すべてのリースをオンバランスへ」、そのような会計基準の公開草案が公表されました（企業会計基準委員会（ASBJ）から2023年5月に公表）。新たなリース会計基準の公開草案の公表です。国際会計基準（IFRS）との整合を図ったこの「公開草案（新会計基準案）」は、実務に大きなインパクトがあります。

多くの店舗をリースで賃借するケースや、航空機や船舶等の大型輸送機関連リース、さらには、不動産関連賃貸借なども含め従来オンバランスでこなかった取引等についても企業等はオンバランスを検討することになります。

経営面においても、各種財務指標や経営指標に直結し、企業評価や経営戦略にも影響を及ぼします。企業価値を高める観点から、資産効率や投資効率を強く意識した経営やオペレーションが一層要求されてきます。

あわせて、経営管理、業務プロセス、内部統制、システム対応にまで波及するため、実務対応のための準備が実務上の大きな課題となります。

基準適用は2026年度が想定されていますが、基準化後2年では準備にかかる時間を考えれば足りない場合もあると考えられます。公開草案を適用した場合の実務上の大きなインパクトを考慮すれば、企業等は可能な限り早く準備を検討する

必要があります。公開草案である以上、基準化の過程で変更や修正があることが想定されますが、基準の方向性を理解し準備を早期に進めるという観点から、公開草案公表の段階で本書を上梓することに意味があるものと判断しました。

本書は、公開草案の内容や実務ポイント等を解説していますが、読者の参考に資するため、第二部として、拙書「リース会計実務の手引き（第二版）」の「第2部会計編」を原文のまま転載しています。これにより現行の会計基準を参照しながら、公開草案の理解を深めることができると考えています。

公開草案を正しく読み解き、その効果や影響を理解いただくために、本書が少しでも読者の皆様のお役に立てれば幸いです。

定価 3,300円(税込)  
出版年月日 2023/10/01  
ISBNコード：  
9784419069605



発行済の書籍についてはWebサイトでご覧下さい。

市販の書籍 <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/get-connected/pub/books/bookpublications.html>

## デロイト トーマツ グループCFOプログラムよりご案内

デロイト トーマツ グループのCFOプログラムでは、CFOの皆様をナレッジの面から支援することを目的に、CFOアジェンダや日々直面している課題をテーマとし、定期的な情報発信を行っています。グローバルに展開するプロフェッショナルファームとして、あらゆるキャリアのCFOに対し先進的な知見と新たなインサイトを提供します。

### ■ CFO Signals

現役CFOの意識調査を四半期毎に実施、デロイトの専門家による分析を加えたレポートとして発行

### ■ CFO Insights

毎月、税務、M&A、デジタルなど各方面の専門家による最新の知見を提供

ご興味のある方は下記よりデロイト トーマツ グループ CFO Programの詳細をご覧ください。

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/topics/c-suite-agenda.html>



## デロイト トーマツ グループ公式アプリのご案内

AI音声による“聴くコンテンツ”も配信中！会計情報や国内外の調査レポート、セミナー情報をお届けしています。  
ぜひお手元のスマートフォンにインストールしてご活用ください。

iOS版はこちら



[https://apps.apple.com/  
jp/app/id1521403230](https://apps.apple.com/jp/app/id1521403230)

Android OS版はこちら



[https://play.google.com/  
store/apps/details?id=li.yapp.  
app34AAF9B6](https://play.google.com/store/apps/details?id=li.yapp.app34AAF9B6)

お問い合わせ先  
デロイト トーマツ グループ公式アプリ事務局  
[app-support@tohmatu.co.jp](mailto:app-support@tohmatu.co.jp)

# 会計情報

発行日 令和5年10月20日(毎月20日発行)  
第567 11月号  
発行所 有限責任監査法人トーマツ  
テクニカルセンター  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング  
Tel.03-6213-1070  
Fax.03-6213-1145  
MailAddress:trc\_mailing@tohatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>  
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

# Deloitte.

## デロイトトーマツ

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市約1万7千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを提供し、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約415,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com))をご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト・ネットワーク")が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001